

午前10時1分 開議

議長（堀口武視君） ただいまから平成16年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番 谷 外嗣君、10番 上山 忠君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、17番 角谷英男君の質問を許可いたします。角谷議員。

17番（角谷英男君） 皆さんおはようございます。通告に従い、質問させていただきます。

まず、質問の前に、現状の泉南市について、我々は市議員として選ばれておるわけですから、市民からいろんな悩みや要望を聞きますので、その現状といいますか、市民の皆さん、どのようなことを今思っておるのかということをお市長に申し上げたいというふうに思います。

市民の皆さんは、今非常に不安であります。どんな不安を持ってるかといいますと、合併の話は徐々にではあるが聞こえてきました。しかし、合併したらこのまちはどうなるのかな、なぜ合併をしなければいけないのか。非常に市民の皆さんは素朴な疑問を持っておられます。

なぜ素朴な疑問をお持ちかといいますと、実は合併に関して情報が伝わってこないんだと。仮に伝わったとしても、それは法定協の法定ビラ、それと市から発信されるチャンネル9等の情報、その中に、合併がいい話ばかりが入りますが、合併したら必ずマイナスもあるであろう。そういう話は全然伝わってこないんだと。市議員の皆さん、その辺はぜひ我々に伝えていただきたいと。素直な情報、生の情報を伝えてほしいんだ。

私たちのまちは、営々と続いてきたわけでありませう。この泉南市はどうしても大事にしたいんだと。できることなら小さいまちで、私たちの税金がどのように使われておるかということを見たい

んだ。大きくなればそういうものは非常にアバウトになる。そういう不満、疑問を持っておられます。ぜひ、このことにも市長、的確に答えていただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、まち創りでありませうが、私たちのまちは大きく今変貌しようとしておられます。1つは、りんくうタウンが大きく変わりました。その中で内陸部が一体どうなるのかなという疑問を持ち出しました。まず、内陸部については、一向に変化がありません。砂川駅前、どうなっていくのかな、新家の駅前もどうなるのかな、全体としてどうなるのかなというのが見えてこない。あくまでもりんくうタウン中心になりかけている。

第4次総合計画を改めて見ました。あれは一体何なのか。たしか2年前につくられたはずであります。この第4次総合計画と内陸部の将来のまちづくり、このことについて市長、ぜひお答えをいただきたいといます。総合計画は実施計画がされるんでありませうか、それとも合併があるからこのままほっとくということになっておるんでありませうか、その辺についてお答えを願いたいといます。

それと、りんくうタウンについてでありませうが、先ほど言いましたように、りんくうタウンは大きく変わってまいりました。想像もできないような状態にあります。このことによって、商業者の皆さんは大変な状態に落ち込んだ。これは、前議会からずっと言い続けてまいりました。

しかし、その中でりんくうタウンを冷静に見ますと、何でも大阪府から言われたことはすべてするのかな。これも言い続けてまいりましたが、ヒューマンサイエンスから始まってこの方、ずっとそうでありませう。現実の問題でありませう。

中でも救護施設について、前回は質問をさせていただきました。この救護施設というのは、現在ある砂川の福祉センター、牧野にあります福祉センター、大阪府営でありませうが、直営でありませう。この中で生活保護施設があった。これがりんくうタウンに来る。これはまさに目的外使用ではないかなと思ひませうが、前回は質問いたしました。現状はどのようになっておるんでありませうか、そして

今後はどうなるのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

それと、もう1つ、企業誘致であります。この企業誘致は今後どのような形で進んでいくのでしょうか。来るものはすべて入れるということはないはずです。りんくうタウンの基本的なまち創りに合わせてどのようにお考えになられておるのか、お聞きしたいと思います。

商業施設も同じであります。商業施設がまだまだこれから出店を希望されたらオーケーをするのでしょうか、それともどうなるのでしょうか、その辺も含めてあわせてお聞きしたいと思います。

続いて、合併問題であります。

合併問題は、これはほとんど皆さんが質問をされます。この合併の現状について、私は大変憂えております。9回及び10回目を迎えようとしております。また、住民投票も7月11日から8月22日に延びました。これは、まさに法定協議会のスケジュールがタイトであるがゆえにこうなったんだと思います。こんな状態の中で果たして本当の住民説明会や、また住民投票ができるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

それと、住民説明会の中身であります。どのような住民説明会を行われるのか、お聞きしたいと思います。

また、これも以前にも聞きましたが、住民投票についてであります。私はどう考えてもこの投票というのが率を考えなければいけないのではないかと思っております。30%台で果たして住民の意思がすべてそこに集約されたといいますか、それで決めていいんでしょうか。その辺は改めて市長、考え変わりませんか、お聞きをしたいと思っております。

それと、近郊緑地であります。

これも過去二度にわたり質問をしてまいりました。岡中の皆さんからも要望がありました。この近郊緑地について、過去から何度もお聞きしておりますが、過去から現在に至るまで市は検討し、要望すると、こう言い続けてきたわけですが、どのような活動、運動をしてきたのか、教えていただきたいと思っております。

それと、最後であります。市長の政治姿勢と

いうことであります。

市長にお聞きします。私たちはこれから説明責任と結果責任ということを考えなければいけないのではないかなと思います。これは市長だけではなくに市議員も、私たちもそうであろうというふうに思います。簡単にこの説明責任と結果責任について、市長はどのような見解、考えをお持ちでしょうか。これは非常に大事なことであります。これをお聞きした上で、また質問をさせていただきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終えたいと思っております。ありがとうございました。

**議長（堀口武視君）** ただいまの角谷議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** まず、冒頭、合併についてのいろいろな意見を聞いてるということでございますが、私もいろいろ聞いております。これは賛成、反対別にして、そういう意見が出てくるというのは、1つはやっぱり関心が高まってきたということが言えるんじゃないかというふうに思います。そういう意味で非常にいいことだというふうに思います。もちろん賛成、反対の御意見はあるとしても、そういう議論がちまたで交わされてるということは、非常にいいことじゃないかなというふうに思っております。

それから、総合計画でございますけれども、これは10年スパンで泉南市の将来を見据えた形で計画を行っております。その中で、既に事業に着手しているものもございまして、あるいはこれから計画をしているものもございまして。基本的には総合計画に大筋に沿った市政運営を行うというものでございまして、それはその総合計画により沿った形で今後とも市政を行っていきたいというふうに考えております。

それから、細かい点はまた担当部より御回答いたしますが、近郊緑地につきましては、かねてから角谷議員初め多くの皆さんから不合理な部分の御指摘をいただいております。私もその都度大阪府に対しましてこの見直しを提起しております。私も企画調整部長にお会いをして、そのあたりを具体的に説明をして、問題提起をさせていただいた経緯がございまして、

ただ、この法律、近畿圏整備法に基づくものでございますけども、国の方でこういう近畿圏整備に関する法律の中で近郊緑地保全区域を決めておりますので、なかなかこれの見直しというのは非常に難しゅうございます。1市が単独でその変更を申し上げてなかなか難しい部分がございます。1つはより多くの地域といいますか、自治体がお互いに手を携えて動かないといけない部分があると思います。

それと、もう1つは、この前から申し上げておりますように、例えば合併ということになった場合、今この近緑の一番南の端は泉南市で終わっているわけでございますが、和泉山脈というのはずっとまだ続いてるわけですから、それを守らなきゃいけないという精神からすれば、新たに指定するという必要かもわかりません。

ですから、そういう機会をとらえてプラスマイナスの議論はありますけども、面積としてプラスになると。その中の見直しの中で一定趣旨に合わない部分、あるいは当時決めた中で現在の土地利用と非常に逸脱しているようなところ、あるいはその後、できた道路等によって区域区分がはっきりと明確にできるという部分も含めて、見直しということについては申し上げていかなければいけないんじゃないかということをおもっております。

したがって、以前からも大阪府に対して強く要望いたしておりますけれども、今後とも力を緩めることなくこの変更要望については続けていきたいというふうに思っております。

大阪府に対しましては、これまでは私を初め助役、それから担当部を含めてそれぞれの立場で要望をいたしております。

それから、説明責任と結果責任ということでございますけれども、私たち――皆さんもそうでありますしょうが、選挙で選ばれる身でございますので、そのときに幾つかの公約を掲げておるわけでございます。これについては、それをその期間の中でできるだけ実現していく、あるいはその道筋をつけるということがその公約ではなかろうかというふうに思っております。

その中で、もちろん100%できる部分もありますし、緒についた分もあるかもわかりませ

ん。あるいは場合によってはいろんな事情でできない分もあろうかというふうに思いますが、このあたりはその次のそういう機会にきっちりと市民の皆様にお示しをして、その上で御判断をいただくということが必要ではないかというふうに思います。

私どもの任期というのは4年でございますから、その間の、私の場合でしたら市長としてのやってきたこと、あるいはいろんな構想なり、あるいはこういう合併問題を含めた足跡を評価いただくということが結果としてつながっていくんじゃないかというふうに思っております。

したがって、私どもはこの市長の結果責任というのは、あくまでも市民の皆さんが御判断をされるものというふうに考えております。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 救護施設につきましてお答えいたします。

救護施設の移転計画につきましては、大阪府におきまして府立砂川厚生福祉センターの今後のあり方について検討され、その結果、民間で対応可能な分野は民間に移管するというので、民間では対応が困難な高度障害者等の利用者に特化した施設としてセンターを再編していくということにしてございます。

このような観点から、生活保護施設でございませう救護施設につきましては、福祉センターの再編整備を進める中で民設・民営化を図り、建てかえのための土地確保が困難であることから、他の府有地に移転する計画内容となっております。

また、移転計画地につきましては、大阪府で種々検討され、最終的には府有地であり、協力病院に近いりんくう南浜が適地であるということで判断したとお聞きしております。

また、現状の進捗状況でございますが、大阪府におきまして5月に全体保護者会に説明を行うとともに、順次父兄の保護者の方々に対しましても説明を行っております。移転先の法人が決定した時点におきましても再度説明をされるというふうに伺っております。また、移転先周辺の方々にも説明を行ったと聞いてございます。

当初のスケジュールとしましては、本年4月よ

りコンペ方式で移管法人の募集を開始し、7月には募集を締め切り、8月に移管法人を選定の上、12月工事着工となっておりますが、国への協議を含め、事前調整がおくれるなど現在のところ募集開始に至っていないのが現状であると伺っております。

なお、工事完成につきましては、当初の予定では平成17年度中となっておりますが、現在のところ変更がないというふうに伺っております。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 金田総務部次長。

**総務部次長（金田俊二君）** それでは、私の方からりんくうタウンの今後につきまして御答弁申し上げます。

りんくうタウンの土地利用につきましては、本市域は産業用地でございまして、従来より公害のない企業の立地を進めてきたところでございます。

しかしながら、長引く不況の影響もございまして、企業の進出が進まない中、本市といたしまして平成14年3月に策定した第4次総合計画において、りんくうタウンへの工場立地が厳しい状況にあり、今後新たな企業誘致策や福祉、医療、居住、集客など新たな複合都市機能の確立を検討するとともに、市民、訪れる人々が水辺に親しむことができるような雰囲気づくりを進めますと位置づけた次第でございます。

したがって、現在の福祉・医療施設や今回のイオンモールの進出につきましても、本市におけるりんくうタウン土地利用の方針に整合しているものと考えております。

今後の土地利用につきましては、産業用地の看板は当然おろすことができないわけですが、商業業務的なものにつきましては、今後イオンショッピングセンターの開店後の状況を見きわめることが必要でございますので、本市といたしましては、引き続きその後、りんくうタウンの活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**議長（堀口武視君）** 馬場都市整備部長。

**都市整備部長（馬場定夫君）** それでは、私の方からまちづくりについてのうち、内陸部の部分のまちづくりについてお答えいたします。

内陸部のまちづくりのイメージについてでございますが、平成11年2月26日に策定いたしました泉南市都市計画に関する基本方針において、本市の全体構想や地域別構想を定め、都市計画のマスタープランとしてこれをもとにまちづくりを進めているところであります。

また、第4次総合計画とは策定年次が前後いたしますが、総合計画策定時にはこの泉南市都市計画に関する基本方針を考慮して策定を行っておりますので、総合計画に合致した計画となっております。

なお、和泉砂川駅につきましては、平成12年度に再開発事業の凍結となり、現在駅前広場や周辺の道路等、都市施設の基盤整備を行うべく、関係機関との協議や作業を行っているところでございます。

次に、新家駅前につきましては、新家駅南地区地区計画によりまして、駅前にふさわしい商業環境の形成及び駅周辺にふさわしい住環境の形成を誘導しております。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** それでは、私の方から、議員御質問の合併の住民投票及び説明会の件について御答弁申し上げます。

まず、住民説明会の件でございますけれども、住民説明会はこの8月3日から12日までの間、11回の開催を予定しておりますが、説明事項といたしましては、昨年の12月からの合併協議会におきます協議結果、例えば合併の方式や期日、あるいは地方税の取り扱い、特別職の身分の取り扱い、各種事務事業の取り扱い等、特に住民投票に向けて住民の判断を求めるに必要な税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、上下水道料金等の身近な料金につきましては、また新市の財政シミュレーションを含む新市建設計画の概要など、これらを総括的に住民説明会においてお示しし、8月22日の住民投票に臨んでまいりたいと、このように考えております。

それと、今度は住民投票の投票率の問題でございますけれども、この住民投票は2市2町で統一しまして8月22日に実施するという予定になっ

ております。住民投票を実施した自治体によりましては、投票率によって例えば50%以下の場合には開票しないといったような場合もございますけれども、一般選挙の場合を考えると、やはりその投票率にかかわらず開票しているということもございます。ですから、50%以下だからといって開票しないというのも、この住民投票には多くの税金も使っていくということもございますし、そういったことを考えると、やはり開票するのがいいのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 角谷議員。

**17番（角谷英男君）** それでは、再質問をさせていただきます。

まず、合併から入りたいと思いますが、先ほどの説明では、住民説明会の中身については、当然あらなければいけないことを言われたわけですが、その中でちょっと注目するのは、新市建設計画ですね。

これについては、先ほど谷部長は、概要を説明すると、こう言われたわけでありまして。実は、新市計画が先ほどの私が内陸部のまち創りとか今後のまちについていろんなことを言いましたが、それは大きくかわり合いがあるわけですね、当然。注目をするわけです、皆さんが。

問題は、その概要だけでいいかどうか。それで住民の皆さん納得するかどうか。特に、これは法的協でも質問をさせていただきましたが、合併のマニュアルなんかにはこう書いてるわけですね。これは総務省の――市長御存じですけどね、これは。まずは住民の皆さんに市町村の建設計画を示すんだ、具体的に示すんだ。そして、それから入っていくんだということを言われている。これは総務省のマニュアルの中にも入っておるわけです。

そのことは法定協でも答弁はされましたが、しかし私は非常に大事なことだと思うんですよ。確かに使用料、手数料の増減、アップ、下がるとかいろんな問題、生活に密着はしておりますが、まち創り、これは未来永劫にかかわる問題なんですね。それが概要だけで果たしていいんだろうか。

私は、もう甚だこれは疑問である、問題があるというふうに思います。その辺はどうなんでしょうね。それがあから、7月11日から8月22日まで延びてしまった。スケジュールがタイト過ぎるという問題が具体に出てしまったんですけども、まだなおタイトである。これが概要ではもっと具体的に示さないかんとおもいますね。

それと、もう1つは、新市建設計画小委員会ですかね、その中で問題は我々が持っておる第4次総合計画、これがどんなに反映されてるのか。それぞれの3市2町の皆さんが、特に新市計画に参加されている市民の委員の皆さんがありますね。そのテーブルでこの第4次、それぞれの総合計画を持ち寄ってやってんのか、それとも問題は幹事会だけでこの総合計画を持って、幹事会で決まったものを小委員会に持ってきて、さあこれですよ、皆さん審議してください、終わりましたというふうになってるのか。そら大きな違いが出てくると思うんですよ。まち創りというのは、非常に皆さん注目してると思うんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** 住民説明会に新市建設計画、そういった概要も説明するというふうに言わしていただきました。

この問題につきましては、特にこの新市建設計画は相当ボリュームがございます。そして、その中にこれからの施策でありますとか、あるいは主要指標の見通しとか、あるいは新市の概要、概況、こういったものがまとめられておまして、それを市民の方々にはいかにこの分をわかりやすく説明させていただくかということも我々の仕事であると、このように思っています。

ですから、この新市建設計画につきましては、当然市の財政シミュレーションとかそういったものも含まれてまいりますし、現在まだ今のところは素案という形で示しておりますけれども、それをもう少しかみ砕いた、要するにわかりやすい形で概要版をつくり、そして市民の方々に説明したいと、このように思っているところでございます。

それと、このまちづくり計画を作成していくと

きには、当然3市2町から各市町の総合計画なりそういったものを持ち寄りまして、そして各市の現況なりを把握し、そしてその中で3市2町のこれからのまちづくり指標というんですか、そういうものもうたっていくということになっておりますので、それも含めた形でこの計画は作成されるというふうになっております。

以上です。

**議長（堀口武視君）** 角谷議員。

**17番（角谷英男君）** 今の説明では、全く納得ができません。ほんとに新市計画を皆さんに御理解いただけるようなものをつくろうと思えば、今のスケジュールではとてもじゃないができないと思いますよ。ただただ合併の期限に合わせるために目いっぱい走っておると印象しか受けないんです。特に、小委員会については、そこで十分練らなければいけないのを、恐らくこれは推測であります。幹事会、いわゆる助役さんたちが集まったような組織がありますね。そこで練られたものを恐らく下におろしておるのではないかな。そんなんで将来のまちづくりが果たして理解できるであろうか。住民のための合併なんですから、もっと時間をかけてやらなければいけないのではないかなというふうに思います。これは中身をこれから見せていただいて、十分議論をさせていただきたいというふうに思います。

それと、泉南市にかかわる問題であります。これは以前にも質問させていただきましたが、合併があるとすればこれはどうなんだろうという質問をしました。その1つに、財産区の問題がある。中でも具体的に質問いたしましたが、もう具体的に申し上げます。樽井火葬場の問題及び墓地の問題であります。改めて言いますが、もし合併があるとすれば、新しい市がこれは新たな契約をしなければいけないのではないかなという問題が発生しませんかという質問をいたしました。

調べていきますと、市は当然のようにこれは行政財産だと言っておりますが、私は全く違うのではないかなと。火葬場の底地も墓地の底地も同じなんです。樽井村登記になってるんです。これを一方的に火葬場の底地は行政財産だといえるんかどうか。事実として墓地は財産区の金が入ってお

ります、お金が入っております。しかも、樽井区の皆さんで墓地管理委員会ができてやっておられます。墓地埋葬法に従ってこれはつくられたわけです。

それと、樽井区の皆さんに一部お聞きしますと、こういう意見もあるわけです。合併調書には載っていないから行政財産だというのは、実はおかしいんだと。合併調書に漏れることだってあるんですよと。それがみなし財産なんです、よそで言う。本当は31年の合併に6カ町村がすべてのそれぞれの財産は新町に帰属せしめると、こう調書に書いてある。ほんとは全部入ってなきゃいけないが入ってなかったという事実があるわけです、漏れた事実があるわけ。それがみなし財産であり、樽井の、樽井村登記のまま残った墓地及び火葬場である、私はそう思います。

そういうことになれば、単純に行政財産というのはおかしいのではないかと思います。ただ、泉南市の書類によれば、まさに行政財産となってるんですね、扱いが。しかし、それは果たしてそうなんでしょうか。上物は確かに泉南市が予算を投入してできた火葬場であります。しかし、底地は現在樽井村なんです。それも樽井区の同意も全く相談もなしに、一方的に行政財産として扱いますということは、果たして通じるんかどうか。

樽井の皆さんがそのことに同意されるなら、私はそれでいいですよ。しかし、新市合併をやるうという中で、そういう問題がやっぱり全くノータッチのままではっていいのかなという思いがありまして質問をしたわけでありまして。その辺もあわせて一度お答え願いたいというふうに思います。

**議長（堀口武視君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** これは過日の合併対策特別委員会でも議論になりまして、その結末といたしましては、市の方でもう一度調査をして、そして所管であります総務常任委員協議会に御説明をするということになっております。その上で、それを受けて合併の特別委員会にも報告すると、こういう仕切りがなされておりますので、ここでの詳しいことについては今調査中ということで差し控えさせていただきたいと思っております。いずれ総務の

常任委員協議会の方で報告をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、その前の委員会でも言いましたように、樽井財産区財産調書に載っておらないのは事実でございますから、財産区財産ではありませんということをお申し上げました。その後、いろいろ今調査中でございますので、先ほど言いましたように改めて所管の委員会で御説明をさせていただきたいと思っております。

**議長（堀口武視君）** 角谷議員。

**17番（角谷英男君）** 改めて調査ということになりますと、今時点では全くどっちかわからないというふうに理解をしいというふうに思いますね。以前は、行政財産でありますと明言をされておりますが、それはそうではなしに、改めて調査をする。今時点でわからないというふうに理解をしいいかなというふうに思います。

総務委員会、常任委員会及び特別委員会で調査の上、報告するというところでありますが、問題はその調査の中身であります。これはどのような調査をされるのか。それと、樽井区及び財産区の皆さんにこのことは相談をされるのか、問いかけをされるのか。その辺はどうなのでしょう。非常に大事なことだと思うんです。

要は泉南市行政だけが一方的に調査し、決定しました。それでいくのか。それとも、いや、つれ落ちもあるでしょう。調書に載っていないということも、よその財産区を見りゃ、みなし財産を見ればわかるわけです。当然あるわけですから、そういう意味では事実墓地が、認めた上で墓地の開発といいますか、それをやったわけですから、そういう意味では樽井区の皆さん及び財産区の皆さんにはこの問題について相談をされるのかどうか、改めてお聞きしたい。

**議長（堀口武視君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** まず、1点目、私の方からお答えいたします。

改めて調査するという事は、どこのもんかわからんんじゃないかということですが、そうではございません。はっきりと行政財産台帳に載っております。それはそれとして、経緯も含めて調査をしたいということですが、

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** この問題について調査をする上で、必要があれば樽井区あるいはその財産区の方と相談もするわけでございますけども、もし必要があれば我々としては意見も聞きたいと、このように考えております。

**議長（堀口武視君）** 角谷議員。

**17番（角谷英男君）** 私も持っております。土地台帳には行政財産とありますが、この中身については、私の勝手な見方かどうかわかりませんが、これは上物についてはそうであろうなというふうに思います。土地については事実上、名義が法務局では樽井村になってるわけですから、この台帳そもそもがちょっとやり過ぎかなというふうには思いますけど。これは私の見解であります。そういう意味では、今後当然市長は合併を目指して頑張っておられるわけですから、この問題は避けて通れないというふうに思いますので、十分樽井の皆さんと協議をさせていただきたい。そうでなければ、私はおかしな問題になってくるのではないかなというふうに思います。

続いて、合併については、先ほど言いましたが、非常にタイトであると。中身については法定協でやらなければいけないものと分けて考えなければいけないんでありますが、要は合併についてはそんなに慌ててどうするんでしょうかなと思います。

それと、市長、これは推測はいけないんですけどね、推測はいけないんですけども、ちまたではいろんな情報が入ってきますので、恐らく住民投票を2市2町やって、どっかの町が多分ドロップするんと違うんかなとか、いろんな話があります。

問題は、2点お聞きしたいんですけども、要は一度一つの町でもドロップすれば、これは自動的に法定協は解散になる。その後のことは推測で大変申しわけないんですが、たまたま市長もその後のことに触れられたこともありますので、お聞きしたいんですが、どのように考えておられるのでしょうか。もうこれで合併は一切なしと見るのか、それともまた新たな考えを持っておられるのか。その辺、一度お聞きしたいなというふうに思います。

それと、法定協であります。事実としてそう

いううわさも流れる。その根拠に、本来市長、3市2町の首長がそろって法定協を提案し、合併をしようということで集まった3市2町であると思うんですが、この首長の中で最近、非常に意見の違いが出ておる。私も実は法定協の中で一番先にその質問を会議の始まる前にしようとしたんですが、とめられたり、ストップかけられたり、いろいろなことがありました。しかし、事実はそのようになっておるわけでありませう。

例えば田尻町の首長さん、青年会議所主催とはいえ、田尻町の中でシンポジウムを開きながら、田尻町の首長が参加していないという事実。また、水道料金でしたかね、これが岬町の首長、町長に至っては、退席をしたり否決をする。これはおかしいんじゃないかと思うんですよ。

こんなものは初めからみんな決まって、お互い合意をして参加しているはずなんですね。その辺は3市2町同じテーブルに座っておられる1号議員である向井市長さんは、どのように見られておるのか。今後、そういう人たちをどのように考えるのか。これはぜひお聞きをしたいと思ひますし、ほとんどの皆さんは、そういう疑問を持っておられるんじゃないかなというふうに思ひます。

**議長（堀口武視君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** まず、現在の3市2町の住民投票によって枠組みがもし崩れた場合ということですが、住民投票が8月22日に一斉にやります。即日結果が出るというふうに思ひます。そして、次の法定協が9月の初めにたしか予定されておると思ひますので、その10日弱の間に反対多数、それも率によってどうかわかりませんが、そういう結果が出たところについては、まずみずからどうするのかの態度を決めていただかなければいけないと思ひます。そのままずるっといったら、皆にまた迷惑かける話ですから、そこで離脱するのかしないのか、それをしていただかなきゃいけないと思ひます。もしどこかが離脱ということになれば、当然現在の法定協そのものは一たん解散という形にならざるを得ないというふうに思ひます。

その後、じゃどうするんかということですが、今の時点でそういうことを考えるのはち

よっといかがかというふうに思ひますが、もし枠組みが変わってきた場合に、じゃ合併賛成多数であったところはどうか対応するのかというのは、一方で考えていかなければいけないと思ひておるませう、どうするのかですね。再構築するのかしないのか、これは一定また、ある時期には判断をしていかなければいけないと思ひておるませう。

ただ、現在では3市2町足並みをそろえて法定協を設置して現在まで至っているわけですが、それがそのままゴールまで行くということが一番いいというふうに考えておるところでございます。

それから、先般の田尻町のJCのシンポジウムでございますが、これは3市2町の市長、町長にパネラーとして出席要請をされたと聞いておるませうが、結果として私と泉佐野市長が参加をしたということでございます。JCの方のお話によりませうと、要請はいたしましたけれども、日程等、あるいはいろいろな事情によって参加できない旨の連絡を受けたと、こういうことだったので、その旨JCの方から当日の皆さんに報告をされておられました。

それから、この前の第8回法定協議会で協議第43号、「各種事務事業（上水道事業関係）の取扱い（その1について）」提案があつて、継続審議になりましたけれども、最終的に、賛成多数であったんですが、3分の2以上の賛成でございましたので、否決ということになりました。

そのときに岬町長は反対ということをおかれて、それは1回目のときだったんですが、継続審議の2回目では採決のときには退席ということがございまして、私どももびっくりしたんですけれども、そういうことがやっぱりあつてはいけないと、そのために事前の3市2町の首長連絡会というのを組織しておるませう。今、座長は泉佐野市長になっていただけておるわけですが、そこであらかじめ意見交換をした上で法定協の方に出すという形をとつておるませうので、先般行われました首長連絡会で私の方から問題提起をさせていただきます。

6月15日でございますけれども、やはり今回のそういう行為というのは、2号委員あるいは3

号委員、あるいは傍聴に来られた方々におかれても非常に疑問に思われた方が多数いらっしゃるし、批判も受けているということで問題提起をさせていただきました。首長連絡会のあり方論を申し上げたところでございます。

若干やりとりもございましたけども、その結果、今後においてはこういうことのないように改めて確認をして、調整案としての意見は十分議論した上で法定協の方に上げていくということを確認いたしました。

ただ、今後は例えば庁舎問題なんかでは必ずしも3市2町の市長、町長一緒の方向でいけるかという、これはわかりません。私も反対するかもわからんし、賛成するかもわからない。ですから、それは事前に協議をして、こういう理由で反対をする、こういう理由で私は賛成するという、その辺まで事前に議論した上で合併協議会に臨もうということで確認をいたしました。

したがって、今回皆さん方がお感じになったようなことを私自身も感じておりまして、問題提起をきっちりとさせていただいたところでございます。

**議長（堀口武視君）** 角谷議員。

**17番（角谷英男君）** このような問題が出るのは、1つにスケジュールに問題があるんじゃないかなと思います。無理にタイトにスケジュールを組んでいく。ただただ合併に向けてやっていくんだというやり方が、そこにも出ておるんじゃないかなと思います。それはそれで十分考えていただきたいというふうに思います。

それと、この住民投票に向かって住民説明会もあるわけですが、ぜひ住民のための合併ということを当然のことながら意識していただきたい。行政の合併ではないんだと。ただただやるんだというようなことを余りにも感じる。住民の皆さんもそう感じてるわけですから、そういう意味では住民説明会、これは泉南の問題でありますから、ぜひ嫌なことも、俗に言うデメリットの部分も十分出して皆さんにお知らせをするんだと、その上で判断をいただくんだということでなければいけないんじゃないかなと思います。

それと、市長、法定協においても市長の方から

ぜひ意見を出していただきたいのは、1号議員から3号議員まであるわけですが、1号議員は、最近では泉佐野市長さんがかなりしゃべられますから、そういうこともだんだん雰囲気はなくなってきてはいるんですが、どうも1号議員に質問がしにくい、1号議員とのやりとりがないわけですね。同じ議員だからという位置づけかもわかりませんが、しかしそうではないと思うんですね。

もっと、時には1号議員、提案者ですから、間違いなく。そういう意味では2号、3号議員との議論も僕はやるべきだと思うんですが、ぜひ一度市長、首長連絡協議会か何かあるそうではありますが、そこでも議論をいただきたいというふうに思います。

合併については、まだまだ言いたいことありますが、だんだん時間も少なくなっておりますから、次に移りたいと思います。

まち創りに入りたいと思いますが、総合計画がありますが、市長は総合計画に沿って市政を運営していくんだと言われました。市政を運営するというのは、これは我々が受け取るのは、当然これは合併なしでこの総合計画をつくられてますから、そのように理解をしていいのかわかりません。合併があったときどうなるのか、違いを妙に感じるんですね。理解できない部分がある。

この総計をどの程度——我々の思いをみんなで議論したわけですね、あれ。私も合併があるからこんな必要でないのではないですかというような質問をしたことがありました。だけど、問題は、これはそのときのためだというふうに市長は答弁されましたけども、これをどこまで新市建設計画を入れていくか。非常に大事だと思う、まち創りにとって。特に、内陸部のまち創りについては、非常に不透明なんです。最近、泉南市はりんくうに力を入れて内陸部はほとんど手つかずではないかというふうな感じを持っておられる方がいっぱいいらっしゃるんです。

さっきの合併とちょっと絡むんですけど、ある市民がこんなことを言うんですよ、市長。主婦でしたけど、私は合併賛成です。ああ、そうですか、合併賛成、理由は何なんですかと言ったら、これ以下ないでしょう、このまち、これ以下ないでし

よう、そんな答えをされました。それほど泉南内陸部においては市長、非常に魅力がなくなってきたんですよ。総合計画をどう生かしていくんか。実施計画については触れられませんでしたけど、これをつくっていくんかどうか。これは非常に大事なことだと思いますよ。ぜひお答えを願いたい。

それと、新駅前について触ればまだまだ時間がかかると思いますが、この問題もただただ都市計画決定を待つて動くというのをもっと具体的に市民に知らしめる必要があると思いますよ。まちはこうなるんだ、こういう方向に引っ張っていくんだ、説明責任、結果責任がそこにも出てくるわけです。そういう意味で明快な、内陸部のまちづくりについて市長はどう考えるんだということを、総計を踏まえてぜひお答え願いたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** 総合計画をつくる时候にも議論があったと思いますが、当然現在は泉南市でございますから、泉南市の総合計画に沿っていくと。これは当然、10年スパンということを踏まえての計画でございますから、その間に合併がもしあったら、当然新市で新たな総合計画をつくっていくと。新市建設計画というのは今つくっておりますが、これは将来の総合計画のベースになっていくと思っておりますが、それで総合計画だということじゃなくて、新市になったらまた改めて新市の総合計画をつくるということになります。ですから、今のところ泉南市でございますから、泉南市の総合計画に沿ったさまざまな事業なり計画を行っているということでございます。

それは当然、新市建設計画なりに反映もしていかなければなりませんので、先ほど来からお答えいたしておりますように、それぞれ総合計画を持っておりますから、その中の基本の部分については盛り込んでいくということにいたしております。

それから、内陸部でございますけども、私は従来から進めておりますのは、もちろんきょう、あすの問題もあるんですが、やっぱり10年、20年、30年、50年先を見据えたまちづくり、すなわちびしっとしたまちの骨格をつくらなきゃいけないということで事業を行っております。それは、いろんな道路であったり公園であったりとい

う基盤整備、インフラが多いわけでございますが、そういうことをやっておけば、将来必ず活性化していくということになるかというふうに思います。

それができておらなければ、今の時代ですから10年おくれたら30年、50年おけてきますから、幸い本市は比較的早くさまざまな都市計画道路も含めて手をつけておりますので、それは順調に進んでいるというふうに思っております。

骨格ができますと、当然沿道利用も含めた土地利用の変革が起ってまいりますし、それから人口も安定的にふえてきておりますので、私どもはこの泉南市というのは非常に魅力のあるまちだというふうに思っております。

ただ、これから先は非常に厳しい時代を迎えてきますから、単独でこのまま行った場合と合併した場合と、どちらが市民、住民のためにいいのかという議論の中で合併問題を論じていかなければいけない。これは同じやと思うんですね。

前にもお答えしたんですが、先を比較的楽観的に見るのか、非常に厳しく見るのか、そのあたりが考えの違いにもなってこようかというふうに思いますが、私はやっぱりこれから三位一体改革を含めた非常に厳しい時代に入っていくと。国自体がああいう状態でございますから、府県もそうであります。

したがって、地方がしっかりしていけないとなかなか成り立っていかない時代に入っていくのではないかと。そういう意味も含めて合併議論を進めているところでございますので、それはまた別の機会といたしまして、そういう形で総合計画についても将来も反映していけるように、新市の中で取り組んでいきたいと思っております。

**議長（堀口武視君）** 角谷議員。

**17番（角谷英男君）** 法定協の1号議員としての、私の言った1号議員とはかの2号、3号議員のやりとりを提案していただきたいというのは触れられませんでしたけど、ぜひお願いをしたいと、一度意見を言っていたきたいというふうに思います。これは結構です。

次に入ります。りんくうタウンの救護施設でありますけど、これは救護施設がいけないというんで

はないんです。問題は、これはまさに目的外使用である。大阪府がまさに自分の都合で押しつけてきたもう代表と言うていいようなものであります。ほかにもいっぱいあります。これを泉南市が黙ってうんと言っているのかなと思いますよ。

ところで、この救護施設というのは、これは宿泊施設も兼ねておるんでしょうか、それともそうではないんでしょうか。その辺わからぬのでお答え願いたい。

**議長（堀口武視君）** 楠本健康福祉部長。

**健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君）** 救護施設におきまして宿泊ができるのかという点でございますが、当然宿泊施設ということになります。

以上です。

**議長（堀口武視君）** 角谷議員。

**17番（角谷英男君）** これは市長、地区計画に基本的には違反することになります。ただし、第9条で市長が考えを変えたら、市長が許可すればいいということになっておるわけでありまして。まさに市長がこの救護施設についてりんくうタウンに合うかどうか、これは市長の判断1つにかかっておるわけでありまして。今までもいろんなことがありました。第9条にかかわる問題、地区計画にかかわる問題、これは全部市長が最後の9条で了解してずうっとできてきたわけです。そうですね、これ。だから、地区計画を見直したらどうですかということのを再々言ってきたんですけど、いまだ見直しをされてません。ある以上、それは守らなければいけない。

そこで、宿泊はりんくうタウンではだめなんです。ホテルももちろんだめですし、産業ゾーンにおいては。これは市長、それをわかった上で第9条で許可をされるんですか、どうですか。その辺はどうなんですか。

**議長（堀口武視君）** 中谷助役。

**助役（中谷 弘君）** 今、角谷議員の方から第9条の御指摘があったわけでございますけれども、りんくうタウンについては、地区計画で建築制限をいたしております。この制限しているものについては、共同住宅、寄宿舍、下宿ということで規定をいたしておるわけでございますが、この救護施

設につきましては、建築基準法上の建築物といたしましては、児童厚生施設等という種類に分別をされますので、本市の条例で規定してる分には該当しないということでございます。

**議長（堀口武視君）** 角谷議員。

**17番（角谷英男君）** そんなこと初めて聞きましたけど、ただそれはおかしいですよ。まさに市長があのりんくうタウンに対してどういう思いを持って、どういうまち創りをするかということがすべてだと思うんですよ。これはまさに大阪府から要望があって、大阪府の考えでやってる問題だと思いますよ。時には泉南市のことを考えて、限られたりんくうタウンの土地なんです。そういう意味では、より活用するという意味でも、これはやっぱり勇気ある判断、決断は必要だと思いますよ。市長の答弁をお願いします。

**議長（堀口武視君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** りんくうタウンに大阪府が企業誘致を一生懸命やっていたいただいておりますが、提案のあったやつすべてを受け入れてるわけではございません。断ってるやつもあります。我々照らして、これは好ましくないんじゃないかというものは断っております。今回ののは福祉施設ということでございますから、これはまあもろ手を挙げて歓迎するものではございませんけれども、やはり協力病院があり、しかも保健福祉医療ゾーンというところがございますので、これについてはやむを得ないという判断をいたしております。

したがって、今後とも大阪府でいろいろ企業の御紹介とかありますけれども、これは泉南市にとって、あるいはいろんな雇用、あるいはその他から見て、税金を含めてプラスになるというものであるものに限ってオーケーをしていっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

**議長（堀口武視君）** 角谷議員。

**17番（角谷英男君）** この救護施設は、民設、民営になるとか言われましたね。これは税金とはどんなかわり合いができてきますかね。これ、税金の得られる、税金をいただけるものなんですか、それともだめなんですか、どちらなんですかね、これ。

**議長（堀口武視君）** 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 救護施設と税金との関係でございますが、福祉施設でございますので、民設、民営でございますけども、土地、建物とも非課税でございます。

議長（堀口武視君） 角谷議員。

17番（角谷英男君） 市長、りんくうタウンはどんな思いでつくったんでしょうか。私たちの時代、そして私たちの子供、その次、孫子の代までこれは泉南市のために、もっと赤裸々に言えば、これは税金がここで得られるんだという思いでつくったわけですね、りんくうタウンを、空港と絡んで。税金も得られない、まち創りにもいろんな問題でひっかかってくる。第9条にももちろんこれは私はひっかかると思うんです。なぜそこまでやってそういうものをオーケーするんですか、私にはわからない。

それと、これ場所はたしか済生会泉南病院の裏手ぐらいですな。山側ですね。そうではなかったか、もうちょっと違う方かな。日本振興の裏か。しかし、そういう場所、限られた場所ですから。

それと、医療福祉ゾーンと言われましたけどね、市長。私は、まだまだ病院は26床だけでは絶対市民は満足してないんですから。いろんな具体的な提案をしましたが、これはやはりまだまだあきらめんと、いい病院をつくるための努力をしなければいけない。単純に福祉だけが前面に出た病院ではだめなんだと、市民の皆さん思ってるわけですよ。これはこれで終わります。

最後に、時間ありませんが、近郊緑地であります。泉南市が努力してきたと言われますが、足跡が見えないんです。原課から資料をいただきました。これは努力をすれば何とかなるんですよ。海岸、りんくうだけに力を入れんと、内陸部の中にはああいう場所もあるわけですから、もっと力を入れていただきたい。

以上であります。ありがとうございました。

議長（堀口武視君） 以上で角谷議員の質問を終結いたします。

次に、22番 巴里英一君の質問を許可いたします。巴里議員。

22番（巴里英一君） 本来なら私が1番ということにきょうはなっておったんですが、事情で若

干おくれました。平成16年第2回泉南市議会定例会において、議長のお許しを得ましたので、私の思いと質問をしまいたいというふうに思います。

今なおこの地球上で戦争は絶えず、多くの人々は戦争の恐怖におびえながら、生命、生存のはざまの中で暮らしております。最近是小泉首相の言語の軽さが顕著になっているやに思います。

我が国もイラクへの派兵、北朝鮮による拉致問題など国際間における解決されるべき問題が山積しております。他方では、地球環境汚染などの環境問題、食糧の安定供給、水資源の確保等、今や地球的に連鎖し、人類の生存にかかわる諸問題の解決は、国際的協力と解決への努力がより必要であると思います。現状において、一国平和主義は成り立たないということであります。そういった意味では、日本の果たすべき役割は大変重要であります。

ちなみに水資源に限っていえば、世界の水の97.5%が海水であります。残された2.5%のうち、氷河が6.9%、地下水が3.0%、河川と湖水が0.12%であります。淡水の占める割合は、地球全体のわずか0.03%であります。そういった意味では、水資源は限りある貴重な資源として、命の水、ブルーダイヤモンドと言われるゆえんであります。

さて、この前の政府発表や新聞論調、(1)日本経済は回復基調にある、(2)失業率ももち直したと言われておりますが、その黒字転換の最大の理由は、リストラと賃金抑制、実質賃下げであります。2つ目は下請企業へのシビアな査定が主たるものであり、労働者、特に弱者にしわ寄せされ、さらにパートやアルバイト等の増加により利益を上げているというにすぎないんじゃないでしょうか。

長引く不況の中、多数の中小零細企業はその影響を受けず、青息吐息の経営状況にあります。私の知る限りにおく狭い範囲ではありますが、土木・建設業や地場産業である繊維業の衰退を初めとする製造業、各種商工業など、中小零細企業での売り上げや雇用の状態は、決して回復しているとは思えません。むしろそういった意味では衰退の基調にあるのが現状ではないでしょうか。

この点について、特にとは申しませんが、市長として感じるころがあれば、存念を申し述べていただきたいという思いであります。

それでは、質問に入ります。

市町村合併に対する現特例法は来年3月末で期限切れとなりますが、現法にかわって第2次合併特例法と言うべき新法が5年の時限法として2005年4月から実施されます。このことは、1995年に改正された現特例法による合併が遅々として進まない現状に新たな対応策としての改正特例法であり、国は不退転の決意をもって平成の大合併を進めようとしていると思われま。

そのことは、今後の各自治体に大きな影響を与えることは必至であります。本市でも議員や行政だけでなく、直接影響を受ける市民に将来の市のあり方、街づくりの提言とともに理解と協力を求める説明努力をしなければならないと思います。

合併特例法が99年、地方分権一括法として議員任期の在任特例、特例債の財政措置、交付税合算特例期間延長という財政的優遇制度とともに住民発議の重視などを柱に施行され、現在その法の趣旨、目的に沿って本法の優位性を生かし、2005年3月末をめどに3市2町の合併を目指し、合併特例協議会を立ち上げ、昨年12月より協議をされておりますが、私は合併協議会で2号議員として市の将来を展望しながら努力いたしておるところであります。市民に合併後の泉南市の未来と街づくりの姿を示さなければならない責任があります。

それでは、大綱3点10項目において質問いたしますので、市長初め理事者におかれては適切な御答弁を願って質問に入ります。

なお、さきの質問者と重なる場合があるかと思いますが、再度御答弁願えれば、できるだけ端折るつもりであります。お願い申し上げたいと思います。

大綱第1、合併問題について。

その(1)現状における問題点と対応についてありますが、合併協議会における各市町長の対応にずれがあるように見受けられることと、その問題点について当面する問題と今後の対応についていかがお考えか、お示しをください。

その(2)は、合併におけるメリット、デメリットについてですが、市町村合併の問題は、自治のあり方、中央政府と地方政府の対等な関係を権限と財源を税源委譲を含め、国と地方が真のパートナーとしてあり方を図るべきであると考えております。そのことが自己自立、真の地方政府の確立につながるのではないかとこのように思っております。

本質問についてはいろいろと言われておりますが、市長は細かい答弁は結構ではございますが、市の将来的展望の観点からそのことについてどうなのか。現行のままの泉南市の財政的あるいは計画的将来についてはどうなるのか。合併による市の将来像とともに、メリット、デメリットについてはどのようなお考えをお持ちか、お示しをください。

その(3)は、合併及び非合併における市の行財政シミュレーションについてですが、市長初め職員の行財政の取り組み努力に敬意を表しております。この行財政改革にも限度がございます。現在の財政シミュレーションについては、保育や幼稚園及び他の部門の民営化などが数値にカウントされていないと思われま。そのことについてはどうなのか、お示しをください。

また、合併効果による財政の一定のシミュレーションについてはどのようになるのか、可能な限りお示しをいただければと思ひます。

その(4)、これらを踏まえての住民説明会についてであります。先ほど角谷議員の質問にありましたが、説明会が8月の3日より行われるというふうに承知しております。現状の資料をもとに説明されるというふうに思ひますけれども、具体的にはどういった形の資料をもって説明されるのか、今わかっている限りで結構ですので、お示し願えればというふうに思ひます。

大綱第2、住宅問題についてであります。

その(1)市営同和公営住宅についてですが、さて日ごろは人権問題を重要な柱として市政に位置づけ、市民一人一人の課題として同和問題に御努力されている市長を初め職員の方々に対して、また本市議会各位に対して心から敬意を表するものであります。

同公住宅だけでなく、人は安心して暮らせる  
ところ、まず初めに食と住が来ます。世に言います、  
食う寝るところに住むところという言葉がありま  
す。こういった歌のように言われておりますが、  
この言い回しは、私は社会の真実、人の世の真実  
を突いているのではないかというふうに思ってお  
ります。

本年4月、市営住宅ストック計画が立てられ、  
総括的に現状と方向が冊子にして出されてしま  
したが、この市営住宅ストック総合計画は、経過と背  
景、現状とストックの説明メニューは示されてお  
ります。しかし、具体的な建設計画が提示されな  
いまま出されたというふうに見受けられます。こ  
の経過、背景について、こういった形で実行に移  
すのか、また市営宮本2号棟、3号棟の建てかえ  
基本計画は、このときと同時に別冊で出されてお  
りますが、具体的な要件であります建設計画、事  
業計画が未決定であります。その意味ではどのよ  
うに考えられておられるのか。

また、同公住宅については、既に平成7年から  
9年にかけて前畑住宅8棟中4棟、宮本住宅4棟  
中2棟が増改修されましたが、最も古い住宅であ  
ります前畑の1棟、3棟、また8棟、10棟、宮  
本2棟、3棟の建てかえ及び増改修は、いまだ具  
体的計画に至っておりません。過去、住民要望や  
支部交渉、本議会や機会あるごとにお尋ねしてお  
りますが、今もって計画はあっても具体化への予  
算執行の気配は見えません。この点についていか  
がか、お示し願いたいと思います。

住宅その(2)について、一般市営住宅の新規建設  
構想についてであります。私は当初より一般市  
営住宅の建設を要望しておりました。これは、お  
年を召された方や寡婦児童家庭など社会的弱者、  
つまり高額家賃が払えない、保証人がいない、低  
所得であるといったところで、こういった理由で  
いわゆる賃貸借してくれないという現状がまま見  
受けられます。

こういった市民のために、環境とともに安心し  
て暮らせる良好な住宅を行政の責任として建設し、  
提供すべきと考えますが、そういった意味では折  
に触れ提案してまいりましたが、ある意味では財  
政的問題があるというのは承知しておりますが、

ぜひとも市民の願いでありますこういった安心し  
て暮らせる街づくりのためにも、実行の方向での  
お考えがあるのかないのか。先ほど申し上げたス  
tock計画においては、全体的にはストックはあ  
るけれども、そういった方々を優先的に入居させ  
得るようなシステムのつくり方といえますか、こ  
ういったことの配慮も考えなきゃならない点も含  
めてお答えいただければと思います。

住宅その(3)について。市営3住宅の現状と安  
心居住への方向であります。

高岸、氏の松、砂原の本3住宅の問題につきま  
しては、過去、本会議のたびごとに先輩・同僚議  
員から質問があり、今ごろなぜ巴里は質問するん  
だろうというふうに思われるかもしれませんが、  
私も今になって失礼かなというふうな思いもあり  
ます。そういった気を使いつつお聞きしたいとい  
うふうに思いますので、御了解をお願いしたいと  
思います。

さて、この3住宅の問題におけるこの間の住民  
の労苦、私は察して余りあるというふうに思いま  
す。この闘争の歴史については、非常に長い期間  
苦勞されました。このことについて、同じく私は  
30数年間解放運動の中でなべかま提げてお互い  
に手をつなぎ合いながら現在まで来た経過を見ま  
すと、こういった血のにじむような思いをしてや  
っとこたえてくれたのが国であり、行政でありま  
した。その思いからいたしますと、こういった皆  
さん方の努力とそれにこたえた市長の英断に対し  
て、私は高く評価をするところであります。

これを引っ張るに当たっては一一引っ張るとい  
いますか、語弊がありますが、いわゆる団結のか  
なめとなって推進されてきた闘いの中心的存在で  
あるリーダーに対して、あるいは役員諸氏に対し  
て、私も高い評価と今までの形に対して同情の念  
を禁じ得ないところあります。そのことが今日  
を迎えたというふうに思います。

65世帯ということは、少数といえどもその意  
味では大きな成果として泉南市の歴史に残るもの  
であるというふうに私は思っております。住宅払  
い下げ要望がなされて既に20年以上たっており  
ます。住民訴訟約8年を経て一昨年市と和解され、  
議会においてその和解条件が全会一致で承認され

たこの議決は、住民の願いとその思いを共有された本市議会の賢明なる判断であり、議決であったというふうに評価いたします。

そういった意味では、喜ぶ一人であります、しかし終わりは始まりとか申します。今後も紆余曲折があるかと思っておりますが、和解後約1年半、この間市長を初め職員の皆さんの、あるいは住民の希望に沿えるように強い意思を持って努力をされたことに対して、私は先ほど申し上げた敬意を表するものであります。

定借の件等、和解条件の現況と現状はどのような形になっておるのか。きのうですか、竹田議員がお聞きされたことと若干重複すると思っておりますが、くどいようではあります、その方向を再度お示しいただければありがたいというふうに御答弁をお願いしたいと思います。

大綱第3、財産区問題についてであります。

その(1)合併とかかわる財産区の取り扱いについてですが、この法定財産区は、合併協議会の協議の場で自治法に基づき一本化するということが既に確認済みであります。新市に移行する樽井財産区財産の場合、この法に基づき地域福祉に資するとの条文のとおり、現行の財産区執行の方針方向に変更はないのかということ再度確認をいたしたいと思いますので、お示ください。

財産区その(2)財産区的扱いの財産に対する取り扱いについてですが、これは東議員にも若干重なるところがあるやに見受けられます。私は財産区問題について、問題提起とともにここ数年来、自治法にもない財産区的処理のあり方について問題がありとして提案をしてみりました。

合併問題があるから処理ということではなく、本来なら処理が済んでいなければならない問題だというふうに思うところではありますが、そういった点では現況、こういった状況の中でやむを得ない措置かなというふうに思いますけれども、その点いかがお考えでしょうか。ただ単に急いでやったという意味ではないのでしょうかけれども、この財産区的扱いについてはどのようにされるのか、お示し願いたいと思います。

一昨日あるいはきのう、私は送られてきた資料を手をいたしました。箕面市において、あそこは

区画整理事業の中で地域住民の財産区に対する問題提起がありまして、裁判がされて、1月16日に財産区へ戻せということで、そういった判決が出たというふうに資料で確認しておりますが、若干それとは異なりますが、そういった意味では財産区の扱いについては一時的ですね、財産区的財産の扱いについては、非常に慎重に扱っていただきたいというふうに思っております。

財産区その(3)であります。財産区及び財産区を持たない地区、これは旧村では6カ町村であります。鳴滝……。合併時に持てるところと持たないところとの形で合併されて、いまだに先ほど角谷議員も言われてますように残っている部分というのは非常にありますし、ないところもありますし、同じ市民でありながら新興住民に対してもその恩恵が一切ないという形であります。

そのことを何度か市長に御答弁いただきました。そのことは承知しておりますが、この財産区及び財産区的財産を持たない地区や地域について、今後どのようにされるのか、状況変化の今、市長のお考えを改めてお聞きいたします。いかがでしょうか、お示ください。

以上で私の壇上からの質問を終わります。時間があれば再質をいたしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

**議長（堀口武視君）** ただいまの巴里議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** まず、日本経済のことについての考えがあればということでございますけれども、巴里議員言われましたように、最近ようやく大企業、これも業種の差はありますけれども、一定業績回復が顕著にあらわれてきております。これは、東証一部上場企業においてもその数字が顕著にあらわれてきてるところでございます。

従来は景気回復ということになりますと、補正予算を国が組んで、それによって公共投資等を含めて活力を生み出していくというやり方を繰り返してきたわけですが、今回はそういうことではなくて、企業みずからの努力という中で回復をしてきたというのは、今までの経過とはちょっと違うことかなと。

その中には御指摘ありましたように、リストラとか給与削減とか、あるいはいろんな協力企業へのしわ寄せもなかったことはないとは思いますが、しかしいずれにしてもそういう中で回復があらわれてきたというのは、非常に力強いのではないかとこのように考えております。

大企業から中小企業へ移るといのは、確かにタイムラグがございますので、時間差があるわけでございますが、最近の統計ではようやく中小企業にも企業回復が見受けられるというところまで来たというふうに聞いております。そういう意味では、これからはそのすそ野をできるだけ広げて、しかも安定的にこの経済成長、低成長ではございますけれども、続けていけるような対策をそれぞれが講じていかなければいけないというふうに思っているところでございまして、まずは最悪期は脱したのかなというふうには考えております。

それでは、御質問にお答えしていきたいと思えます。

まず、合併問題についてでございますが、一つは3市2町の首長間に温度差があるのではないかとこのようにございまして、これにつきましては、巴里議員さんも協議会委員でいらっしゃいますので、そういうふうにお感じになられたこともあろうかというふうに思えます。特に、第8回協議会で協議第43号、「各種事務事業（上水道事業関係）の取扱い（その1）について」でございますが、岬の町長が調整案に反対の意見を示されて、その後、第9回の協議会においてもこの上水道の協議において採決の段階で退席されたということがございました。

提案者として3市2町の首長は、調整案について意見を交換し、お互いに納得したものを提案しているわけございまして、このようなことはまことに遺憾であります。

これを受けまして、6月15日に開催されました3市2町の首長連絡会において私の方から発言をさしていただいて、今回のそういう行動というのは、非常に多くの皆さんから見れば疑問を呈されたし、あるいは批判が大きく起こっておりますよということを申し上げました。そのために、こういう事前に首長連絡会をやっているんじゃないで

すかということをお願いした次第でございます。

若干いろいろやりとりをさしていただきましたが、結果として、今後このようなことのないように改めてお互いが確認して、調整案についての意見調整を十分した上で法定協に臨んでいくということの確認をいたしました。

ただ、その際、今後特に庁舎問題とかということになりますと、必ずしも3市2町の市長、町長すべて賛成の案ができるかといいますと、これは必ずしもそうではないという認識のもとに、これらについては事前に私はこれについては反対だと、あるいは賛成だということも含めて意思確認をした上で、お互いに理解をした上で法定協に臨もうということにいたしました次第でございます。

それから、合併についてのメリット、デメリットということでございますが、私も巴里議員さんと同じように小さなメリット、デメリット、使用料が高い、安いという問題、これは市民生活に直結するものではございますが、これは単独でいっても改正をやっぱりしていく時期が来るわけでございますので、それよりもっと大きな視点で合併論議のメリット、デメリットを論じていく必要があるのではないかとこのように思っております。

地方自治体は、本来自立した地方自治体が自己責任において自己決定していくということが基本でございます。地方分権を推進することにより、基礎的自治体である市町村は、自己自立を目指して主体的な行政システムを構築していくこととなります。市町合併によりまして、新市の人口規模の増大や予算規模の増大は、自己決定の範囲を拡大し、三位一体の改革もあわせて、さらに地方自治体としての自立が図られるものと考えております。

そういう意味から、合併は地方が自立した生き方を求めるために必要なものでございまして、国においても小さな政府を目指してございまして、できるだけ権限を地方に移していくということでございますので、それを実践するものであると認識をいたしております。

今後、国はやはり国家にかかわるものをできるだけそれに限って仕事をしていく政府、いわゆる小さな政府を目指していくべきだと思いますし、

そういう方向にあるというふうに思います。

中間の今の都道府県については、もう少し大きなレベルで府県合併という問題もありますが、例えば道州制も含めて国から大半の地方に関する権限を新しくできる道州なり、あるいは合併した都道府県なり、そういうところが受け持っていくと。そして、それからできるだけ今度、今回の市町村合併を進めておりますけれども、比較的安定した、自立した力のある自治体にその事務を任せていくと、こういう構図が全体の流れであろうというふうに思います。その一番最初が市町村の合併だというふうに思います。続いて、当然都道府県をどうするかという議論が既に始まっておりますが、そういうことに手をつけていくんじゃないだろうかというふうに思っています。

そういう意味で、地方自治体として本来の市民福祉の向上のためには、より大きな意味での自治体の自立が不可欠であり、そのことが合併による最も大きなメリットであると。しっかりと分権を受けて、住民のためにみずから考え、行動し、結果責任をとると。こういうものがこれからの地方自治体に求められた姿であるというふうに考えております。

それから、市の将来展望ということですが、私どもも今、合併した場合の財政シミュレーションと単独の場合の財政シミュレーションもやっておりますが、やはりいずれにいたしましても非常に厳しい時代に入っていくというふうに思っております。

したがって、この泉南市におきましても、これは全国の自治体同じなんですけど、三位一体改革の異常な締めつけがじわじわと迫ってきております。その中で、市民、住民の福祉の向上と、それから市の発展ということを願う場合には、やはり先ほども言いましたような、もう少し大きな枠組みでしっかりとした財政基盤も確保しつつ、自立したまちを目指していくと、こういうことが不可欠だというふうに考えているところでございます。

したがって、今、法定協で懸命の努力をしていただいておりますけれども、できるだけこの3市2町がそろって合併の方向に行けますように最大の努力もしてまいりたいと考えているところ

でございます。

続きまして、住宅問題のうち、3住宅の件でございますけれども、3住宅に関しての裁判の和解除後、平成17年3月まで定期借地権等を含め双方円満解決に向け努力する旨の覚書を平成15年2月17日付で取り交わしたところでございます。

以後、この覚書に沿って代表者の方と話し合いを重ねますとともに、早期解決に向け、大阪府を通じ国土交通省に強く働きかけを行ってまいりました。国も一定理解を示していただき、今後定期借地については、手続上、法的に問題があり、認めるというのは非常に難しいけれども、譲渡処分については、過去の経緯から公営住宅法に規定がある以上、価格等諸条件が整うのであれば、三大都市圏の戸数の制約は市域全体の中で確保することで譲渡を認める旨の見解が出されたところでございまして、大阪府としても譲渡の方向で協議していきたいという旨の方向性が示されました。

これを受けまして、本市といたしましては、先般議会にも御説明をさしていただきますとともに、入居者の皆さんにも御説明をさしていただいたところでございます。長い歴史がございまして、紆余曲折がございましたけれども、結果を見れば、国・府の理解のもとに入居者の皆さんの希望にかなう形で解決ができるという方向になったことは、大変うれしく思っております。

振り返りますと、さまざまなこともございましたけれども、先般、入居者の代表の方ともお話し合いをしたときに、結果としてよかったなど、お互いに失礼なことを言った経緯もありますけれども、これはお互いにそれぞれの立場があったということ踏まえて、それはもう水に流して、今後具体の解決に向けてさらなる努力をしていこうということで一致したところでございまして、入居者の皆さんにも本当に長い間大変御苦勞をおかけしたというふうに思います。

本市の解決されていない最大の課題の1つでもございましたが、今日やっとそこまでございつけられたということにつきましては、大変うれしく思いますとともに、理解をいただきました議会の皆さんにも改めて御礼を申し上げたいというふうに思っております。

議長（堀口武視君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） それでは、私の方から巴里議員御質問のまず合併問題について御答弁申し上げます。

まず、3番目の合併後及び非合併の泉南市行財政シミュレーションについてでございますけれども、合併した場合の財政シミュレーションにつきましては、合併後の投資余力を見るため、第1次推計としてお示しいたしましたが、このシミュレーションには各市町で取り組んでおります行財政改革は含まれておりません。と申しますのは、各市町の行財政改革の取り組みに大きく差異がございますので、シミュレーションを行う段階でこれを統一することはできないとの判断から、行財政改革を含まない財政シミュレーションとしたものでございます。

また、単独の場合の財政シミュレーションにつきましては、現在お示ししているものとしましては、泉南市の財政健全化計画がございます。これは、行財政改革により財政を再建しようとするもので、両者の間に大きく隔たりがございます。

同じ次元で見るために、全く行財政改革を行わなかったとする、要するに現状のままの泉南市単独での財政シミュレーションは、近い将来、相当厳しく、財政再建準用団体に転落する、そういったおそれがあるということも思われます。現実には、行財政改革によりましてこのようなことにはならないよう、我々としましては全力で頑張っていく必要があると、このように考えております。

それと、続きまして住民説明会の件でございますけれども、住民説明会ではこれまでに合併協議会で協議をいただきました合併の方式や期日、地方税の取り扱い、特別職の身分の取り扱い、各種事務事業の取り扱い等、特に住民投票に向けて住民の判断を求めるに必要な税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、上下水道料金等の住民の方々に身近な料金でありますとか、あるいは新市建設計画の概要について、これを総括的に説明会においてお示しし、そして来る8月22日の住民投票に臨んでまいりたいと、このように考えております。

続きまして、財産区問題について御答弁申し上げ

げます。

まず、1番目の合併とかかわる財産区の取り扱いについてでございますけれども、法定財産区につきましては、合併協議会の方でも協議されまして、現在法定財産区には樽井地区財産区がございしますが、各財産区所有の財産は、それぞれの財産区財産として新市に引き継ぐこととして承認されております。合併が行われた場合には、これまで樽井地区財産区の土地処分時の取り扱い等につきましては、先日も説明させていただきましたが、7割、3割の配分率というのがございますけれども、基本的にはその法定財産区については新市の方に引き継ぐということになっております。

続きまして、財産区的扱いの財産についてでございますけれども、この財産区的財産につきましては、平成16年度当初では11カ所、これは特別会計でございますけれども、予算化されております。この部分につきましては、御答弁申し上げましたように、確かに新市に引き継ぐことは難しいと考えておりまして、合併までに整理すべく早急に検討を行いまして、また議会の方にもお示ししてまいりたいと、このように考えております。

それと、財産区及び財産を持たない地域への方針ということでございますけれども、従来、今もですけれども、みなし財産区と言われる財産、あるいは樽井地区財産につきましては、その配分率でもちまして特別会計を設置し、その基本的には5割ということもございましたが、それを市の方に繰り入れしていただきまして、そして基金で積み立て、そしてそれを全市的な公共の事業に使用してきたという経過がございます。

今後、合併後にはこれまでの泉南市民の權益を守る必要性を考慮しまして、財産の売却等が行われた場合には、樽井地区財産区、あるいはまたため池等でございますけれども、市の方に入った配分金につきましては、基金を想定しておりまして、その分の基金でもって現在の泉南市域での公共事業整備費に充当してまいりたいと、このように考えておりまして、この分につきましては、また早急に3市2町間で合意形成を図ってまいりたいと、このように考えております。よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 馬場都市整備部長。

**都市整備部長（馬場定夫君）** 住宅問題についてのあとの2件について、私の方から御答弁をさせていただきます。

まず、最初の市営、同公住宅の補修・改修と建てかえについての部分につきまして、前畑・宮本住宅の補修・改修と建てかえについてお答えいたします。

現在まで前畑・宮本の6棟につきましては、既に浴室の設置と1部屋増築の個別改善を実施しているところでございます。残る宮本2号、3号棟につきましては、さきの泉南市営住宅ストック総合活用計画の中で建てかえ方針を受け、18年度の着工に向け、昨年度より鋭意取り組んでいるところでございます。

また、前畑住宅につきましても、今般のストック総合活用計画の中で建てかえ方針を受け、順次取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、一般市営住宅新規建設構想についてお答えいたします。

御指摘の構想につきましては、平成6年に策定いたしました泉南市公共賃貸住宅再生マスタープランの中で建てかえ計画をしておりましたが、3住宅に関しましては、今回、国土交通省、大阪府の協議で譲渡の方向性が示されましたので、今後の協議経過を踏まえ、計画の見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

**議長（堀口武視君）** 巴里議員。

**22番（巴里英一君）** お答えいただきました。それでは、要点を絞って再質問したいと思います。

市長がお答えいただきましたように、見解と方向性については、私も同じ考え方を持っております。こういった場所ですから、余り細かいところまでということではないので、その点了解いたします。

その点でメリット、デメリットについては、きちっとやはり市民に対して説明会においても、先ほどありましたように、各種税、料——料ってたくさんありますから、そして新市になればどうかという、この対比をきちっとわかるように説明を

されるということによって理解を深めていくということが大事ではないかというふうに思いますし、当然であります。このままであればシミュレーションすればいわゆる市の財政余力は非常に厳しくなるという部長の御答弁でありましたし、場合によっては赤字再建団体に転落するということも可能性としてはこのままではあり得る。

そういった意味では、我々としても合併に至らない場合はどういった形で議会としても行政と市民と協力してそういった方向性のあり方ということも含めて考えていかなきゃならないのかなといった思いで今聞かしていただいたわけでございます。

シミュレーションというのは簡単に出来ますけれども、実際そのとおりになるのかどうかは、若干社会状況の変化によって変わり得ますので、その都度、僕はできれば1回出したからいいということではなしに、毎年度ローリングしながら出していだけるのかどうか。そういった形のシミュレーションのあり方はかなり早いし、そして新しい方向性が出るんじゃないかといった思いがありますので、その点いかがでしょうか。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** 現在、この新市まちづくり計画をつくる中で、財政シミュレーションが行われておまして、そして3市2町が合併した場合にはどうなるかといったシミュレーションをやっています。

ただ、この分につきましては、計画的には10年というスパンがございまして、今回これを皆さんにお示しするというのは、あくまでも合併を想定して、まちはこうなりますということでありまして、それでお示した後、今度新市に入っていくって、当初計画したシミュレーションというんですか、それが具体的に変わってくる。当然1年1年、やっぱり国の政策等も変わってきますし、後には税金等も変わってくる。そういった中では、やはり10年のスパンの中でもそれは繰り返し、要するにローリングというんですか、それはされていくというふうに思います。

ただ、今のところはまだまちづくり計画云々の、それでこうなりますよということをお示すると

というのがまず大前提でございますので、今回はそういう形でシミュレーションが出されていくということで御理解のほどお願いしたいと思います。  
**議長（堀口武視君）** 巴里議員。

**2 2 番（巴里英一君）** ぜひとも、そういった方向で議会にお示しを願いたい。その都度、状況が変化すれば即お伝えいただきたいということで、お互いによりよき街づくりのために努力していくことは当然でありますから、それはお願いしときます。部長、それはいいですね、そういう形では。今、僕がその都度状況変化すればすぐという……。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** 先ほど答弁させていただきましては、現在の合併協議会でつくられてる新市まちづくり計画、その財政シミュレーションについて説明させていただきました。この分については、当然新市になってからこういった、財政状況はこうなりますよという説明ですので、それはもし合併して新市になった場合には、その数字については当然ローリングされていくものと、このように考えております。

**議長（堀口武視君）** 巴里議員。

**2 2 番（巴里英一君）** その方向でお願いをしたい。それはそのまま置いときます。

次、住宅問題でございますが、部長、私、申し上げたのは、こうして非常にできてあるのにおくられて、まだもらって間ないですね。ストック計画、これができたのは4月の3日にもう既に冊子ででき上がっているのに、これはやはり早くいただかなかつたら、これ熟読したいな思うたけども、一晩かかったんですが……。

このストック計画は、確かにいいですよ。ストックがどれだけあるのかと、泉南市全般で。どれだけ住宅に困窮してる人があるのかというこの調査もしなきゃならない。そのプールしたものに対して一般市営住宅ですか、同公住宅を除いたという意味で申し上げますと、住宅についていけるんかいけないのかということはどうなのかと。それはストックで十分間に合うんだということなら意味はようわかるんですが、なければそれに対しての比率割合から見て、建設する必要があるのじゃ

ないですかと。

部長、別にそんなないじめるつもりないですが、僕、壇上で申し上げたように、相談があるんです、よく。入れてくれないと。何でかいうたら収入やし、保証人してくれない人が多い。低所得で年金で暮らしてはるし、ぎりぎりですから、生活保護にも至らないというぎりぎりのところでおりますから、なかなか家賃が5万も6万も払えるというのは大変なことなんですよ、一般住宅で。

その形で、もう皆さん相談受けてると思うんです。これ大変だなと思いながら、だから同公住宅を開放さしてあげなさいよということで私はずっと申し上げて、一定やっておられるんですが、だから前畑でも非常に滞納率が高いとか高くないかと言われることが時々あるんですが、そういう理由もあるということが全般的に理解いただかなかつたら、何であそこだけやねんという話になるということもあり得るんです。

そうした形の方々をいわゆる保障してあげるというか、安心させてあげるような住宅のあり方というのが一般公営住宅としてできないんですかと。ストック計画の結果としてどうなのかということをお尋ねしたわけなんですよ。これね、今すぐ答えられないと思うんで、そういう面も含めて一遍試算といいますか、いわゆる希望者をストックしてくださいよ。望んでる方々、そういう調査は必要じゃないかなというふうに思うんですが、それは要らないと。それだけ答えてください。要りませんか。

**議長（堀口武視君）** 馬場都市整備部長。

**都市整備部長（馬場定夫君）** それでは、まず初めに、本ストック計画の部分につきまして、若干資料の部分としておくれたということでございます。ストック計画策定に当たりまして、先ほどから市長の方から報告されてますように、3住宅の扱いの部分はどうしてもつかみかねまして、その部分で若干おくれましたので、今後こういうようなことのないように心がけたいと思います。

それと、本市の市域におけるストックの量でございますが、市内の公の公共的な賃貸住宅につきましては、ストックの計画の中でも記載しておりますとおり、全体で3,762戸となっております

す。

それと、議員御指摘の家賃等々の部分につきましても、こちらも危惧する点が多々ありますので、今後御指摘いただいた点につきましても検討の1つとして考えさせていただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 巴里議員。

**2番（巴里英一君）** 前事務局次長でしたから、余りそんなに住宅問題はプロでもありませんから、私に答えろと言ったら、私は理事者席に座って答えさせていただくんですが、そうもいきません。このストック計画の2、3、4でそのことが今書かれてますから、数も全部ね。

確かにいいこと書いてますからね、この計画はすばらしい。これができたら、公営住宅も同公住宅もこれを見るとすばらしいですよ。こうあるべきなんです、本来は。水、風、空間、この3つがそろえば住環境というのはすばらしいものになるんです。せめて市営住宅である限り、そういったシステムというか、そういった方向性の建て方を、同じお金を使うんならこれでやっていただきたいというのが私の思いやし、それを強くお願ひをしときます。

65世帯、いわゆる砂原、氏の松と高岸住宅のこれがあるからそうだとすることは、余り考えたらあきませんよ。これはもう既に住んでる話やから、片一方では。お住みになってる。そうと違う。そのためにどれだけの方々がおられるかということが、やっぱりつかんどかなきゃならないということを言うてるんです。そして、ストックに対して上積むのか、ストックの中でそれは達成できるのかということ結論として出してこなあかんですよ。そういう意味で言うてるんで、ぜひともその点、研究というより調査してください。

同公住宅は、こういった形でもう申し上げませんが、これすべてにおいて計画実行へのせめて調査費ぐらいはきちんとつけていただいてやっていただくと。順次、財政難の問題でもありますからお願ひをしたいと思います。

特に、3住宅の問題については、市長が非常に努力されました。私、あの決断はなかなかできる決断ではなかったかと思うし、今でこそ市長が前

に立って、住宅の方々おられますよね。にこっと笑いもって話してできるというのは、市長もやっぱり泉南市の財産を守るためにそういう方向でしか答えできないという立場であることは、我々承知しております。

本来は、後のやつもそうなんです、これは全市民の財産であることは間違いないんです。市の財産というか、そういう意味の財産です。それを公平性を欠いてはいけないというあり方をきちんとやっぱり理論的にも、どこへ行っても恥じない説明ができるような解決の仕方というのが僕は大事じゃないかと。そういった意味では、市民の負託を受けた議会において承認されたということは、そのことが承認されたんだというふうにとらえ方でこれが正しいというふうに思います。

そういった意味では、こういった形で今後市長、まだまだたくさん、まだ地積公図もきちっとできてるのかどうかわかりませんし、ここで問題提起すれば、まだ公営住宅法に基づく入居者の居住権について確認をしなきゃならない問題が片一方にありますね。2代及び3代居住者の権利の継承権、こういったものはどうなってるのかとか、こういったことがやっぱりきちんとなされなきゃならないのかということも含めて、ぜひとも皆さんが、あ、よかったと言えるようなあり方、そしていわゆる払い下げ——言葉は払い下げて余りいいことないですが、分譲なんです。払い下げということは、昔の官から民への話ですから、余りいい言葉じゃないんで僕は嫌いなんです、やっぱり分譲になるんです。譲渡ですね、これ。譲渡になるんですね。

この価格帯の設定の問題もどうなのかということ、今後議論あるいは協議されると思うので、ぜひとも大きな負担はかからないけども、それなりの負担をしてもらうということはきちっとやって、それを財政に寄与する形も含めて処理をしていただきたいということをお願ひしておきます。

次に、財産区であります、これお答えいただきましたけど、私が先ほどいただいたのは、市長が前に答弁いただきましたという形なんです、積み立ててと言うけども、きのうから話を聞いてこの別紙を見る限りは、そういった形にはならな

い。非常に額が低い。10%、100%ですねん。そっちへ行ってしまったら全然残らないということにもなるわけなんです。

それでお聞きしますけども、部長、共有と総有と合有との違い、お示し願えますか。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** 突然の御質問で、ちょっと共有、総有と合有なんですけども、まだ私、資料もちょっと持ち合わせてないんですけども、今まで共有とか総有の関係ですね。具体的に説明できるというのは、ちょっとこの場で御勘弁願いたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 巴里議員。

**22番（巴里英一君）** 部長、やはりその担当としての部長としては、少なくともこの用語ぐらいは御理解いただいとかなかったら、今起こってる問題ですから、これをどうするのかと。

共有というのは、もう時間がございませんので、申し上げます。2人以上が1つのものを共同して所有すること。数人が同一物の所有権を量的に分有する状態、ここから総有へ移るんですね。合有にも移るんです。そうすると、総有になると、共同所有の一形態。先ほどの共有ですね。所有権が質的に分有されている状態と書いてます。それで、使用収益金は各人——個人ですよ、今度は——であるが、管理処分権は共有体に属すると書いてる。これが僕はきのうちょっと言った裁判になってる問題だというふうに御理解いただければいい。

合有とは、共同所有の一形態。つまり共有の一形態だと、部分だということを言うてるんです。各共同所有者は合有物について持ち分を有するが、共同目的の統制に服し、単独かつ自由にこれを処分することができないとなってる、今度は。

こういうものをもう少し勉強して、裁判例を事前にして、この財産区的財産の扱いを処理を願いたいということで、以上、終わります。

**議長（堀口武視君）** 以上で巴里議員の質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時1分 再開

**副議長（井原正太郎君）** それでは、休憩前に引

き続き会議を開きます。

次に、8番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田好吉君。

**8番（奥和田好吉君）** たくさんの傍聴の中、議長のお許しを得ましたので、通告に従い、順次質問いたします。

初めに、児童手当の問題についてお伺いいたします。

6月14日午後、支給対象を小学3年修了まで拡大する改正児童手当法が、参院本会議で自民、公明、共産、社民などの賛成で可決成立いたしました。

改正児童手当法は18日から施行され、4月分までさかのぼって支給される今回の改正法は、子育て世帯の経済負担を軽減するため、児童手当の支給対象年齢をこれまでの小学校入学前までから小学3年修了までに引き上げられました。

これにより支給対象児童は現行制度の645万人から936万人へと約300万人も増加、公明党が連立政権に参加した1999年当時の対象児童数と比べ約4倍となる。

そこで、お伺いいたします。児童手当の支給対象年齢が現行の小学校入学前までから小学校3年生修了までに引き上げられた場合、支給額と所得制限は現行制度と変わりませんが、児童手当は養育者からの申請がないと支給されません。そこで、支給するための注意事項や手続についてお伺いいたします。

1、手続に必要な書類は。

2番目、3月まで受給していて4月から新小学1年生になる児童の申請方法はそのままでもいいのか、あるいは改めて申請しなければならないのか、お伺いします。

3、両親が共働きの所得判断は。

4、標準世帯の所得制限は。

5、両親が日本国籍以外でももらえるのかなどについて、詳しい説明をよろしくお伺いいたします。

また、予算書によれば、児童措置費として19億5,603万円が計上してありますが、新たに対象者となる人数を学年ごとに教えていただきたいと思っております。

次に、小児・児童対策についてお伺いいたします。

小児救急電話相談の取り組みについて、子供の急な発熱やけがにどう対処しているのか、こうした母親たちの不安を解消するために、小児科の医師が電話を通じて夜間や休日にも相談に応じる電話相談事業が16年度から全国的に進められています。電話相談は、全国同一の短縮番号#8000に家庭電話や携帯電話から電話すると、都道府県の転送器を経由して地域の小児科医が持つ携帯電話につながる仕組みであります。子供の症状を伝えた上で、すぐに病院で受診するか、翌日でも大丈夫かなどの助言が得られるものであります。

電話相談については、公明党のマニフェストにも掲げているもので、16年度予算に5億円が盛り込まれました。この事業が泉南市でも既に実施されているのかどうか、また運営方法や広報などはどのようにされているのか、お伺いいたします。

次に、児童虐待の現状と防止についてお尋ねいたします。

ここ数年前から、児童虐待による傷害事件や死亡事件の記事が多く目に入るようになりました。最近では、岸和田市の中学3年生が餓死寸前で発見された事件、大阪市の小学校6年生の監禁衰弱死事件が報道されました。

何の罪もない子供たちに対する虐待は、同義的、社会的にも決して許されるものではありません。幸い泉南市においては大きな事故は起きていませんが、これに類した相談や事件はないのでしょうか。もしありましたら、児童虐待件数と主な内容とともに、行政の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、有害な水道鉛管対策についてお尋ねいたします。

1、本市における水道に使っている鉛管の現況と、給水世帯のうち何世帯で使用されているのか。

2、各世帯ごとに使用している鉛管の長さは把握しているのか。

3、蛇口や水道メーターから鉛が溶け出すとの調査もあるが、どうなっているのか。

4番目、世帯ごとの鉛管の長さは、台帳で把握されているのか。

5番目、鉛管以外に蛇口や水道メーターなどにも鉛は使用されているのか。

6番目、水道水における鉛の水質基準はどうなっているのか。

7番目、鉛による毒性はどういう障害があるのか、お伺いいたします。

次に、介護予防についてお伺いいたします。

厚生労働省は1月8日、介護制度改革本部を立ち上げ、介護保険制度の抜本的な見直しに着手いたしました。その中で大きな焦点となっているのが、介護予防であると言われております。

ある調査によりますと、平成15年8月末で12年4月の介護保険創設時に比べ、要介護認定者は約140万人増と67%の増加となっておりますが、要支援、要介護1の軽度の認定者は約60万人増と倍増しております。この増加の著しい軽度の認定者が重度化するか、それとも心身の機能を回復して自立した生活へ戻ることが、今後の介護保険の将来を決定づけることとなります。

認定者の重度化を防ぐ介護予防の充実は、介護保険料の上昇を抑えるとともに、高齢者が元気を取り戻し、自立と尊厳を持って住みなれた生活を送ることを促進することとなり、少子・高齢社会を迎える今日、極めて重要な施策であると思っておりますので、お願いいたします。

このような中、介護予防に効果を上げ、注目を浴びているのがパワーリハビリであります。パワーリハビリは、高齢者向けトレーニングマシンを使って足や腕、胴体などの筋肉を鍛え、心身の機能回復を図るもので、この二、三年で全国の自治体に広がっております。16年3月現在では、175自治体、400施設で導入されているとのことあります。厚生労働省も平成15年度からパワーリハビリを介護予防事業の一環として、費用の半分を国が負担する高齢者筋力向上トレーニング事業を行っているところであります。本市におけるパワーリハビリの導入について、どのような御所見をお持ちなのか、お示し願いたいと思っております。

また、高齢者の転倒予防対策をどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。

また、老人性肺炎を防ぐ口腔ケアの普及に力を

入っていただきたいと思いますが、担当部長の御所見を賜りたいと思います。

次に、農林水産行政についてお尋ねいたします。

グリーンツーリズムは、緑豊かな農山漁村地域においてその自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であり、美しい村づくり支援や山里再生総合対策、国民参加のまちづくり活動等を促進し、農業や農村空間を利用した都市住民と交流を行うものであります。都市住民にとりましても、体験型観光の1つとして、新鮮でおいしい農作物との出会いやゆとりある休暇を過ごすことができ、また農業者にとりましても、農産物や農産加工品の販路の開拓や確保も可能となるものであります。

農林水産省は、グリーンツーリズムを農山漁村の活性化、都市と農山漁村との共存関係の構築のために、1つの重要な施策としてこれまでも取り組まれてきたところであります。

本市の市域は広大な面積を有しており、その中には都市部や中山間地域、漁村地域もあり、グリーンツーリズムは本市の魅力向上と活性化に有効であると考えますが、所見をお示し願いたいと思います。特に、本市の中では、新設される農業公園や交流施設をグリーンツーリズム推進のために利活用することも考えられますが、あわせて御所見をお示し願いたいと思います。

次に、雇用環境についてお伺いいたします。

若年者の雇用情勢は特に厳しく、平成15年版国民生活白書によると、平成13年におけるフリーターは417万人、同14年には高卒者の38.4%、大卒者の31.3%がフリーターであるとのことであり、さらに、15歳から24歳までの若年労働者の完全失業率が、本年1月末時点で8.1%と高どまりしているところであります。

そこで、お尋ねいたします。本市は今年度高卒予定者の就職内定状況についてどのように把握されているのか、まずお知らせいただきたいと思います。あわせて、最近の動向と課題についてもお知らせいただきたいと思います。

若年者が職業相談から研修、仕事の紹介まで雇用関連相談を1カ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンター、いわゆるジョブカフェ

の設置について、国は一定の支援をすると見聞いたしております。ますます多様で複雑化する雇用情勢の中で、有効な制度として開設を望む声も多く、国と府に積極的に求めていくべきと考えいたしますが、本市のお考えをお示し願いたいと思います。

次に、中学校給食についてお伺いいたします。

核家族化の進展とともに、長引く景気低迷、雇用情勢悪化などにより共働き家庭が増加しており、市民ニーズも多様化しております。このような中、中学校給食に対する市民要望もますます増大しております。

中学校給食につきましては、これまでも本会議で議論してきたところであり、生徒が成長期に当たることから食性に個人差が生じることや、親子関係の協調、設備、費用の問題等で今日まで踏み切れない状態であることは、承知いたしております。

しかし、多くの中学生の保護者が、現在の生活状況から給食の導入を望んでいることも事実であります。そこで、お伺いいたします。合併後の実施についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、地方分権における市民とのパートナーシップと情報公開についてお伺いいたします。

1、泉南市の情報公開の基本理念について、御答弁願いたいと思います。

2、各種審議会等の情報公開についての市としての考え方について、お聞かせいただきたい。

また、各種審議会の現在の人選方法については、余りにも同じ人に偏っている感があります。もっと民意を反映するために、一定の割合を市民公募で人選をする必要があると思いますが、市としてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、最近、高齢者や障害者、社会的に不利な立場にある人々の心や体のリハビリ、社会復帰、生きる力の回復などに効果があるとして園芸療法が注目されておりますが、我が市においてはどのような考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。また、現在泉南市が所有している未利用地の一部を園芸療法の場所とすることも可能ではあると考

えますが、どうでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、質問が多岐にわたりましたが、理事者の皆様には、答弁については的確に簡単にお願ひしたいと思います。と同時に、質問から外れるような答弁はしていただきたくないと思いますので、できるだけ質問と関係のない答弁はやめていただきたいと思います。

以上でございます。

**副議長（井原正太郎君）** ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** 私の方から、地方分権における市民とのパートナーシップと情報公開についてのうち、本市の情報公開の基本理念について御答弁を申し上げます。

情報公開制度の基本理念は、本市情報公開条例にうたわれておりますが、大きく4点ございまして、まず1点目は、市政に関する市民の知る権利を保障することにより、開かれた市政の実現を促進すること。

2点目は、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市政への市民参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、市民による市民のための市政の発展を図ること。

3点目は、市民生活に必要な情報を得る機会を制度的に保障することにより、市民生活の一層の充実を図ること。

4点目は、情報公開制度の導入により、より公正で効率のよい市政運営を促進することを基本理念といたしておるところでございます。

**副議長（井原正太郎君）** 楠本健康福祉部長。

**健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君）** それでは、お答えさせていただきます。まず、児童手当の問題につきましてお答えさせていただきます。

児童手当でございますが、支給対象年齢を現行の義務教育就学前から小学校第3学年修了前まで引き上げることを内容とします児童手当法改正法が、本年の6月18日に施行されたところでございます。これに基づきまして、本市においても本年4月1日にさかのぼって適用するよう既に事務

を進めているところでございます。

手続についてでございますが、新規の場合、従来どおり認定請求書に年金加入証明書または申立書、児童手当用所得証明書、銀行等の口座番号、その他必要に応じて提出する書類を添付していただくことになってございます。

ただし、4月から小学1年生になった児童を養育している方でそれまで本市の就学前特例給付を受給しておられる方につきましては、継続受給の取り扱いとなりますので、認定請求の必要はないということになります。

従来どおりの制度内容となりますが、両親が共働きの場合の所得判断は、現に扶養している方の所得に基づきますが、通常所得の多い方で判断されるケースが多くございます。

また、標準世帯の所得制限額でございますが、税の申告の際に扶養しております人数で判断され、扶養人数が子供2人の場合は377万円、配偶者も扶養されている場合には扶養人数が3人となりますので、415万円となっております。ただし、サラリーマン等厚生年金などの加入者の場合、それぞれ377万円が536万円に、415万円が574万円に特例限度額が適用されることとなります。

なお、児童手当は両親の国籍の有無にかかわらず、本市に住所を有していることが要件となりますので、よろしく願いいたします。

また、御指摘の新たな小学1年生から3年生までの対象者でございますが、手持ち資料といたしまして世帯数を試算した資料を持っておりますので、それによりましてお答えさせていただきます。

新規世帯としましては、3学年で894世帯、そして継続になります世帯が1,317世帯、合計2,211世帯が対象世帯となっております。ただし、所得の関係もございまして、場合によたら対象者は所得制限により減るということもあり得ますので、よろしく願いいたします。

続きまして、介護予防につきましてお答えさせていただきます。

本市としましては、介護予防の拠点として在宅介護支援センターを4カ所開設しておりまして、介護予防に関する実態把握調査を初め、転倒予防

教室や物忘れ予防教室の実施、また24時間の介護予防に関する相談などの事業を展開してまいっております。

実態把握調査につきましては、各支援センターにおいて各世帯を訪問の上、心身の状況や家族の状況を把握しながら、介護予防につなげていくためのケアプランニングの作成を行っており、平成15年度実績では961件となっております。

また、転倒予防教室につきましては、地域の強い御要望を受けまして、各支援センターで取り組みを始め、合同での実施も行っている中、介護予防劇を初め、転倒骨折の危険度チェックと原因についての基礎知識などの啓発事業を行っているところでございます。また、あわせて管理栄養士、看護師、コミュニティソーシャルワーカー等の専門職を配置し、運動指導や食生活の指導等に努めているところでございまして、平成15年度の教室開催回数としましては14回となっております。

また、物忘れ予防教室につきましては、本年度より実施いたしてございまして、事業内容としましては、指体操、またリズム体操などの講義、指導を通じまして、高齢者に対する物忘れの予防に取り組んでいるところでございます。

また、各支援センターにおきましては、相談協力員を含めた地区ケア会議を毎月開催し、またケースの内容におきましては、保健所を初め関係する行政機関やケアマネジャー等で構成されます地域ケア会議を2カ月に1回程度開催の上、介護予防に取り組んでいるところでございます。

なお、難ケースの場合には大阪府等の関係機関とも連携を図りながら解決に努めており、平成15年度における各支援センターに寄せられた介護予防等の相談件数としましては、1,533件に上っております。

今後とも、広報誌の掲載や本市窓口等における啓発に努めるなど、介護予防への積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、御指摘のパワーリハビリテーションにつきましてお答えさせていただきます。

軽度の介護が必要な高齢者や介護が必要になるおそれのある方々を対象に、新たな介護予防サービスが必要であるとのことから、国におきまして

制度が創設されております。

具体的に申し上げますと、介護予防・生きがい活動支援事業として、平成15年度より高齢者筋力向上トレーニング事業として新たに制度化されたものであり、内容としましては、転倒骨折の防止及び高齢化に伴う運動機能の低下の防止の観点から、高齢者向けに改良されましたトレーニング機器を使用し、運動機能の向上に資する包括的なトレーニングを行う事業でございます。

また、利用対象者としましては、おおむね60歳以上の在宅の高齢者であって、事業実施により効果が期待できるものを対象者としており、要支援者のほか要介護度1または2の方も対象となりますが、既に介護保険サービスの通所リハビリテーションあるいは訪問リハビリテーションの御利用者につきましては、対象外となっております。

事業の実施に当たりましては、医師、理学療法士、健康運動指導士、保健師等の専門スタッフが、事業開始前に対象者の健康状態、生活習慣、体力などの個別の状況を把握し、対象者の特性に合わせて個別プログラムの作成を行った上、体力測定等により初期評価を行い、対象者の筋力を高め、柔軟性とバランス機能を向上させることとしております。

本事業につきましては、現在大阪府下で平成15年度には羽曳野市、本年度には松原市が取り組みを行うと同っております。

本市としましては、事業の実施に当たり、常設場所の問題あるいは専門スタッフの確保等の課題もございまして、府下の動向も踏まえた中で、今後の検討課題として受けとめさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、口腔ケアにつきましてお答えさせていただきます。

平成15年3月に策定いたしました市民の健康づくり計画の健康せんなん21の中で、一生自分の歯でかもうということで位置づけており、食後の歯磨きや歯の定期健診等について推進を図っているところでございます。

口腔内につきましては、食事の関係上、不潔になりやすく、身体機能が落ちれば肺炎等の感染症

の原因ともなり、食欲が低下し、体力の低下にもつながることとなります。

そのため、本市としましては、本人の訴えがないと口の中を見せる機会が少なく、放置されやすい面から、在宅支援センターやボランティア等在宅生活支援にかかわる人に対し、在宅介護に詳しい衛生士による口腔ケアの重要性や方法について理解していただくための教室を平成14年度から開催しておりまして、本年度も9月に開催を予定しているところでございます。

また、歯科医師会の御協力により、寝たきりで歯科受診できない人に対しまして、訪問による歯科検診が受けられることになっておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

続きまして、地方分権における市民とのパートナーシップと情報公開のうち、園芸療法による空き地利用についてお答えさせていただきます。

園芸療法につきましては、人が本来持っている記憶、知識、興味などを植物や植物に関連した活動を通して、おのおのの治療、リハビリテーションを助ける活動でございまして、心と体と精神を向上させるために行う活動であると言われてございます。

このような活動をすることで心身の健康増進、生きがいがづくり、地域とのコミュニティの形成など、人々が健康で幸せな生活を送れるよう、現在福祉施設や病院、学校、地域コミュニティで実践されているほか、地方公共団体など行政からの関心も高まってきているとお聞きしております。

園芸療法を行うのが園芸療法士でございまして、NPO法人日本園芸療法士協会が認定する資格でございまして、全国的に見た場合、資格所有者は現在のところ少ないというふうにお聞きしております。

農業に従事した高齢者には、ほとんど物忘れ等になられる方が少ないと言われております。本市としましては、今後御指摘の市保有地や休耕田などを利用した園芸療法の可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

副議長（井原正太郎君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 児童虐待の現状と防止対策について御答弁申し上げます。

現在、市教委の方で幼稚園、小学校、中学校の児童虐待の件で子ども家庭センター等と相談したり通告したりしている件数としまして、幼稚園児で2件、小学校で1件、中学校で1件、計4件でございます。他の機関と連携しているのが小学校で1件でございます。

具体的な内容なんですけど、中学校の男子、小学校5年の女子の兄弟、それからその母親の3人家族なんですけど、この場合は養育が放棄されているということです。また、母親も不在の日が多くて、子供たちは必然的に欠席が多くなると、そういうことで、毎日、担任や学校関係者が家庭訪問を実施するとともに、市教委と学校が連携して子ども家庭センターに通告しております。

しかし、その後も生活状況と生徒の出席状況に改善が見られない、また中学生男子の健康状態にも不安が生じてきまして、中学生男子、保護者、親類の協議の上、現在、生活支援施設に中学生男子が入所しております。妹は親類に引き取られているという事例もございまして。

あと1つ事例の紹介としまして、幼稚園の年長の男児、それから年少の男児の2人兄弟と母親の3人家族。ただ、母親は躁うつ状態でありまして、子供の養育に手が回っていないということで、そんな関係で子供に食事が十分与えられないということで、子供たちも幼稚園での生活が少し荒れてきたということで市教に相談があり、発達相談員を派遣しました。その後、家庭児童相談員につながり、子ども家庭センターに通告しております。また、母親への対応も大切ですので、専門の心療内科にも診ていただいております。現在、母親の支援と子供の状況を注意深く見守っている段階であります。

次に、中学校給食について、合併後の実施について御答弁申し上げます。

現在、3市2町の16中学校で給食を実施しているのは、田尻町、岬町の中学校2校であります。そこで泉州南合併協議会では、既に実施している2町があることからこれを後退させるのではなく、新市においても現行どおり継続して実施すること

とし、新たな中学校給食については、新市の一体性の確保の観点からその実施について検討するとしております。

しかし、現在未実施の市におきましては、現行の給食施設では中学校給食に対応できませんので、施設の拡充等が必要となってきます。そのため、合併時に即実施することは困難であります。

一方、泉佐野市が実施しているスクールランチ事業は、中学校給食にかわるものとして実施していると聞いていますが、合併協議会では、このような事業を中学校給食が実施することができるまでの間、行っていくことを検討することとしておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**副議長（井原正太郎君）** 白谷水道部長。

**水道部長（白谷 弘君）** 奥和田議員の水道管の鉛管対策につきまして御答弁申し上げます。

泉南市における鉛管の使用状況につきましては、現在一切使用しておりませんが、本市の水道事業開始から昭和40年代後半まで鉛管が使用された時期がございます。当時の給水工事申し込み台帳などを調査した結果、水道本管からメーターまでの13ミリの給水管の一部に使用されているのが実情でございます。平成14年給水戸数2万2,656戸のうち、7,649戸が確認されております。その後、改修もありまして、現時点では約7,400戸程度と確認してございます。

なお、鉛管の長さにつきましては、厳密にはメーターが出しづらいためでございますが、おおよそ1万1,000メートルぐらいではなかろうかと、このように考えてございます。

また、水道メーター及び蛇口等から鉛が抽出していないかという質問でございますが、メーターにつきましては、平成15年度から鉛レスメーターを使用してございます。また、蛇口、止水栓等につきましても、同じく15年から鉛レスをすべて使用してございます。

次に、鉛の基準でございますが、平成15年4月以降、世界保健機関の飲料水のガイドラインに合わせ、鉛の水質基準が0.05ミリグラム・パー・リットルから0.01ミリグラム・パー・リットルに厳しく改正をされてございます。

鉛につきましては、中枢及び末梢の神経組織や腎臓を標的とした蓄積性毒物であり、長年にわたる多量摂取による体内蓄積が人体に有害な影響を及ぼすこととされてございます。

本市におきましては、この鉛管対策につきましては、浄水場でのPHの調整により鉛の溶解が抑えられることから、そのような対策を現在実施しております。

鉛濃度の低減化のためには、抜本的には鉛の溶出を伴わない他の管種への布設替えが必要であることから、漏水時や下水道工事など管布設替えのときにおいて、鉛管が使用されておれば随時取りかえを行っておるところでございます。

なお、私どもの飲料水の水質につきましては、基準どりの水質検査を行っておりますが、飲料水としての水質基準は十分に満たしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**副議長（井原正太郎君）** 馬場都市整備部長。

**都市整備部長（馬場定夫君）** 御質問の農林水産行政についてのグリーンツーリズムにつきましてお答えいたします。

この政策は、農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅という趣旨があり、都市生活者にとって、都会の喧騒を忘れ、ゆったりとした自然の中で米や野菜づくりの農業体験をすることにより、都市と農村の交流を活性化することとありますが、現況、当市におきましては都市近郊型農業が盛んであり、消費地に近い利点を生かし、農業経営基盤の安定を図るとともに、特色のある農産物づくりを進め、また消費者ニーズに対応した安全、安心な農産物を供給することにより、農業に対する理解の増進に努めてまいりたいと考えております。

また、グリーンツーリズムの理念は、滞在型農業体験を目指すものでありますが、当市の農業公園においては、市民の方が農業と自然との触れ合いの場を求められるような公園として整備してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**副議長（井原正太郎君）** 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方から雇用環境について御答弁させていただきます。

まず、1点目の高校卒業者の現況ということでございますけれども、16年3月末ではございますけれども、全国で92.1%でありました。大阪府下の内定率といたしましては88.8%ということで、全国平均よりもさらに低く、まだまだ全体の状況としては、好転してるとは言うものの、まだまだ厳しい状況にあるということが事実でございます。

その中で、議員御指摘のジョブカフェということでございますけれども、このジョブカフェにつきましては、国が昨年6月に若年者の働く意欲を喚起しつつ、すべてのやる気のある若年者の職業的自立を促進し、もって若年失業者などの増加傾向を転換させるということを目的といたしまして、厚生労働省、経済産業省が実施する10程度のモデル地域を対象に事業提案を要綱で募集を行ったものでございます。

そこで、大阪府が申請いたしまして、今回委託事業を受託したものでございまして、ジョブカフェ大阪という名称で7月1日設置するという運びになっております。

今後、この事業を展開していく中で、大阪府として市町村との連携を図りたいということから、若年者向け合同企業説明会などを開催するに当たり、できる限り会場の場を提供したり、就職意欲の低い若年者等を対象とした相談会やセミナー開催や就業への意欲づけと仕事探しを大阪府とともに支援していきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（井原正太郎君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） それでは、議員御質問の情報公開についての審議会等の情報についての市の考え方について御答弁申し上げます。

審議会等の情報公開条例上の位置づけと現在の審議会等の公開状況についてお答えいたします。

執行機関の附属機関であります審議会等につきましては、情報公開条例第2条の定義に規定しております実施機関に含まれるものでありまして、審議会等の情報は情報公開条例の対象となるもの

でございます。

現在の審議会等の公開状況でございますが、委員名簿等閲覧可能なもの並びに各課が保管しております公文書の管理リストにつきまして、平成13年7月に開設いたしました情報公開コーナーに設置し、情報公開への対応を実施しているところでございます。

それと、もう一つ、審議会の委員さんの人選方法というんですか、それについて御答弁申し上げます。

御承知のとおり、各種審議会につきましては、市長の諮問機関でございまして、必要な事項についての調査、審議をいただく組織でございます。

議員御指摘のとおり、民意を反映することは重要なことでございますので、各審議会の趣旨、設置目的を十分調査し、その分野の専門の学識経験者をお願いするなど、常に幅広い方面からの人選に努めているところでございます。

ただ、幅広い御意見をちょうだいするため、各種団体等の代表者に委員として御就任いただく場合もございますので、結果として一部重複している方もございます

ただ、現在、一部でございますけれども、議員御指摘の公募等による人選につきましては、公募形式で選出している審議会等もございます。今後とも、そのような手法も念頭に置きながら、審議会の趣旨、目的等にかなう適切な委員の人選に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（井原正太郎君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 一通り後答弁いただきました。それでは、自席より再質問をさせていただきます。

まずは、児童手当の問題ですけれども、公明党の粘り強い推進で、今回児童手当の支給対象が小学校入学前から小学校3年修了まで延びたということですが、1点だけお伺いしたいと思うんですが、申請がおくられて10月に入って申請した場合は、4月から9月までの分はもらえないのかどうか。これ1点だけお聞きしたいと思います。

副議長（井原正太郎君） 楠本部長。



ますが、市内全域にわたることから、早期に改修するには大変経費もかかることから、現時点ですぐに改修するというのは困難ではなかろうかと考えてございます。

今後につきましても、下水道工事など管布設替え時にはビニール管等に改修を進めてまいりたいと、このように考えてございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**副議長（井原正太郎君）** 奥和田議員。

**8番（奥和田好吉君）** 今の答弁では、平成15年度から泉南市も0.01に強化しておりますという話なんですけど、これ二、三日前に資料をもらいました、水道局のね。これは鉛の水質検査が平成15年度、中央浄水から六尾からいろんなところ載ってます。新家からいろんなところ載ってますけども、全部0.05です。これ、どっちほんまですか。0.05になっております。

私、これもずうっと勉強し出しました、半年ほど前から。この鉛管について、どれだけの影響があるかというのをいろんなところから調べました。最近、朝の水1杯飲むのが怖い。どうなんですか、こちら。

**副議長（井原正太郎君）** 白谷水道部長。

**水道部長（白谷 弘君）** 申しわけございません。先ほどの答弁、おわびして訂正させていただきます。

15年4月1日から0.01になったと答弁申し上げましたが、本市におきましては16年4月1日からでございますので、訂正をお願いしたいと。

申しわけございません。

**副議長（井原正太郎君）** 奥和田議員。

**8番（奥和田好吉君）** あなたたちね、簡単に訂正やとか何か言うけども、それ訂正せえへんかったらそのままや、15年度のまま。15年度で0.05で、強化して0.1に、これほんまにできるんですか。

それから、PRですね。朝の水については、飲み水としては危険性もあるので、打ち水にしたりとか、そういうPRは今までしたことないんですか。今まで広報とか、そういうもので1度したことあるとはお聞きしてますけども、どうなんです

か、そこらのとこ。

**副議長（井原正太郎君）** 白谷水道部長。

**水道部長（白谷 弘君）** 再度の御質問でございますが、先ほど御答弁申し上げましたが、昨年7月には「広報せんなん」でPRを行ってございます。今年度につきましても、7月号に掲載することで担当部局には申し出はしております。

以上でございます。

**副議長（井原正太郎君）** 奥和田議員。

**8番（奥和田好吉君）** それから、介護予防の問題ですけども、この2000年の介護が開始されてから、2003年の10月までに371万人、70%がふえているんですよ、2000年から以後、70%の御老人が介護にかかっているということ。そのうちのいわゆる介護支援、それから要介護、これが非常に現在ふえつつあるんです。介護支援については、要支援については91%、それから要介護1については115%に膨れ上がってるわけなんですね。

これを事前に、これから余り悪くならないようにしようというのが、私が先ほど言った介護予防なんです。非常に大事なことなんです。時間もありませんけども、非常に大事なことなんです。

公明党が今回打ち出しましたけども、介護予防の10カ年戦略というのを出しました。これは非常に大事な問題なんですけども、神奈川県川崎市、既に介護予防については実施してるんです。1人の人が年間で115万円安くなるんです、事前に介護予防していけば。この話……

**副議長（井原正太郎君）** 時間が参りました。以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

次に、16番 島原正嗣君の質問を許可いたします。島原正嗣君。

**16番（島原正嗣君）** 皆さん、こんにち。いよいよ梅雨に入りまして、うとうしい毎日でございますが、皆さんには元気で議会活動に専念をされておりますことをともに喜び合いたいと思います

それでは、一質の前に市長及び、議長は今おりませんけれども、お礼を申し上げたいと思います。

先般、全国議長会から44年の議員生活に対しまして感謝状が贈呈をされ、議長の方から先般授

与されました。記念品としては電気かみそりをいただきまして、現金ならお返しをしなきゃならないとこですけれども、快くお受けをいたしております。

また、市長の方からも表彰状をいただきまして、今日の質問も内容をちょっと変えましたんですけども、表彰しているのに生意気な質問をしてもどうかというふうな心づもりもありまして、しかし与えられた賞に対しては、私一人ではなしに、泉南市民の皆さんあるいは議会の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。まだ1年や2年生きられると思いますので、これから一生懸命与えられました任務遂行のために頑張らせていただきたいと思います。

それと、もう1つ、私ども非常にお世話になりました馬場定夫次長が今度部長になりまして、新デビューをいたしましたわけでありまして、こうした会場で議論のできることを非常にうれしく思っております。

それでは、御指名をいただきましたので、16年度第2回定例会におきまして、既に10項目にわたる質問を通告をしております。したがって、その趣旨に沿って質問を行いたいと思います。

さて、本市政を取り巻く政治、経済、社会の環境は、相変わらず激変、激動の一途をたどっております。特に政治面では、国会議員みずからの年金未納、未加入問題が発覚をいたしまして、みずからの反省に終始をしてるという現状であります。我々国家、国民から見ますと、非常に残念な政治の姿ではないかなと思っております。

したがって、年金国会と言われました国会も終結いたしまして、その制度改革はなく、単に一方的な国民年金の引き上げ等、具体的な問題の提起には触れず、国民にしわ寄せを強いるような年金法案がつくられたことは、非常に残念でなりません。

私も若干年金をいただいている立場で言及をしておきたいわけでありまして、坂口厚生大臣がおっしゃるように、もっと社会保障の方がしっかりしてもらわないと、国民にとっても、あるいは政治の面にとっても、どうかという感じがいたします。

私は、会社勤めを40年くらいしております、既に年金をいただいているわけでありまして、行政の方も少しは努力をしてほしかったなと思うことが1つあります。本来、私は60歳から年金をいただけるわけでありまして、67歳で社会保障事務所に行きました。そしたら、あんたは5年間はまだもう時効になりました。私の年金は、正直に申しまして、年間220万円いただいております。その5年分ですから、約1,000万円国に寄附してもらわないとだめだと、こういうことでございまして、結局これはどういう年金ですかといいますと、忘れ年金だと、こういうふうな指摘を受けまして、国の制度においてもそういう矛盾があるということを皆さんもよく御存じいただきたい。忘れないように、与えられた権利はきちんともらうようにしていただきたいなど。これは私見でございます。申しわけございませんけれども、そういう状況でございます。

話は若干崩れましたが、問題は、日本の外交、防衛の問題につきましても、イラクの支援については、小泉さんとブッシュ大統領の2人きりで、まさにこのイラク支援に対する問題点を国会にも諮らず勝手に決めた事柄等についても、国民は大きな怒りや不満を持っておるのであります。やらなければならない内政面での不況対策や雇用対策は、一向に進んでいないのが現状であります。また、将来の国家を形成していきます我が国教育の現状は、ますます荒廃し、国際的にも最低最悪の状況とされているところであります。

要は、我が国の現状の政治レベルでは、国民の信頼を失い、世界的視点から見ましても、この国のこの程度の政治状況では、国際政治面での軽視、軽べつは各国から強烈に受けるのは間違いないと考えるわけでありまして。

私たち地方自治体に参加する者は、今こそ市民の信託や信頼にこたえ、地方自治や地方分権にまじめに取り組んでいくという必要があるのではないかと考えておるわけでありまして。

したがって、具体的には大綱第1点の質問として、関西空港についてであります。

空港第1の質問は、南ルート問題及び第2期事業の進捗状況、北ルートの連絡橋の通行料金の改

正、空港島内での釣り場提供の状況について、具体的な御答弁をいただきたいものであります。

大綱第2点の質問は、合併問題についてであります

今後における合併問題への合意形成及びその具体的な選択肢について、御答弁を賜りたいのであります。

合併問題第2の問いは、住民投票についてであります。合併のための構成要件の基準値は、どのような判断を市長はされておられるのか、具体的な御答弁を賜りたいのであります。

大綱第3点の具体的な質問に入る前に、皆さんにちょっとお見せしておきたいものがございしますが、実は昨日、私は8時半ごろマーブルコート泉南住宅の御家庭の方に、きょうの議会のビラと我が党のビラを一緒にセットにして配布しております。もう配り終わってマーブルコートの公園近くに帰りますと、かさかさ、かさかさという鳥か犬かちょっとわかりませんでしたけども、音がしました。

ここに箱に入れて持ってまいりました。この鳩はまだそう一人前の鳩ではございません。かわいそうに公害で真っ黒くなっておりまして、きのう夕べ8時過ぎにローソンに行きまして、牛乳を飲ましてあげると、牛乳は飲みまへん。今度はパンを買いに行きまして、パンをちょっと食わしたら食べましたけれども、環境課の方でこれ何とか処理してほしいんですが、まだ、けさになったらだいふ生き返っております。

私もこんな生物は、片足ない鶏が1羽おるわけですけども、こういうふうに市長、真っ黒けなんです。スズメなどもよく——こんな鳩なんですけどもね。ちょっと汚れますけども……。きのうはマーブルコートの公園でほとんどよう動かない状態でした。ですから、いずれにしても環境問題ということについても、ひとつぜひお考えをいただきたいなというふうに思います。

私の家は、御存じのように昔は樫井川沿いでありまして、海岸もきれいでありましたし、いろんな意味で自然に恵まれた地域でありましたけれども、あのように住宅が建ち、立ち木を切ってしまうと、非常に汚れた環境になってきているわ

けであります。要は開発においては、その地域の環境、自然に配慮してほしいなというふうに思っています。

あの住宅が来るまでは、春になりますとウグイスやメジロが来まして、ツバキの木もありましたから、そこにとまっておりました。また、大きな木も樫井川の近くにありまして、渡り鳥も多少はここに来まして、樫井川に生息したようであります。

したがって、本市はこうした開発と同時に、自然環境についても、あるいはまた住宅開発の点における自然になじめるような草とか木とかそういうようなものは、樹木はきちっと植えていただくような指導をできないものだろうかというふうに思っております。ぜひ、ひとつそうした指導をやっていただきたいと思っております。

さらに、もう1つの問題は、前回もお尋ねしましたが、南海・東南海地震の危機管理についてであります。これらの施策はその後どのように行政の方はなされてるのか、御答弁をいただきたいのであります。

次に、大綱第4点の質問は、市内全域にわたる中小河川及び二級河川についての状況説明を願いたいというふうに思っています。

今、樫井川では、二級河川では大阪府が年次的に改修をしておりますけれども、最終的にはどのような形になるのか。もっと樫井川の環境整備についても、市内の例えば紺谷川とか、あるいは大里川とか屯道川とかたくさんあるわけですが、それらの改修状況についての御答弁をいただきたいのであります。

それから、大綱第5点の質問は、市道、府道についての安全管理についてであります。

特に、先ほど申し上げました開発地域における生活道路やバリアフリーの実現については、ぜひひとつ特段の配慮をお願いをいたしたいというふうに思っております。

私の近くで今度第2期事業のマーブルコートの事業が行われておりますけれども、従来の今ある現状の府道の広さでは、非常に車も停滞しておりますし、開発者にちょっと御協力を願って、あの幅員をちょっと広げるか、あるいは歩道のところを

車いすで通る方々の方にも目を向けていただいて、御協力をしていただくということが必要ではなかったかなというふうに思ってなりません。ぜひひとつつそうした環境にも配慮をしていただきたい。したがって、その考え方をお示しをいただきたいと思います。今度できるマーブルコート第2期事業は、122軒とかいうふうにおっしゃって、今工事にかかっておりますけれども、ぜひ御配慮をしていただきたいと思います。

大綱第6点の質問は、教育環境についてであります。

今日、教育環境をめぐる諸問題は、さまざまな状況下に置かれていることは御案内のとおりであります。特に、教育現場における子供たち、児童・生徒の人間関係は、最悪の環境下にあります。したがって、子供たち、すなわち児童・生徒が信頼し合い、安全、安心の中での学校教育像をどうつくるのか。子供たちを預かる教育者としての一定の哲学を持った指導が必要ではないかと思うのであります。

教育委員会の使命と責任を今こそ果たさなければならぬと考えるのであります。特に教育委員は、本市では法律で5名となっておりますから、これはまさにその市の教育を預かるいわば教育長を中心にした最高責任者であります。それがただ単なる名誉職で終わってはならないと私は思います。

こういう人たちが学校現場にきちっと立って、現実を見詰めて、これからの教育をどうすべきか、ひとつぜひ専心な努力をしていただきたいと思うのであります。今までの教育委員会5人のメンバーは、果たして月に例えば1回か、あるいは年に数回か学校現場に立って、この学校はどうだ、この教育施設はどうだということの点検、確認がなされたのかどうか、お示しをいただきたいのであります。

また、施設面での改善につきましても、西信小学校、中学校、全校すべてそうでありますけれども、大分老朽化しておりますし、いろんな面での不都合なところも出てきてるようではありますが、これらの対策についても、市教委としてはどのような施設の改善をしていくのか、御答弁を賜りたい

のであります。

大綱第7点の質問は、ポイ捨て、ポイ缶の防止策であります。

ポイ捨て、ポイ缶、おわかりでしょうか、私の前にも立派な道路がついてから、もうポイ捨て、ポイ缶は毎日、毎朝であります。毎晩、毎日であります。時々私も掃除をするわけではありますが、ごみ入れの箱が1つ要るなあというぐらい、あの角に信号がありますから、私の家は築60年ぐらいあっておりますから、ごみ捨て場やとパーンと家の中にほうり込む良識のある方もいらっしゃいます。

そういうことで、非常に市の美観を損なうということもありますが、これらについては、条例化も一時は考えたようではありますが、市のあり方として、こういう問題に対する対処の仕方、あり方をどう考えているのか、御答弁をいただきたいのであります。

大綱第8点の質問は、本市における各審議会の機能の充実についてであります。本市は数種類の審議会を構成され、条例化及び規約化をしているわけではありますが、本当に必要なものとして、その機能を行政に生かされているのかどうか、極めて私は疑問に思います。ただあるだけというものもあるのではないかと。本当に審議会が真剣にその諸課題に取り組んで、その機能を発揮され、市の将来に大きく役立っていくということが、この審議会の使命であり、機能ではないかと考えますが、行政としての今後の対応について、御答弁をいただきたい。

大綱第9点は、市営3団地及び府営吉見岡田住宅についてであります。

市営3団地につきましては、結果的に全戸払い下げという結論のようであります。まことに結構なことでもあります。私は、当初一貫して払い下げ論を展開してきた一人であります。したがって、今後における払い下げについてのスケジュールについて、どのような形で、どのような方法で払い下げをするのか、このことについて具体的な御答弁をいただきたい。

それと、もう1つは、この3団地を払い下げいたしますと、泉南市には一般の市営住宅はほとん

ど皆無であります。市の市政としての住宅政策、一般に対する市営住宅政策について、どのように考えておられるのか。今後一切もう市営住宅なるものは建てん、建設しないということなのか、このことについての市長の見解をお伺いをしたいと思います。

さらに、府営吉見岡田住宅もいよいよ着工しております。現在、浜側の1棟の方に新しい住宅が建築されるようであります。

したがって、これは府営住宅ですから、泉南市には関係ないと言えばそれまででしょうけれども、あの住宅には全部泉南市民が入っておるわけあります。現在142戸ありますけれども、これが全部、1棟建て1棟入って、1棟建て1棟入ってと、こういう感じでございますが、6階建てだそうですが、市の方からも具体的に事前に、私は産業建設常任委員会に入っておりませんからわかりませんが、私は地元におる議員の一人として、もっと具体的にそういう府の府営住宅の関係についても詳細にひとつ知らしていただきたいなという思いを持っています。

大綱10点の質問は、医薬分業についてであります。

質問が多岐にわたりましたので、意見だけを言わしていただきまして、御答弁はもう結構でございます。立派な答弁書をつくっていただいたようでございますけれども、私の方はいただきました。

問題は、私の言いたいのは、現状の医療事業に対する患者の信頼関係は、医師との関係についても非常に薄れております。むしろ患者が医師を信頼し、病院や薬局を信頼するという、そういう体系に組みかえなくてはならないのではないかなというふうに思っております。

医薬分業ということが言われてから非常に久しいわけですが、実にこの問題については、全国的に調査をしてまいった資料を見ますと、実際に医薬分業をなされているところは、日本全体では50%、まだ半分しかいないということあります。

行政は、医療機関から回されました病院からのレセプトのチェックをしておるようではありますが、これも市の職員がするのではなくて、一定の関係

者に委託をしておるようであります。このレセプトの中に、いわゆる薬、投薬ですね、いろんな形で支給されてるわけですが、要らない薬までもらっていくというこの単純なやり方をやはり廃止するべきではないかなと。

先般も新聞報道によりますと、医療に関する中央審議会の関係者2人ほどが逮捕されておるようであります。これは、そういう医療機関からの贈収賄ということで新聞に出ておりました。

この中央審議会に出てる委員は、製薬会社の方と、あるいはそれにまつわる関係の方々があるというふうな方になっていると。これでは国家、国民の患者の医療や診療に対する信頼は薄らぐわけありますから、もっともっと私は中央においてもそうした薬価への厳しい視点、あるいは薬価の実務的な評価、つまり薬の過大な供給をやめるような政策に切りかえるべきではないかと思うのであります。

地方自治体では、こうしたことをやれと言っても非常に難しい問題があると思っておりますけれども、ただ監督をする責任、行政責任はあるはずであります。したがって、私は、妥当な薬価で妥当な薬を出していただくということの行政指導をもっと専門的に考えるべきではないかと思うのであります。

したがって、今、申し上げましたようなことでもございまして、答弁は要りません、既にもういただいておりますから。

以上、質問は大綱9点、意見は1件でございまして、演壇からの質問を終わりますが、理事者におかれましては、どうぞ簡潔、明快な御答弁をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

**議長（堀口武視君）** ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** まず、市町村合併について御答弁申し上げます。

合併の選択肢はということでもございますけれども、現在3市2町で法定合併協議会を設置いたしております、若干当初の予定よりはおくれ気味でございますが、順調に御審議をいただいているというふうに思っております。

近い将来、8月に住民投票をするわけでございますので、その結果を見ないとわかりませんが、我々としては、3市2町で大体人口25万人ぐらいということで、特例市を目指せしめ、また空港の対岸周辺という一体的なまちづくりができるということで、本来はもう少し広いエリアが望ましかったのかもわかりませんが、ベターな枠組みではないかなというふうに思っております。

あと、住民投票の結果によってこの枠組みが維持されるのかどうかというところがございまして、現在はこの3市2町で合併に向けて議論をしておるところでございますので、今後ともそういうスタンスで臨んでいきたいと思っております。

次に、住民投票の結果ですね、これについてどう対応するのかということでございますが、これは条例の中にも盛り込んでおりますけれども、住民投票の結果を尊重するということになっております。投票率いかにかわらず本市は開票をします。それによって、一定市民の皆さんの意向が把握できるのではないかと考えております。

一般選挙もそうですが、投票率は最近非常に下がってきておるといのは懸念材料ではございますが、だからといって住民投票の結果を尊重しないというのは、やっぱりいけないというふうに思いますし、基本的にはそういう形を考えております。ただ、非常に拮抗した場合、その場合は、当然一定の行政の長としての判断をしなければならぬというふうには考えておるところでございます。

次に、市営3団地の今後の進め方でございますけれども、一応譲渡という形で、先般も入居者代表の方にお話をさせていただきました。まず、入居者の皆さんで入居者全員の方々にその旨を周知していただき、それぞれの団地、3団地ございますが、原則として、やはり全員で譲渡を受けるという意思確認をしていただく必要があるというふうに考えております。それが確認できれば、我々の方でまた具体の中身のお互いの説明なり、あるいは話し合いに入っていきたいというふうに考えております。

一方では、土地の面積確定がまだできておりませんので、今年度予算措置をいたしておりますので、できるだけ早い時期に用地測量の発注をいたしまして、また入居者の皆さんにも御協力をいただかないといけません、用地の一筆確定測量をしたいというふうに考えております。

その中で、その一方では入居者の皆さんと話し合いを続けたいということが1点、それから譲渡の条件となっております我々行政の方では、今後の市営住宅対策はどうするんかと。65戸減る分について、市はやはりそれを将来的に確保していく必要があるのではないかとというのが譲渡の1つの条件になっておりますので、これについては、改めてこの対策について検討していきたいと思っております。

今、一般住宅で3団地以外ということになりますと、長山住宅、これは簡易耐火でございますが、20戸ございます。これももともとマスタープランの中では建てかえということで進んでおりますので、それらの戸数のどの程度プラスアルファできるのかも含めて再度検討して、我々に課されている譲渡した分の確保については計画をしてまいりたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、今後の住宅政策というのもそれに関連いたしまして、ストック計画を先般示させていただきましたけれども、宮本団地等の建てかえ、老朽住宅の建てかえということを含めて、ハード面の整備をするということと、それから同和向け住宅として建設いたしましたけれども、現在は一般施策ということで移行いたしておりますので、関係者の御理解をいただいて、すべての方々に入居していただけるようなシステムを構築いたしておりますので、今後とも住宅困窮者に対する市営住宅のあり方ということについては、十分それらを踏まえて政策的に立案をしていきたいと考えております。

議長（堀口武視君） 金田総務部次長。

総務部次長（金田俊二君） それでは、私の方から関西空港に関する件につきまして御答弁申し上げます。

まず、南ルートと第2期工事につきましてですが、関空の南ルートのことにつきましては、平成12年に大阪、和歌山両府県の自治体5市8町の参加のもと、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立し、整備に向けた研修会や中央要望などの活動を展開しているところがございます。今年は期成会におきまして啓発用のパンフレット等を作成いたしましたので、中央要望時等にも活用し、引き続き早期実現に向けて努力いたしたいと考えております。

次に、関空の2期事業につきましては、平成11年7月に着工以来、工事は順調に進んでおりまして、平成16年6月7日現在で2期事業約545ヘクタールの計画面積のうち、約460ヘクタールが既に陸化している状況でございます、進捗率は84.4%となっております。

本市といたしましては、関西国際空港が国際拠点空港として位置づけを確実にするためには、4,000メートルの平行滑走路を整備することが不可欠であり、2007年の供用開始に向けて着実に事業が推進されますよう、今後とも強く求めてまいりたいと考えております。

次に、連絡橋の割引についてでございますが、国土交通省は、空港アクセス等航空サービス高度化推進事業の一環として、航空旅客、関空訪問者等の増大効果を検証するため、関空連絡橋通行料の引き下げ等を内容とする社会実験をこの7月1日から実施いたします。

概要につきましては、まず関空連絡橋の割引でございますが、現在往復普通車で1,730円のを7月1日から10月31日までは900円とし、11月1日から翌年の2月28日までは1,100円とするものでございます。

次に、ETCを利用した場合の関空連絡橋及び阪神高速湾岸線または関西空港自動車道との相互利用割引及び関空の駐車場料金割引も実施の予定でございますが、これにつきましては、実施時期、割引額とも追って発表するというところでございます。

なお、来年度以降につきましては、実験の結果等を十分に検討して判断するというところでございます。

次に、関空のファミリー魚釣り調査の概要につきましてですが、関西国際空港株式会社では空港島周辺海域の魚類の分布状況等について調査を行っておりますが、このたび今年度、一般の方に参加していただく釣りによる調査を実施いたします。

実施時期といたしまして、平成16年7月から9月の主に土・日、祝日の合計29日間としてでございます。実施時間でございますが、午前7時から午後1時まで、場所につきましては、関西国際空港内の泉州沖岸壁でございます。ポートターミナル地区でございます。募集人員が1日50組、100名程度ということで、応募期間については6月16日から9月23日ということでございます。

応募方法につきましては、関西国際空港のホームページを御利用願いたいということで、決定については原則として先着順、決定はメールで行うという内容のものでございます。

私の方からは、以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 梶本市民生活環境部長。

**市民生活環境部長（梶本敏秀君）** それでは、私の方から3項目めの環境問題について御答弁させていただきます。議員の御質問は、自然環境の保全という大きなことでございますけれども、私の方からは、環境保全対策、現在行ってる市の対策についてお答えさせていただきたいと思っております。

本市におきましては、定期的に環境測定を実施をしております。どのようなことをしているかといいますと、大気中の二酸化窒素濃度調査、ゴルフ場農薬汚染水質検査、土壌中のダイオキシン類濃度測定、環境騒音測定調査、河川水質検査、これらのことを定期的に行っております。これらのことを通しまして、この数値に異常がないかどうかということ判断いたしまして、公害が起こらないというふうなことに努めてるところでございます。

今後とも、これらのことの数値をもとにいたしまして環境保全に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、7項目めでございましたポイ捨て、ポイ缶美化条例に関する件でございます。

美化条例の制定につきましては、平成16年3月の厚生消防常任委員協議会におきまして、泉南市美化推進条例素案としてお示しさせていただきました。その中で委員各位より条例の中に不法広告物撤去の項目を盛り込んでどうかとか、美化活動において住民参加ができるような項目を入れてはどうかというような御意見もいただきまして、現在、他市の状況も調査し、見直し作業を進めているところでございます。

また、先般、厚生消防常任委員各位の先進事例視察の御報告もいただいておりますので、その御意見も参考にさせていただきます。次回の議会には美化条例を上程できるよう、現在、鋭意作業を進めておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 馬場都市整備部長。

**都市整備部長（馬場定夫君）** 私の方から、御質問の3点について御答弁させていただきます。

まず初めに、4項目めの市内全域の川の改修、改善に関する件につきまして御答弁申し上げます。

川に対する改修、改善につきましては、住民の方々から従前から要望をいただいております。市の管理の河川等の改修、改善につきましては、従前から年次的に計画を立てて鋭意取り組んでいるところでございますが、今後も限られた予算の中で緊急性を十分考慮して計画的な維持管理に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、市道、府道の安全管理に関する件につきまして、開発地域等における安全対策について御答弁させていただきます。

議員御指摘の府道の歩道部分について、また周辺道路等の安全管理に関する協議等についてお答えいたします。

開発区域に関しましては、道路や一団の住居として整えなければならない基盤や環境、また周辺への影響につきましては、開発部分を含め、その協議の中において関係する機関や団体等と十分に協議や説明をし、良好なまちづくりに寄与するよう指導しているところでございます。

道路は、安全かつ円滑に通行できることが大事

なことであるのはもちろんのこと、弱者、特に幼児、障害者も安心して通行できるものであることが重要であると考えてございます。

当該の住宅の開発に関しまして、市道部分に当たります岡田吉見線の部分につきましては、交差点付近において、海側からの右折レーンの増設を協議の上、実施できるようになりました。また、府道鳥取吉見泉佐野線につきましては、府道管理者であります岸和田土木事務所と協議をするよう指導を行っております。

今後も道路の安全管理に配慮し、指導に注意をしまいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、市営3住宅、府営岡田住宅に関する件につきまして、府営住宅の建てかえ計画状況等についてお答えいたします。

府営吉見岡田住宅の建てかえの進捗状況につきましては、現在順調に進んでいると聞き及んでおります。現在の状況といたしましては、仮設集会所整備、既存集会所の撤去を完了し、工事用進入路、仮設駐車場の整備も完了されており、A棟の基礎ぐい打設工事も6月竣工予定と聞いております。

今後の工事予定といたしましては、A棟竣工予定が平成17年7月ごろを予定し、その後、2期工事のB棟の竣工予定が平成19年8月末ごろ、3期工事の集会所、公園等が平成20年以降と、順次進めていく予定であると聞いております。

今後とも大阪府との協議調整、情報交換に努めてまいり所存でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 池上都市整備部次長。

**都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君）** 議員御質問の中で開発地内の公園の植栽帯の問題につきまして御質問がございましたので、御答弁いたします。

開発地における公園内の植栽帯につきましては、3,000平米を超えます開発地におきましては、泉南市開発指導要綱の中で公園の設置基準等を設けております。その中には修景施設ということで、修景施設の中に植栽帯を設ける指導をするという

ふうなことになっております。その中でなんて言うんですか、実のなるような樹種を植えますと、そういうメジロ等の飛来も予測されるのではないかというふうに考えております。

以上です。

**議長（堀口武視君）** 梶本教育長。

**教育長（梶本邦光君）** 私の方から、教育問題のうち、教育委員さんの活動がちょっと見えてこないという部分に関しまして御答弁を申し上げたいと思います。

近年、世界的に教育が国民の未来や国の行く末を左右する重要課題とされ、各国におきまして国家プロジェクトとしての教育改革が進行しております。

我が国におきましても、私たちを取り巻く状況につきましては、国際化、情報化、少子・高齢化、そして価値観の多様化など、その変化がまことに著しく、また昨今の閉鎖的な社会状況は、子供や青年たちから未来への希望を見失わせ、青少年の凶悪犯罪、いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊など、子供たちの心身の健全な成長や発達に大きな影響を与えているというふうに思っております。

このような教育の深刻な危機に直面いたしまして、この現状を打破し、未来を担う青少年を健全に育成するために、ゆとりの中で生きる力をはぐくむための教育改革が平成14年度より実施をされておるところでございます。

完全週5日制あるいは新学習指導要領の実施などさまざまな教育改革に対し、教育に携わる者がどのように対処し、どのような成果を得、何が課題なのか、自己点検、自己評価することによって、教育改革を確実なものにしていくことが大切だというふうに考えております。

泉南市におきましても、就学前あるいは学校教育、社会教育の分野におきまして、さまざまな教育課題が山積をしておるところでございます。こういった山積する教育課題を解決をして泉南市版の教育改革を推進をしていくために、4月から教育問題審議会を立ち上げております。既に2回の審議会、それから就学前教育部会、学校教育部会、地域家庭教育部会、この3部会をそれぞれ2回ずつこれまで審議をしていただいております。

その審議の経過につきましては、定例の教育委員会で詳細に報告をしております。意見をいただいているところでございます。そういった意見につきましても、審議会の中で事務局として発言をさせていただく中で反映をさせていただいているということでございます。そういった定例会あるいは臨時の教育委員会等も行っております。

それから、より現場に密着した教育課題について教育委員の方々に把握をしていただくということで、昨年度は教育委員さん全員に小学校、中学校を施設訪問をしていただきました。現場の校長から課題につきまして報告を受けて、それをもとにしてまた教育委員会でさまざまな議論をしているということでございますので、これからも子供たちが学ぶ喜びを感じる、そして自分の存在感あるいは自己実現といいますか、そういったことを感じることができる学校づくりを教育委員会挙げて創造していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** 島原議員御質問の審議会機能について御答弁申し上げます。

審議会といいますのは、市長の諮問に応じまして必要な事項を調査、審議をしていただく機関でございます。本市といたしましては、ある重要な事項につきましては、従来この委員会に諮問し、そしてその答申をいただくということで、審議会を設立しているわけでございますけれども、その設立されたときには、当然重要な項目についてお願いするということもありまして、各審議会については、それぞれ機能を十分に果たしていただいと、このように考えているところでございますけれども、議員から御指摘いただきましたことにつきましては、今後、精査・検討しまして、各審議会が以前にも増してその機能が発揮できるように努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それと、あと1つ、環境・公害危機管理に関する件で東南海・南海地震の御質問があったと思うんですけれども、この問題につきましては、現在泉南市の方にも地域防災計画というのがございま

して、その中で風水害編あるいは地震対策編というのがございます。そして、今回この南海地震においては、特に地震でありますとか、あるいは津波といったことが危惧されるわけでございますけれども、こういった分について一番大切なのは、やはりその瞬間どういうふうにして住民の方々に避難していただくかというようなところ辺が重要になってこようと思います。

ですから、そういった機敏に対応できるように、市としましては毎年1回、部長級ですけども、防災訓練をやっておりますけども、そういったこととか、あるいは今現在、地域の方で自主防災組織というのを形成していただいておりますけれども、そういった各関係機関との連携等も十分今後図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

**議長（堀口武視君）** 中村教育総務部長。

**教育総務部長（中村正明君）** 教育施設の改善対策はどうなのかという御質問がございましたので、お答えいたします。

近年、既存の社会資本の有効活用が強く求められておまして、建物の保全についても関心が高まっております。建物の寿命は、行政ニーズの変化や耐久性などの点からも検討する必要がありますが、それまでは保全を通じて大切に使用しなければならないと考えております。

本市教育委員会におきましては、計画的かつ効率的な保全を実施していくために保全調査を行い、修繕及び改修工事を実施しているところでございます。今後、保全の必要性、重要性は一層高まっていくと考えられます。その中で、効率的な修繕、改修工事を行い、教育環境の改善を図ってまいりたいと考えております。よろしく御理解のほどお願ひいたします。

**議長（堀口武視君）** 島原議員。

**16番（島原正嗣君）** 教育長、ちょっとお尋ねしますが、教育委員会制度の開始は何年でしたかね。それと、今日まで1回改正をされてると思うんですけども、このことについて御答弁をしてください。わからなかったら、私、調べてますから言いますけど。

**議長（堀口武視君）** 梶本教育長。

**教育長（梶本邦光君）** 今、大変失礼しました。最初の冒頭、ちょっと聞き取りにくい部分があったので、大変失礼かと存じますけれども、もう一度お願ひいたしたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 島原議員。

**16番（島原正嗣君）** 僕の再質問してるのは、教育制度審議会の開始時期ですね。つまり今日ある教育委員の制度の発足は、第1回目はいつですか。何年度ですか。それから徐々に改正されて、最終的にはもう1回、本来教育委員は公選制やったんですね、当初は。ところが、法律を改正して、今度は知事並びに市町村の議会の同意を得るというふうに改正されてるんですよ。これはいつ改正されたんですか。

**議長（堀口武視君）** 梶本教育長。

**教育長（梶本邦光君）** 教育委員会制度ができたのは、御承知のように戦争の反省に立って戦後教育委員会制度ができたということでございまして、何回かの改正が行われて現在に至っているということでございまして、改正された年月日につきましては、今調べておりますので、すぐ御報告をさせていただきたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 島原議員。

**16番（島原正嗣君）** わざわざ見に行かんでも言いますよ。1948年にこの制度の第1回目ができたんですよ。そのときには公選制やった。選挙やった。それから、2回目は昭和56年です。以降は、今申し上げましたように知事、議会の同意と、こういうことになってるんですよ。

だから、僕の言いたいのは、やはり当初の教育委員会制度で発足した5人の任期4年間の教育委員は、当時は名誉職であったかもわからないけども、もっともっと現場に立ち返って、その学校の問題、あるいはいろんな考えに対して、きのうも市道さんから隣の阪南市の小学校は近いやないかと。これは当然だと思うんです。越境の問題ですね。そこらも含めて、新しい時代に適応した教育委員会制度のあり方を、泉南市としての独自性を出すというような教育委員会ではなけりゃならないんじゃないんですか。私、そのことを言ってるんですよ。

そして、もう1点、あなたは、委員会ですってと言いましたけども、NPO法人の協賛、これはして悪いということはないんですけれども、ここに半分薄れて半分しか出てないんですけれども、教育委員会が協賛していると、こういうことなんですね。しかし、教育は中立・厳正でなくてはなりませんし、不偏不党ですよ。思想、信条にかかわらず皆するというんやったら、全部のNPOにしてやりなさいよ。NGOにしてやりなさいよ。

私は、この講演がいかにとかええとか、どっかの北海道の警察庁の部長をした方が講演に来られて、もう既に終わってますけれども、私はこのこと自体が悪いとは言いませんけれども、この責任者は一体だれなのか。この資料を見ますと、多奈川、深日か、岬町の方ですね、これ。名前が入ってるんですけれども、これは一党一派に偏する、そういう人たちの、政治家そのものがやってることについて協賛することはいかがなものなのか。このことを問われてるんですよ、これ。

この前の答弁では、安全、安心ができるから協議をして賛同しましたという答弁、それは悪いとは言いませんよ。言いませんけれども、やっぱり組織の構成状況というものをきちっと点検をして、公平公正な、中立・厳正な立場で行動していただくように、ぜひお願いをしておきます。もう時間もありませんから、答弁は要りません。

それと、市長、合併問題ですが、これ僕らも非常に困りますよ。今の状況ですと、議会の中でも、恐らく僭越ですが、半々でしょう、賛成派、反対派。住民投票がどうであれ、最終的には議会が判断をしなきゃいかんわけですから、議長を通して。だから、きのうからの御答弁では、けさほどの角谷議員さんの質問にも、その時々で状況判断するというようなことをおっしゃるけれども、本当に3市2町が、市長はどっちかといえりリーダー格ですから、立ち上げてせつかくここまでやってきたと。これが仮に失敗した場合は、これはそれはそのときでしゃあないというだけでは済まない政治責任があるのではないかなというふうに思いますよ。

ですから、立ち上げた以上は合併できるような、やはり事柄に対して市長は政治生命をかける、こ

れくらいの決心でこの合併に向けて努力をしないと、このままで行きますと、うちの議会にしたって非常に難しい環境に置かれてるんじゃないですか。

それと、投票の問題ですけれども、18歳以上ということはこの前決めましたわね。ところが、過半数にも満たないという投票状況では、これは果たしてそういうことがイエスと言えるかどうかという政治判断、価値判断というものが非常に物を言うのではないかなというふうに思います。

それと、市長に関係のあることですから、あとたくさんありますけれど、時間も5分ほどしかありませんが、一番関心のある、きょう傍聴にも来られてるんですが、住宅の払い下げ、確かに私はそのことで御苦労やったなと思いますけれども、問題は払い下げする基準ですね、一定の。そのことも話をしなさいと、じゃ坪、現在の土地評価というんですか、土地鑑定士に頼んでどういう価格になってるのかという評価をしてやるのか、あるいは特別に公営住宅の場合は格安の方法があって払い下げをしていくということなのか、そこらあたりをちゃんと、資金手当ても恐らくせいかんでしょうし、そこらあたりをきちっと説明をしてあげないと、非常に買う側にしても、払い下げを受ける側にしても、資金的な面で困る部分も出てくるのではないかと。

自己資金の場合は、じゃ行政が例えば2分の1なら2分の1立てかえますよとか、保証しますよというようなことも考えてやってくれてるのかどうかというふうに思いますが、そこらあたり一度お答えをいただきたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** 合併問題について、私の方から御答弁申し上げます。

現在、3市2町という枠組みで法定協をやっております。泉佐野以外は住民投票いたします。同じような条例制定にいたしております。ということは、その住民投票の結果を尊重することになっております。したがって、これはやはり結果においては住民の皆さんがそういうふうに御判断されれば、それに従わざるを得ないということになるかというふうに思います。

これは投票率の問題は、サイレント・マジョリティーの部分もございませぬけれども、どの程度になるかというのは予測しがたいんですが、統計学的には投票率、要するに抽出の問題だというふうに思いますから、各種世論調査あるいは出口調査でもそうなんです、一定の率があれば全体を見ることができると、こうなりますんで、率は高いことにももちろん越したことはないし、そのPRはしていきますが、仮に50%切った場合ですけれども、しかしそれはそれで一定の判断はその住民投票によってしていくということがこの条例上にうたわれておりますので、そういう精神でやっていきたいと思っております。

当然、合併に対する努力というのは続けていかなければなりませんし、そういう考えでありますので、できればこの3市2町の枠組みでいければベターだというふうに考えております。

**議長（堀口武視君）** 中谷助役。

**助役（中谷 弘君）** 住宅の関係で再度御質問されたわけでございますけれども、先日入居者の方々に一定の考え方というんですか、答えをさしていただいた後、これから今後入居者と話を進めていかなければならないわけでございますけれども、当然住宅の譲渡ということになりますと、国の方の一定の制約がございますので、その辺も含めて十分入居者の方々に説明をして、合意形成がされるように我々としても最大の努力をしていきたいというふうに考えております。

過去に住宅について払い下げの経過もございませぬので、その話し合いの中では、十分入居者の考え方等も確認をさしてもらわなければならないというふうに考えておりますが、そういう意見をいろいろと議論した中で、当然大阪府からこの基準で最終大臣承認いただきたいという形で申請をしなきゃならないわけでございますから、これから相当時間をかけて入居者と話し合いを進めていって、解決されるように努力をしていきたいというふうに考えております。

**議長（堀口武視君）** 島原議員。

**16番（島原正嗣君）** 市長、合併問題ですね。せっかく議会の方も法定協にも入っておるわけですから、やっぱり胸襟を開いて、住民投票までに

もきちっとある程度話をしておくということではないと、森も山も見ずしてそのことの判断をするということはいかなものだろうかというふうに思いますよ。

そういった意味で、21人ですか、今、議員がおられるんですが、それぞれさまざまな思いを持ってらっしゃるでしょうけれども、ぜひひとつこれは行政の方が率先して、議会議長の意見も聞き、あるいは各会派の意見も聞いて再度努力するようにならないと、これは大変な結果になるのではないかなというふうな判断も出てきますんで、そこらあたりはひとつ懸命な努力をしてほしいなというふうに思います。これは市長のためにも、私はそういうことが必要ではないかなと思います。

それから、市営住宅の払い下げは、今助役さんおっしゃったんですけれども、これは払い下げと一口に言っても、100円や200円の問題ではありませんから、その資金調達にも大分時間がかかると思いますんで、ぜひひとつお願いいたします。

以上。

**議長（堀口武視君）** 以上で島原議員の質問を終結いたします。

午後3時30分まで休憩いたします。

午後3時 2分 休憩

午後3時31分 再開

**議長（堀口武視君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、12番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出議員。

**12番（北出寧啓君）** こんにちは。それでは、議長の許可を得て一般質問に入りたいと思います。少し長いので、できるだけ簡潔に、間違いなく、よどみなく読み上げたいと思います。よろしくお願いたします。

第1、職員文化の改革とインセンティブについて、人事・給与体系のあり方について質問させていただきます。

昨年度、行政評価が導入されました。本来、事務事業評価は、各職員のそれぞれの職務が全体の

中に位置づけられるとともに、客体化されることで、職務の遂行に当たってインセンティブを醸成させることが主要目的でありました。しかし、事業評価や政策評価、発生主義的会計やコスト計算などにはまだまだ及ばず、各管理職も一定の講習を受けたとはいえ、各部長並びに課長が自治体経営を本格化するマネジメント理論を身につけるまでには至っておりません。市町村合併にかかわる住民投票が目前に迫っているのに、新たな自治体経営についてまとまった方向性も出せないでいる現状は、とても嘆かわしいものがあります。

このように行政評価の手法がまだまだ職員の意識改革、総じて組織変革にほとんどつながっていない現状にあって、新たに人事・給与システムの根本的な変更あるいは改革を促す必要があります。

地方公務員一般職は、成績主義による任用、厳格な服務規律、政治と行政の分離が要請されています。しかし、戦後から半世紀を過ぎて、公務員組織にはさまざまな問題が惹起しております。平成5年の統計では、地方公務員の数は327万人であり、都道府県174万人、指定都市25万人、一般市72万人、町村37万人がいます。職員区分としては、一般職34%、教育公務員30%、警察官7%となっております。

構造的不況にあって倒産やリストラが続く民間企業に対して、自治体は巨額の負債を抱えても倒産せず、地方公務員の身分地位は法令、条例で定められ、生活が脅かされることもありません。そして、都道府県や政令指定都市以外の市町村では人事委員会はなく、労使交渉で給与水準や体系のすべてを決めることが可能で、議会はほとんどその実態を知ることがありません。

さて、従来の公務員システムの前提であった職場環境が大きく変化しております。現在、特徴的にあらわれているのは、第1に行政需要の多様化とフレキシビリティに欠く行政組織の存在であります。第2に高齢化の進展による硬直した人事、管理職の短期交代による専門化されない部課、係員の長期在籍による固定化、第3に係長試験を受けない多くの係員にあらわれている行政組織体の機能低下、第4にそれを支えるわたり制度と給与の世代間配分格差があります。総じて本市ではこ

こ10年を見ても、危機の時代に自己の身分以外に何の危機感もなく、公務員としてのインセンティブが一層低下してきているように思えます。

中央官僚組織に見られるように、大部屋主義では長い年月をかけて個々人の能力や実績についての客観的な評価が積み重ねられ、積み上げ型褒賞システムがとれています。一方、通し号俸制やわたりは、単なる年功序列的昇進制に近く、一定の役割はあるものの弊害も多いと言えます。

こうした中で、公務員組織の活性化、効率化をいかに図るのか、個々の職員に視点を移せば、どのようにして職務へのインセンティブを維持あるいは向上させられるのかということが惹起してきます。

この問題を給与体系のあり方から見ると、まずわたり制度を極小化するとともに、事は単純ではありませんが、業績主義——成果主義の拡大と勤続年功的な部分の縮小を取り入れる必要が少なくともあります。

鹿島町の例を取ると、1年1号給ずつ上がり、職務上の部長及び課長は4人及び45人ですけれども、給与上の部課長は210人と全管理職の75%を占めていました。東京都保谷市では、等級なしの完全通し号俸制があり、俸給表はたった1種類だけでありました。それは戦後の悪しき平等主義に基づいているとも言えます。

また、これまでの日本の業績給は、充て特昇や一律勤勉手当などになっておりました。しかし、近年業績賞与を支給し始めた団体も幾つかあります。

次に、給与の世代間配分の不平等を解消するためにも、級の間昇給格差を大きくし、昇給による給与の差を大きくすることが必要であります。早期立ち上がり型の給与カーブを導入する必要があります。

次に、昇任について、地方自治法では人事委員会を置く自治体では競争試験が原則となっておりますが、全人格的な選抜にすると、情実主義の可能性もあり、いかに公平性を図るかが問題となります。

そこで、本市の勤務評定はどのように行われているのでしょうか。点数化が困難な勤務成績をい

かに評価するのか。客観性を確保するためにどうしているのか。あるいは、評定者つまり人事担当者の訓練はどのようになされているのか。また、評価基準があるのか。あるとして、評価結果が昇進や異動などに適切に反映されているのか。それらが職員の能力向上、モラル向上に生かされているのか。総じて、こうした問いに人事行政は現時点で明確に答えることができるのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

もちろん、こうした改革の効果はなかなかあらわれないだろうし、業績給とかが簡単に職員のインセンティブの醸成につながるとも思えませんが、人事・報酬システムを公正公平に構築し、かつ運用することは、現在少なくとも必要であろうと思います。

次に、子育て支援と子供社会について、佐世保事件に関して質問を行いたいと思います。

佐世保の同級生殺害事件は、時代を、子供社会が置かれている危機を強く印象づける事件であります。同級生でチャット友達の首を後ろから10センチの深さまで切り、ほとんど首が皮一枚でつながったまま、頸動脈から血が吹き出していました。その頭を踏みつけ、死体になるのを10分余りも見ていた少女。もはや外界や他者の存在はなく、そこには憎悪だけがむき出しになった少女Aと、彼女の目では物としか映らない死体がありました。

少女Aの暴力性と他人が犯したような冷静さとの不可解な共存が言われておりますが、控え目で無口な少女Aと、壁に授業中頭を打ちつけ、男子生徒に暴力を振るう少女Aとが同居していたことから、分裂したように見える人格が一つの統一体をなしていることがうかがわれます。そして、それは決して少女Aだけに固有なことではなく、思春期の入り口に立った現代の子供たちに見られる重い病であるからこそ、問題なのであります。

殺害された少女が自分でつくったホームページに「荒らしにアツタンダ。マァ大体ダレがやっているかわかるケド」、「ほっとけばいいや。ネ。みんなもこういう荒らしについて意見ちょうダイ」と書いたことに、少女Aは強い憎悪を抱き始めたときられています。そこに、ホームページで同級生

らとチャットを行うことの意味が、つまりいやしとおののきの双方が立ち上がってきます。とりわけ人間関係をうまくとれないで数人のグループをつくり、独特の親密圏をつくる少女たちがいます。教育用語で言えば居場所と言いかえてもいいかもしれません。その居場所が破壊され、公開であるがゆえにさらし者になった人間にとっては、それはもはやチャットは親密圏ではなくなってしまい、居場所は突如憎悪の世界に変わったわけでありませぬ。

ドイツの哲学者ハーバーマスが、かつて市民社会を公共圏と親密圏に分けました。地域社会での教育のあり方を考えるとき、この区別が役に立ちます。少女Aの家庭は、祖父と姉と病弱の父と働く母がいました。姉とはコミュニケーションがあったようですが、「バトル・ロワイヤル」をまねた少女Aの小説もどきが居間のPCで書かれていたように、父母とのコミュニケーションは少なかつたようであります。両親も会話が少なかつたことを悔いているといひます。

家庭は親密圏を、社会は公共圏を形づくっています。個人的な事柄は親密圏で、社会的な事柄は公共圏でつくられます。子供の親密な人間関係やチャットは、親密圏に属します。つまり、チャットは失われた家庭での親密圏を代行もしているわけであります。

親密圏は公共圏と異なり、個人の親密な感情が交換されるので、この場合、家庭での親密圏形成がうまくいかなかつた上に、同級生同士の親密圏からの排除は、むき出しの憎悪を形成してしまつたのでしよう。そして、殺意が持続し、反すうされることで一層グロテスクに肥大し、行為に及んだと思われませぬ。

少女Aは、6月9日、付添人との面接で事件について、考えもなしにやってしまったと語り、初めて涙を見せたといひますが、憎悪の増幅過程では、それが憎悪の意志と化し、周囲の現実及び事件の後先の判断など全く持てなかつたことを示しています。

さて、一般的には、だからといって人は簡単に殺害に向かうとは考えられませぬ。人間は多面的な関係を持ち、さまざまな形で不満や憎悪は拡散

されていきます。殺意を持つこととそれを実行することとは根本的に異なります。しかも、人間にとって殺害した相手を見ることは、おののきであります。にもかかわらず、同級生を残酷なやり方で殺害し、死体を見続けた心理については、時間をかけて解きほぐしていくしかありませんが、この段階で言えることは、少女Aは被害者を物として扱っていることでもあります。少女Aにとって、殺人の結果としての人の死は、物が単に壊れただけとしか映らなかったのでしょうか。少女Aの犯行後の冷静さは、そのことを端的に物語っているのではないかと思われま

す。今どきの子供たちは、採集した虫が死んでも、単に物が壊れたとしか映らないようでもあります。少女Aにとっても、同級生の殺害とその結果としての死は、それと同じことなのだと思います。

例えば、日常世界での葬儀は、確かに儀式ではあるものの、死者への弔いは荘厳で、集まった人々はそれぞれに死者とのかつての交換とその経験の深み、積み重ねられたありし日の記憶に思いをはせています。破壊される自然、少子化、希望の衰弱などとともに、このような日常体験が乏しくなっていることを我々大人は真剣に受けとめなければなりません。

かつては小さな共同体での人の死は、共同体全員による弔いでありました。地域の解体、少子化、核家族化、こうしたことは子供たちの協働体験を大きく減じています。地域及び家庭での育ちと人間であることのリアリティーの獲得、学校、家庭、地域の連携がいかに大切かということがこの事件を通して見えてきます。

したがって、これまでも増して学校、家庭、地域の取り組みが強化されることを希望しますが、教育委員会の所存をお聞かせ願います。

さらに言えば、ヨーロッパにおける宗教戦争の結果、また日本国憲法において、多元化社会における宗教教育は禁じられていますが、またニーチェは神は死んだと言い、かつてシュバイツァーは自然への畏敬を語っていましたが、少なくとも自然や神々しいものに対する畏敬の感情は、人間にとって必要であります。

日本人にとっては、梅原が言うように、神道が

明治以来の人為的統合である神の観念を捨て、本来の想像力豊かなアミニズムの世界に立ち返ることも考えなければならないでしょう。すべては荘厳なものへの畏怖と限られた人間存在への自覚であります。人為的なシンボルではなく、内心から発するさまざまな畏敬や荘厳さを子供たちが感得できるような仕組みも必要でありましょう。この点について、学校に考えがあるのかどうかお示し願いたい。少女Aに関していえば、その行為や彼女の書いた作品を読んでみても、畏敬や荘厳さがかけらも見られません。

もう1つは、日本の子供たちの希望のなさであります。このことは統計的にもはっきりとあらわれています。そして、それらは戦後社会を生きた我々大人たちの責任でもあります。社会的枠組みがしっかりし、世に良識があり、子供たちに希望が持てれば、反社会的な行為はもっと自制されていたはずであります。果たして、今学校は子供たちに希望を語るができるのでしょうか。

さて、子供の育ちの環境として、ネット社会と子供たちを真剣に考えるときが来ています。この少女Aはまだ6年生であり、思春期に入りかけの不安定さに揺れ始める時期であります。人格は定まらず、むしろ分裂していると見た方がいいでしょう。判断力やセルフコントロールに欠けた年代であります。現実世界、つまり地域はもとより家庭や学校で他者との関係、言いかえれば親密圏も公共圏もうまくつくることができない、疎外された子供たちは、情報化社会の中で往々にしてコンピューターを駆使して、わずかな自己意識を拡大再生産していきます。そこでは日常の対他関係で必要とされる声や視線、表情などは必要とされず、言葉による相互反応だけが繰り返されます。

もちろん制限された形だとはいえ、子供たちがそこに親密圏、言いかえればいやし空間を形成することは悪いことではありません。それも現代における自己意識の形成の仕方でありましょう。バーチャル空間での自己意識の形成過程は、今後ますます普通の出来事になるでありましょうから、子供たちの自己意識の形成を支える、彼らにとっての現実世界を大人たちがいかに保障していくかが問われてきます。

だから、学校、家庭、地域での社会の本性であるコミュニケーションを基礎にし、人間としての体験をいかに根づかせていくかがより強く求められます。その場合、既に述べてきたように居場所、つまり個人的な親密圏をつくっていくということと、さまざまな問題を提起し、議論し、異なることと同じなることを明らかにしながら、共有化や意思決定を行う公共圏の形成とは、細心の注意を払って区別するとともに、親密圏から公共圏への移行を考えていくことが大切です。この点、何か方策を持っていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、自己意識の成立が希薄な小学生や中学生のコンピューター使用に一定の制限をかけることは、早急に求められるでしょう。ゲームの多用が子供たちに人間のセルフコントロールを主に担う前頭葉にどのような障害がもたらされているかが近年明らかになってきましたが、パソコンでのバーチャル世界への没入は、家庭や学校やクラブなどによって緩和されない限り、少女Aに見られるように常軌を逸した行為へと短絡する危険性が十分にあります。特に、日本のようにエログロが全く規制されずにいる社会、良識が通用しない社会では、とりわけ危険な様相を示しています。

小学5年生と中学2年生各約3,000人とそれぞれの保護者約6,000人の計1万2,000人を対象にした調査によると、インターネットを利用した経験のある子供は、小5で68.5%、中2では80.4%である。このうち電子メールを使う頻度は、ほぼ毎日小5が17.5%で、中2は60.6%となっております。電話とメールのどちらを多く使うかについては、小5はメール22.0%、電話54.9%であるのに対し、中2はメール69.2%、電話18.6%と逆転しています。

また、子供が家庭でネットを利用するとき、親の46%が何もせず自由に使わせていると回答し、閲覧したサイトをチェックしているのは7.7%で、見せたくないサイトをブロックするフィルターを使うは4.3%とわずかであり、合わせても12%にとどまっています。そして、子供に対して親の関与の有無を質問したところ、自由に使わせてくれるとの回答が親とは異なり67.4%にもなっ

ております。ここに親との認識の差が浮き彫りになっております。

小学生、中学生のころは、居間においてコンピューターを共有する、サイトに制限を設ける等の規制はかける必要があり、学校及び家庭の協議や連携が必要であります。教育委員会の大胆な打開策を示されたいと思います。

最後に、補助金団体の運営のあり方について。

ABC委員会などの活動は、解体しつつある地域社会での社会資本を改めて築いてくれるものであり、心から感謝いたします。

さて、ABC委員会やその傘下のサークルは、市の補助金で運営されている以上、監査機関である議会、そこでの議会議員の活動も一定の制限を受けざるを得ないと思われま

す。以上、壇上よりの質問を終わりたいと思います。

**議長（堀口武視君）** ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** 北出議員御質問の人事・給与体系のあり方について御答弁申し上げます。

議員の御質問の人事・給与体系のあり方、とりわけ勤務評定についてどのように考えているのかといった点について答弁させていただきます。

御質問におきましては、公務組織の活性化、効率化をいかに図るのか、またそのために職員個々のやる気、意欲をいかに向上させていくのかについて、業績主義、成果主義を一定取り入れていくべきではないかという観点から、本市における課題を初め、現行公務員制度の問題点、課題について多岐にわたる御指摘をいただきました。

これらの問題につきましては、本市がこれからの地方分権の時代を担っていく自立した自治体として組織の活性化を図っていく上で、避けては通れない重要な課題であると認識しているところでございます。国におきましても、公務員制度改革大綱が平成13年12月に閣議決定されたことを契機に、現時点におきましても活発な議論がなされているところでございます。

御質問の勤務評定制度につきましては、そのような国における議論の中で、重要な課題としてその手法、反映方法のあり方が検討されているとこ

ろであり、本市といたしましても、今後それらの動向を注視しながら制度の導入に向けた研究を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 梶本教育長。

**教育長（梶本邦光君）** 私の方から、子育て支援と子供社会について、特に長崎・佐世保の事件に触れてというところで御答弁を申し上げたいと思います。

長崎県佐世保市における小学校6年生女児殺害事件は、教育関係者のみならず日本中を震撼させた衝撃的な事件でございました。同級生の殺害に関する加害少女の特異性ととも、パソコンのネット上でのトラブルが今回の事件の発端になった可能性が指摘されております。命のとうとさ、大切さの教育の点検はもちろんのこと、情報モラルの指導についても指示をしたところでございます。

今、子供たちの周りにはパソコンやゲーム機がごく普通に存在し、インターネットやゲーム等バーチャル世界にのめり込む子供たちも少なくないと思われま。社会での体験活動が不足し、バーチャル世界と現実の区別がつかなくなり、命を大切と思う心、他者への思いやりの心、社会性、美しいものや自然に感動する心など豊かな人間性の育成が十分できているのかと思わずにはいられなくなります。

子育て支援として、子供たちがバーチャル世界にのめり込むことを防ぐような支援、豊かな人間関係を形成できるような支援ができないか、研究する必要があるというふうに考えております。

学校では、人権教育や道徳教育を充実させ、大人が意図的に適切な体験活動を計画し、子供たちの豊かな人間性をはぐくむ取り組みを進めることが大変重要であるというふうに考えております。

また、情報教育では、インターネットの光と陰の両面の指導が必要であります。パソコンでインターネットを活用し、情報収集や発信をすることは、非常に有用なことでありまして、今後ますます必要性が大きくなってまいります。同時に、ネットに潜む危険性や情報モラルの指導が欠かせません。先日、市内の小・中学校の教員を対象に情報モラルの指導法の研修を行ったところでござい

ます。チャット体験では、顔が見えない匿名性の怖さと、ネット上の掲示板への書き込みでの誹謗中傷の怖さを体験し、今後の指導に大いに役立てることができると感じました。

今後、全教育活動を通じまして、子供たちが自分の存在感を実感し、自己実現を達成し、豊かな人間性を育む教育の推進に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

**議長（堀口武視君）** 梶本市民生活環境部長。

**市民生活環境部長（梶本敏秀君）** それでは、私の方から、3点目の補助金団体の運営のあり方についてという部分について御答弁させていただきます。

現在、御指摘のABC委員会などの市民の自主的な活動を行う団体、これらにつきましては、その構成する人の職業とか活動方針、これらのことにつきましては、市としては全く把握はしておりません。また、その団体固有の自主性に任す方がいかなというふうに我々は考えております。

北出議員御指摘の考え方につきましては、議員みずから判断することであるというふうに我々考えておりまして、行政が整理するというふうな段階ではないと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**議長（堀口武視君）** 北出議員。

**12番（北出寧啓君）** それでは、人事行政から再質問をさせていただきたいと思ひます。

行政評価が取り入れられて、実際行政評価にしても、今回の人事給与体系のあり方にしても、いわゆる傾いてきた財政危機の中で各自治体の自立性、存続が危ぶまれてる中で、まさに危機感を持って職員自体が新たな組織変革に挑戦しなければならないということが基本であります。

しかしながら、総体として眺めてみた場合に、前回の行政評価も1年経過しておりますけれども、まだ政策評価とか、先ほど申しましたようにコスト計算などがまだそんなに働いていない。もっと言えば、マネジメントといいますか、部長、課長が、以前市長が提案して受け入れていただきましたけども、部長級で財政配分をするという形で、その成果なりをもとにその結果報告し、また新た

な予算編成をするといったこともなかなか起こっていない。その辺の問題点がどこにあるのか。まず、そこから答弁いただけたらと思います。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** 人事行政における行政評価をどのようにしていくのか、またその問題点はどのようなことかというような御質問であったと思います。

組織といますのは、よく組織は人なりと言われてますとおり、組織を効率的あるいは効果的に運営し、その目標を達成し、成果を上げていくためには、それを支える人の力量いかんによるところが大きいと思います。そして、そのためにも、我々としましては従前から人材育成のための研修の充実に努め、職員の能力開発を積極的に進めてきたところでございます。

本市が特に財政再建を果たす、あるいは行財政改革を達成するには、やっぱりそういった職員の意識改革が重要な要素となっております、これからその自治体にふさわしい人事評価制度を導入し、職員のやる気と組織の活性化につなげるために、そういった人事制度を確立することが必要であらうかと考えております。

ですから、こういうことにつきましては、特に人事異動にあっても、職員一人一人のやる気と能力を引き出し、自己啓発を促し、職場の活性化を図ることが重要であると考えておりまして、その辺については今後努力をしまいたいと、このように考えております。

**議長（堀口武視君）** 北出議員。

**12番（北出寧啓君）** 何点かありますので、もう次の問いをしたいと思いますが、冒頭でも申し上げましたように、係長試験を受けないというふうな形であるとか、特に目立つのは、管理職が短期的に1年、2年で変わっていくということと、逆に係員以下が職場に5年も6年も7年も固定化するという通常の自治体の組織運営とはちょっと逆転した形ではないのか。

中央官僚もそうですけども、大部屋主義に基づいてゼネラリストの養成が20代、30代にやられて、その中で総合評価を経験則に基づいて行う。その結果、管理職――泉南市では課長クラスから

ですけれども、そこで専門性、特化していく。その場合は、やっぱり最低4年も5年もその原課で訓練するというので、ゼネラリスト及びスペシャリストの養成というのは、こういう形で行わなきゃならない。平均的な回答ですけれども、しかし、それが泉南市役所では余りうまく起こっていないのではないのか。それがなぜなのか、今後どうするのかということについて、お答え願いたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** 人事異動すなわち配置転換ですか、その目的といますのは、先ほども申しましたように、組織の活性化でありますとか、あるいは職員の士気の高揚を図るために、行政の複雑化、高度化、多様化の進展に十分に対応できる能力のより一層の開発を行うとともに、職員一人一人の個性を尊重し、能力が最大限に発揮できる適正配置を行うことを目的としているところであると、このように考えております。

その職員の配置転換といますのは、職場の環境の変化と、あるいは行政需要の多様化、より適切に柔軟な対応ができるように、そしてまた組織の活性化と職員の士気の高揚を図る観点から、それぞれの職階に応じた配置転換の基本方針や一定の在職期間を基本とする組織全体の活力の向上を図るための配置転換、それとまた個々の職員の実績、能力、意識改革を重視した職員育成型配置を人事異動の基本理念として適正配置を行っていきたいと、このように考えております。

ただ、その職場によって在職年数が多いとかということにつきましては、ある程度専門的な知識を有するというんですか、専門知識が必要なところ、そういったところについては、ある程度その人の知識をその仕事に発揮してもらうという形で、長期に職場におってもらいたいということも思いますけれども、基本的にはやはりそういった、なんて言うんですか、何年かに1回の人事異動とかいうのを我々としては検討して、実践に移してまいりたいと、このように考えております。

**議長（堀口武視君）** 北出議員。

**12番（北出寧啓君）** 議長、ちょっと答弁にはなってないと思うんで、理論の説明も結構なんで

すよ。なぜ、そういうことが、私が指摘したように、係長クラスが余りにも長く固定化し、逆に管理職が一、二年で交代すると、いわゆる管理責任が果たせていないというようなことがなぜ起きているのかということの説明をいただきたい。今後、どうするのかということの説明をいただきたい。それだけで、その点の答えが全くない。改めて答弁をお願いいたします。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** その職員の人事異動に際しましては、当然4月に大きな異動をするというときには、前年に退職された方とか、そういった問題も起きてきます。ですから、人事異動をする場合に、特に退職していかれる方については、要するに勤務年数が長い管理職とかそういった方が退職されていきます。そういった中で、その部署に人員を配置しなければならないということもありますので、そういった短期間に職員を配置するということが、現実には起こってまいるといってごさいます。

**議長（堀口武視君）** 北出議員。

**12番（北出寧啓君）** 次の質問に入りたいと思います。

ここにあるのが「地方公共団体における人事評価システムのあり方に関する調査研究」という冊子なんですけど、これは総務省が発行して、今都道府県に入って、今後市町村におりてくると思うんですけども、いわゆる行政評価と含めて、人事評価、給与評価システムの大幅な変更をもたらすということだと思います。

問題もあります。だから、これが必ずしもいいとは言いません。ただ、一定の人事評価なり、給与システムに対して客観性、公平性を与えるための一定の道具としては使えるのじゃないかなと。時代はそういうとこまで、行政評価からそこまで、人事給与システムにまで及んできております。

だから、今とやかくは申し上げませんが、基本的にこれから時代を見越した上で、新たな取り組みを、まさに基本は個々の職員がインセンティブをいかに発揮して、市民のための行政経営にいかにかかしていかということが最大の問題なんでありまして、その辺の姿勢だけでも、今後ど

うするかということをお助けなり市長なりお答えいただければありがたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** 今、国におきましても公務員改革が叫ばれておりまして、今の公務員制度、長く続いてきたんですが、いろんな今の時代に合っていない部分も出てきておりますんで、公務員制度全体を見直していこうという動きもございませぬ。当然、その中には、今までのような年功序列的なものを見直しなり、あるいは当然行政評価、人事評価含めてそういう動きになってきております。

我々もこの3次行革の中で、そのあたりを打ち出していくということにいたしておりますので、その中でこれからさらに今の時代に合うような形の人事体制のあり方ということを考えていこうとしたい。スペシャリストかゼネラリストかという議論もありますけれども、こういう人口の比較的小さなまちでは、やはりゼネラリストにならざるを得ない部分もございませぬし、ある意味ではある特定の部署ではやっぱりスペシャリストも必要になってくるということもございませぬんで、その辺のミックスを十分考えていかないけません。今おっしゃられましたように、今の動きに機敏に反映できるように取り組んでいきたいと考えております。

**議長（堀口武視君）** 北出議員。

**12番（北出寧啓君）** 人事問題に対して現段階で少し言及しておかなきゃならないと思うのは、やっぱり人事課が独立して機能発揮できるような体制を構築することが必要であるし、そのためには評価者としての人事課の訓練をきちっと保障しなければいけないと、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点は、やっぱり課長級はよく変わってるわけで、部長級もよく変わってますけれども、やっぱりそこはスペシャリストになっていくわけですから、少なくとも4月の人事異動で1カ月かすれば、その部門は集中的に学習して、やっぱり頭にたたき込んで管理運営にプロフェッショナルとして当たれるように、そこはきちっとやっていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょう。

難しいんでございますか。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** 今、議員御指摘のその辺の問題につきましては、やはり人材育成というんですか、そういった問題が一番大きな問題になってこようと思います。ですから、我々としては、先ほども申しましたように、職員の能力開発、そういったものについては積極的にこれからも推し進めてまいりたいと、このように考えております。

**議長（堀口武視君）** 北出議員。

**12番（北出寧啓君）** 次に、佐世保事件に移りたいと思います。

ここにちょうど三沢直子さんの「殺意をえがく子どもたち」というふうな本がありまして、これを読みますと、80年最初の子供たちの絵と90年代後半の子供たちの絵とを比べてるわけですね。人間をかいて、家をかいて、木をかくわけですけども、やっぱり特徴的なのは、20年たって画像がすごく平板化して線が細くなったりしてる。あるいは家がほとんど中身がない。平板な家になってる。その中には花瓶一つしかないとか、人間の表情が全くないとか、あるいは暴力的なものだけが描かれてるとか、この20年間で子供の世界が大きく変貌してるというのは、確実に立証されてきているわけですね。だから、そこまでくると、今度の佐世保事件は、他者の存在というか、それを人間存在としてなかなか感じられないところが多分にあったと思うんです。

これもまた調査結果なんですけれども、やっぱり20年前の母親、今の母親たちというのを見ると、他者を否定する割合がものすごく高いと。自己を否定する。相談に来る。それは自己を否定して、相談に来るわけです、悩みがあって。そのときに質問すると、他者の存在をどう扱ってるかという、20年前は3割ぐらいだったんですけど、今は9割ぐらいがもう他者の存在を否定してる。だから、母、家庭、その母が、やっぱり地域が疎外化され、分散してる。少子化である。子供と対面していつもある。ほかの人間関係は乏しいという中で、どんどん自己否定、それから他者の存在否定まで至っていると。その中で、また子供が育

てられてるという構造があります。

だから、教育委員会にいろいろ質問させていただいてはいますが、教育委員会で動いて解決できる問題じゃなく、学校が動いて解決できる問題じゃない。家庭が、それまで家といいますか、貧しくなっているという日本の今の時代ですね。だから、それは我々も含めて、やっぱり地域が一緒になって取り組まなきゃならない解決課題だと思います。その困難性は多々あると思いますし、個人の家庭にどこまで介入できるんかという、またそこに人権の問題とか生まれて、なかなか手出ししにくいというような壁も出てくると思います。しかし、それをやっぱり我々は乗り越えていけないといけないと思います。

まず、初歩的なことを伺いますが、教育長なり教育委員会は、現在の親たちというのが、例えば私、今、若干この本から指摘させていただきましたが、親たちの変化といいますか、樽井小学校なんかでも、1年生の参観日にはビデオを回したり、子供が授業中走り回っても、それを追いかけてビデオを写したりというふうなことをかつて聞いたことがございますが、その辺の変容及びそれに対してどう対応していかけるのか。解決困難だと思うんですけれども、その辺の教育委員会としての現状認識の一端を述べていただきたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 飯田教育指導部長。

**教育指導部長（飯田 実君）** 九州の佐世保の事件につきましては、我々学校現場の者も本当に深い衝撃を受けております。

安全ということで、今まで例えば登下校の安全指導、また外部からの侵入者に対する安全を守るための学校のあり方、そういったことを想定して今まで考えてきたのですが、今回の事件は、小学校6年生の同級生、それも比較的仲がよかった子供たち同士のこうした事件が発生したということで、深い衝撃を受けてるところでございます。

最近の親たちの変化について、教育委員会としてどのように認識しているのかということでございますが、議員御指摘のように、例えば運動会等へ行きますと、やはり一定カメラとかビデオ撮影ですね、そういったことの中で自分の子供を写

すので必死になっている姿、そこには周りの者たちに迷惑をかけているという姿がなかなか見えにくいというようなところがあるかと思います。

また、子供同士がもめごと、けんか等をしたときに担任に申しってくるんですが――これはすべての場合じゃないんですよ。よくあるパターンとして、一方的に自分の子供の言い分というんですか、それを信じ込むというんですか、思い込むというんですか、そういったことで先に学校の担任にクレームをつけてくると。そんな中で、自分の子供がなぜそのようなもめごとになったのかということをよくよく聞いてみると、やはり自分の子供にも責任があったということが後になってわかるというんですか、そういったことで、きちんとそういったことを説明する時間、そういったことに非常に丁寧に親と話し込んでいかなければならない現状というものが、学校の現場にはあるかのように思います。

また、現在、子育て等、教育委員会等につきましても関係部署と協力して進めていかなければならないわけですが、やはり親御さんたち、今の多角的な価値観のもとで、小さな子供の育ての間におきましても、子供だけを育ててるというのに対しまして、そこに喜びを見出す親もいらっしゃいますが、また子供だけを育ててるという中で非常に疲れを感じる親、また子育ての仕方が、昔でしたら同居している祖母や近所の人に、これはこれはと簡単に聞けることがなかなかうまく聞けなくて一人で悩んでいる親、そういった親たちに対して、やはり行政として子育て支援のあり方を考えていかなければならないと思っております。

そういった中で、いろんな価値観を持った親御さんがいらっしゃる中で、一概に本当に決めつけることはできないんですが、そういったさまざまなニーズを持った若い子育て中の親たちに対して、単に行政として子育て支援の講座を開くとか、これも一つの方法ですが、そういった方法だけではなしに、やはり同じ子育ての中でかかわっている親同士がつながるといいますか、そういった人間と人間との関係を築いていくような、そういった支援のあり方も必要になってくるんじゃないかと考えております。また、そういった姿が

それを見ている子供たちにも深く影響してくるんじゃないかなと、このような思いもしていますので、よろしく願いいたします。

議長（堀口武視君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） それでは、3番目の問題に入りたいと思います。

梶本部長が当然そういう形で答弁していただきましたけれども、私なんかもそういういろんな市民運動をしてきてる方ですから、議員は地域社会に入っているような意見を聞き、協議し、あるいは参加し、あるいは議会で政策提案すると、そうあらなければならないと思います。

ただ、問題は、今回惹起した問題、先ほど島原議員もおっしゃられましたけれども、このNPO、やってることはいいことなんですよ。これはやってることはいいことだし、感心しましたけれども、ただ、ここに教育委員会の名前があって、府会議員の名前があるということであれば、これはやっぱり問題が出てくるんじゃないかと。この辺をどう整理するのかということもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

今回、若干気になったのは、「音と光のページェント」ですか、これはほかの議員の方からもいただきましたし、私の知り合いからもこの3枚セットで封書で送られてきたということで、この連絡先がやっぱり議員になってるということが、これはABC委員会が補助金団体として動いて、市の補助金で運営をしているということであれば、我々議員というのは監査機能を持っていますから、そういうことに対しては一定控えるべきではないかというふうに、私は考えております。

部長は一般論をおっしゃっていただきましたけれども、しかし例えばこういうことが起こってきた場合に、それでは部としては今後どう対応するのかということの考えをお示し願いたい。これはもう幾らやっても、何をやっても構わないんだと、もう予算組んだからお任せなんだということになるんでしょうか。

問題は、善意で皆さんやってる。そういう市民運動もいろいろ結構です。ただ、例えば北出が嫌だというのがやっぱりたくさんある。北出の名前でこっちへ連絡せよと言われてたら、それならもう

するもんかみたいな話になる場合もある。だから、我々議員が悲しいのは、公共的な活動をして、やっぱり議員はたくさんいますから、いろんな枠組みが、現実の政治過程としてはいろいろに分断されてるわけで、なかなか我々の願いというか、公共的な、あるいは活動がなかなかうまく評価されない。実際、誤解を招くということがございます。だから、その辺はきちっと配慮すべきではないかと、私は考えております。その点について、改めてお答え願いたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 梶本市民生活環境部長。

**市民生活環境部長（梶本敏秀君）** ただいま北出議員からの御指摘でございます。すべてのことについて私お答えできたらいいんですけども、我々の方で把握しておりますといいますのは、先般行われました「音と光のページェント」、これにつきましては、ABC委員会ですね、ここの費用を使って行ったということの事実はございます。

ただ、議員御指摘のその連絡先とかいう話につきましては、ちょっと我々の方としては全く把握するところではございません。ただ、この「音と光のページェント」につきましては、これはABC委員会の中のクリーン作戦の事業部、この中でこの事業をやりますという形で決議され、実施したというふうなことでございます。

ですから、この事業に対しては、ABC委員会が、なんて言うんですか、その費用とか、そういうことを持って運営したということについては、これは全く我々の方としては、よいことというんですか、全くその辺のところは、なんて言うんですか、ABC委員会の事業としては理にかなってる、このような感じ、感覚でおるところでございます。

今の私の答弁がお答えになってるかどうかわかりませんが、私どもの方で把握しておりますというのは以上でございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 北出議員。

**12番（北出寧啓君）** 例えば、結果が超えてた場合に、議員の補助金団体に対するかわりとか、その辺は整理していかなければ、今後もまた同じようなことが起こって、それでもあなた方は、い

やもうABC委員会なり、補助金団体がどうしようが我々の裁量するところでないというふうに判断をお示しされるわけですか。その辺はいかがなんでしょうか。

我々はやっぱり議決機関ですから、補助金団体の監査も全部いたしますから、そこに伴う、かわるといことは控えるべきだというふうに判断いたしますが、その辺いかがなんでしょうか。

**議長（堀口武視君）** 梶本市民生活環境部長。

**市民生活環境部長（梶本敏秀君）** ただいまの北出議員の御指摘でございますけれども、市の方が補助金を出すという話につきましては、ABC委員会の活動、そのことについて評価し、その活動を実施していただくという目的で補助金を出すというふうなことでございます。そのABC委員会の中に、御指摘ございます議員さんがどうのこのというようなお話になるかとは思いますが、我々の方としましては、その活動が充実、全うされるということが大きな意味ではないかなと思います。ですから、その議員さんという形の話については、私、先ほどもお話しさせていただきましたように、みずから判断すべきというふうに思っております。

以上です。

**議長（堀口武視君）** 以上で北出議員の質問を終結いたします。

次に、3番 中尾広城君の質問を許可いたします。中尾議員。

**3番（中尾広城君）** 皆さんこんにちは。公明党の中尾です。本日6番目の登壇で最後になりますので、時間も時間で皆さんも少々お疲れとは存じますが、何とかしばらくおつき合い願えればと思いますので、最後までどうかよろしくお願いいたします。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして平成16年第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

まず、大綱1点目、文化芸術についてであります。3年前に我が党が中心となって文化芸術振興基本法が制定されました。この法案の原案となったのがアメリカのニューディール政策と言われておりまして、ニューディール政策といえば、大

規模な土木事業で世界大恐慌を脱却したことで有名ですが、実はその一方で大がかりな文化事業を展開したことは、意外と知られておりません。

アメリカ政府は、最盛期には数万人の芸術家を直接雇用し、壁画や彫刻の制作を初め、芸術教育、交響曲等の作曲、低料金の演奏会開催、演劇脚本の作成、公演、全州のガイドブックの制作など、多岐にわたる文化振興策を展開、これにより後世に名を残す劇作家、俳優など多数の芸術家が生まれ、ハリウッドに代表される今日のアメリカ文化の基礎がつけられたと言われております。

そこで、昨年度において、国の支援を受け、市民主体のもとに、第1回「泉南“楽”会」を初め数々の生涯学習に関しての施策が実施されましたが、1点目として、生涯学習まちづくり事業についての考え方を示していただきたいと思っております。

また、2点目として、この中身と成果はどうであったのでしょうか。また、今年度はどう取り組まれるのでしょうか、お答えください。

3点目に、学校現場での文化芸術振興について、お聞かせ願いたいと思っております。

大綱2点目は、市民の安全確保についてであります。過日、4月4日に市子ども安全パトロールの結成式が文化ホールで行われたと思うのですが、どのような内容で何名ぐらいが参加されたのかについてが1点。

2点目に、警察との連携について、具体的にどのようなつながりになっているのかをお示しいただきたいと思っております。

3点目に、数カ月前に公園遊具で指を切断した事故が2件ほど続けてあったと思うのですが、本市における公園遊具の安全性について、その事故後、市内における全公園において緊急点検されたのかどうか、また類似した遊具がなかったかどうか、お答えいただきたいと思っております。

大綱3点目に、チャイルドシート施策についてであります。

3年前に我が党の提案でなされた施策だったかなと思っておりますが、3年がたったということで、ある一定の整理といえますか、利用状況と管理面についてお聞きしたいのが1点と、今後の見通しについてお聞きしたいのが2点目です。

大綱4点目は、砂川樫井線についてです。

1点目、進捗状況についてお示してください。2点目に、安全対策についての地元からの要望についてお答えください。

大綱5点目は、海宮宮池公園について、進捗状況についてお答えください。

大綱6点目は、区と自治会のあり方についてありますが、本市は33区に分かれており、当然33名の区長さんがいらっしゃいます。もともと本来、この区または区長さんというのは、どういう立場、位置づけなのでしょう。といいますのは、昨年未の老人集会場の件といい、市として行政委託されている中で、権限以上に振る舞われている区、または区長さんというのが現実にはいらっしゃるようで、またそういうところに限って、地元自治会とうまくいっていないというのを聞いたり、目の当たりにしたりとかいうことがありますので、一定、市としての区または区長さんのあり方についてのお考えを示していただきたいのが1点と、2点目に区と自治会との相関関係についての考え方をお聞きしたいと思っております。

また、3点目に、合併時における区の位置づけについてもお答えいただきたいと思っております。

以上で壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（堀口武視君）** ただいまの中尾議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

**市長（向井通彦君）** 私の方から、生涯学習まちづくり事業について御答弁を申し上げます。

生涯学習まちづくりモデル支援事業とは、地域において市町村と高等教育機関が連携しながら、地域住民による個性と魅力あるまちづくりを進めるため文部科学省が支援する事業であり、生涯学習まちづくりのモデルとなる施策を展開するものでありまして、実行委員会が事業主体となります。昨年度は、全国の市町村から78団体からの申請がありまして、本市を含め20団体が選定されました。

ところで、本市の生涯学習まちづくりモデル支援事業の趣旨は、文化・歴史、国内外交流、自然の3つの学科から成る泉南ルネッサンスカレッジを創設し、地域の人的・知的・物的資源を改めて

学習するとともに、ホスピタリティーあふれる地域づくりを展開するというものでございました。

昨年7月、市民、大学、行政の3者で実行委員会を結成し、その後、第1回「泉南“楽”会」を皮切りに13にもわたる講座を開設し、フィールドワークなども実施し、地域住民の主体的役割と参画により、大きな成果があったと総括しているところでございます。

さて、今年度も引き続き生涯学習まちづくりモデル支援事業を実施すべく、文部科学省へ申請したところ、全国で116件の事業申請があり、原則単年度という中で、極めて採択は厳しいという情報もあったわけですが、さまざまな努力をした結果、本市の生涯学習まちづくり事業など36団体が採択されました。

今年度は総額245万5,000円の委託金額であり、昨年度より若干減少いたしました。2年連続の採択は画期的なことであり、それだけ昨年度における本市の事業が国にも評価されたものと言えるのではなかろうかと思っております。

今年度は、昨年度の成果の上に立って、観光・交流、環境・自然、健康・食文化をキーワードとして、さらには大学等の高等教育機関との連携についても、昨年度は大阪明浄大学と京都学園大学の2校でしたが、今年度はさらに和歌山大学、大阪体育大学の協力も得て、より充実した内容で事業実施をすべく、7月中に事業主体となる実行委員会を立ち上げる予定でございます。今年度も大いに期待をしていただきたいというふうに考えております。

**議長（堀口武視君）** 梶本教育長。

**教育長（梶本邦光君）** 私の方から、学校現場での文化芸術振興につきまして御答弁を申し上げます。

児童・生徒の情操を育てる上で、本物の文化芸術に触れることは、非常に大切なことであると考えております。学校では、劇団を招き演劇鑑賞会を催したり、厚生年金会館で実施されるニッセイ名作劇場に参加し、本物の演劇やミュージカルを鑑賞する機会を設けております。

また、中学校の文化祭や小学校の学習発表会、音楽会や合唱コンクールなどの行事で演劇発表や

美術作品発表、合唱等文化的な活動の表現・発表の場をつくり、文化芸術振興の場を設けております。

中学校の部活動におきましても、ブラスバンドやマンドリン、美術、合唱等文化部の活動が盛んに行われております。市内のある中学校では、ブラスバンド部の活動が特に盛んでございまして、近畿大会あるいは府の大会等におきまして金賞を得て、全国大会等にも出場して名声を博したということもありましたので、あわせて御報告をしておきたいと思っております。

すこやかネットでも、活動の一環として大阪府のアーティストと子供の文化体験交流事業を活用しまして、コントラバスコンサートを開催しました。

このように文化芸術振興に向けさまざまな取り組みを進め、子供たちの豊かな心の育成に努めてまいりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思っております。

**議長（堀口武視君）** 飯田教育指導部長。

**教育指導部長（飯田 実君）** 子ども安全パトロール員の活動につきまして御答弁申し上げます。

去る4月4日に、子供が事故や犯罪に巻き込まれない「安全・安心なまち泉南市」の実現を目指して、「地域ぐるみで子どもを守るネットワークづくり」をスローガンに泉南市子ども安全大会を開催しましたところ、市長、市議会議長初め多くの御来賓、関係団体代表、安全パトロール員の方など約200名の御参加をいただきました。

また、追手門学院大学の三川先生より「地域で子どもを見守り育てる」のテーマで講演していただき、地域の見守る目が子供の安全だけでなく発達にも大きく影響していること、また子供の安全を守るための活動を通して、地域がつながり、地域再生にもなるという教をいただいております。おかげで「安全・安心なまち泉南市」の実現に向け、大きな第1歩となりました。

また、6月現在、486名の安全パトロール員の登録をいただいております。その間、パトロール員の皆様方から意見や要望などもいただき、パトロール員同士の連携、校区の学校との連携をどうしていくか等が課題となっていることが見えてまいりました。そこで、6月8日に子ども安全パ

トロール員連絡会を開催し、さまざまなパトロール員活動の紹介、校区の学校との情報交換の場を設定いたしました。今後、学校ごとに安全パトロール員集会を開催していく方向でお願いしています。

教育委員会におきましては、今後とも子供の安全確保に向け鋭意取り組んでまいる所存です。どうかよろしく申し上げます。

続きまして、警察との連携について御答弁申し上げます。

教育委員会では、泉南警察署の生活安全課を中心にさまざまな連携を行っています。

まず、危機管理マニュアルの中で不審者情報等、まさかのときの連絡が入ったときは、必ず警察に連絡する体制をとっています。毎月1回学警連絡会があり――この学警というのは、学校の生徒指導主事、また警察官の担当者との連絡会です。泉南署、泉南署管内の教育委員会、中学校生徒指導主事とで情報交換を行っています。

次に、昨年の12月に市内全幼・小・中学校管理職を対象にした不審者侵入を想定した防犯教室を泉南署の署員の方4名に来ていただき、実施いたしました。

さらに、大阪府警察本部生活安全課より、子供の連れ去りを劇仕立てにした防犯教室をことしに入って9校園で実施していただきました。また、交通安全教室も実施しております。

このように教育委員会におきましては、子供の安全確保の上で警察との連携を行っております。今後、より一層連携を密にし、子供の安全確保に努めてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

**議長（堀口武視君）** 馬場都市整備部長。

**都市整備部長（馬場定夫）** 議員御質問の3点につきまして御答弁をさせていただきます。

まず初めに、市民の安全確保についてのうち、公園遊具の安全性について御答弁いたします。

現在、本市で管理している公園等は114カ所あり、設置している遊具につきましても、日ごろ安全管理に取り組んでいるところであります。

今回も高槻市の回転遊具の事故を受け、直ちに市内全公園の遊具の緊急点検を実施し、4カ所の

類似遊具を撤去したほか、その他の18カ所の遊具についても補修等を行ったものであります。今後も、遊具の安全管理等について努めてまいりたいと考えております。

次に、砂川榎井線について、進捗及び安全対策についてお答えいたします。

JR和泉砂川駅から泉南一丘団地に至る事業認可区間1,498メートルにおきましては、一部権利者を除き、用地取得等は約94%完了しております。

整備工事の状況としましては、事業認可区間のうち、現在まで約1,210メートルが着手済みでございます。本年度につきましては、泉南一丘団地の未改修部分約130メートルの工事を予定しております。

なお、未買収権利者につきましては、今後引き続き交渉を重ね、早期供用開始ができるよう努めてまいりたいと考えています。

また、交通安全対策につきましては、砂川榎井線と市場長慶寺砂川線との交差部分並びに砂川榎井線と一丘中学校へ曲がる交差部分等、幾つかの要望を地元住民の方からいただいております。現在、要望につきましては、泉南警察署に要望しているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、海宮宮公園につきまして、進捗状況並びに管理運営等につきまして御答弁いたします。

先般より都市基盤整備公団から2カ所の公団所有地を公園として整備後、市に移管したい旨の申し出があり、本市としても、有数の規模の公園となるとの認識から引き取りを視野に入れ、構造、景観、安全条件等、さまざまな方面から協議検討を重ねてまいりました。とりわけ、本市の財政状況を考慮し、維持管理上の設計、さらには財政上の負担を公団に対し強く求めてまいったところでございます。

今後も、市、地元の意見、意向が十分反映され、かつ市民の憩える公園となるよう、公団に対し協議、指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方から乳幼児対策のチャイルドシートについて御答弁させていただきます。

平成12年の道路交通法の一部改正により、自動車に乗車する6歳未満の乳幼児について、チャイルドシートの使用が義務化されました。

市といたしましては、この法改正を受けまして、チャイルドシート普及推進事業を平成13年7月より開始し、現在まで延べ218台の本制度の御利用実績がございます。

本事業は、乳幼児の交通安全の普及推進を図ること、また啓発の一環として、1歳未満の乳幼児を乗車させて自動車を運転する必要がある方に対し、貸し出しを行っております。

本貸出事業につきまして、平成13年7月の事業開始時は1カ月を限度として貸出事業を行ってまいりましたが、平成15年9月より貸出期間を3カ月に延長し、利用しやすい体制を整え、より多くの市民の皆さんに貸し出しを行っているところであり、今後とも年間七、八十台程度の御利用があるのではと考え、本制度を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（堀口武視君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 中尾議員御質問の区と自治会のあり方について御答弁申し上げます。

泉南市には現在33の区を設置しておりますが、これらの区と自治会の関係としましては、自治会は区の中に含まれているものと解釈しております。一部の区におきましては、規模の上で新たに開発された団地等の自治会と逆転しているところもございますが、いわゆる旧集落のみを区としているわけではなく、自治会も包含した新たなコミュニティを形成し、全体として区として活動していただきたいと、このように我々考えております。

また、合併時の区の取り扱いについてでございますが、3市2町の中で泉南市と岬町に区があり、泉佐野市、阪南市、田尻町では町会または自治会となっておりますので、合併後の取り扱いにつきましては、3市2町の区長連絡協議会や町会連絡会等と協議の上、調整を図ってまいりたいと、こ

のように考えております。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） それでは、簡単に再質問させていただきます。

去年の「泉南“楽”会」であいびあでのランチタイムコンサートがあってということで、好評だったというふうに聞いておるんですけど、今回も好評であればぜひともまたやっていただきたいというのが1点と、それと、できましたらこれを契機に年3回から4回ぐらいの不定期で結構ですんで、こういうものをこれから独立させてといいますか、続けていっていただくことはできないかなということをお聞きしたいんですけど。

議長（堀口武視君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 確かに昨年の第1回「泉南“楽”会」のときには、お昼の休憩時を楽しんでいただくということで、本来でしたらあいびあ泉南の1階のロビーというのは、そのようなコンサートをするところではないんですけども、あえてあの場所をお借りして、参加者の皆さん、市民も、関西一円からの参加者の方も音楽で楽しんでいただきました。音楽としては、ピアノとチェロとフルートということで非常に小編成でしたので、あの場所でもいけたわけですが、これも許可を得た上で、本来のあいびあの目的に支障がないということで許可いただきました。

私どもは、方針としてはできるだけ市民の自主的な文化芸術活動を支援する、あるいは多様な文化芸術に触れる機会を持っていただくというような観点から、できるだけ公共施設を活用して、とりわけ音楽ですね、コンサートを開催したいという考えはあります。

ただ、今年度の第2回「泉南“楽”会」を開催する予定ですけど、そこでやるのかということは、まだこれから来月ぐらいに実行委員会を発足する中で検討してまいりたいと考えておりますし、不定期に演奏会を開いたらどうかということも、これも市民のボランティアによる演奏家の申し出があればいいんですけども、費用がかかるということがあれば、その辺はまた考えざるを得んということもございます。

それと、子ども教育施設については、責任を持って教育施設についてのいろんな活用を考えていきたいと思いますが、市には、市長あるいは市長部局の所管する施設もございますし、例えばこの議場であれば、市議会議長さんの管轄でもあります。それぞれ管理運営のところがございますので、趣旨、目的、本来に支障がなければ構わないと思いますが、いろんな部門のそれぞれのお考えもございまして、ただ教育委員会としては、できるだけ教育施設の中でいろんな活用をする中で、市民の文化芸術を楽しんでいただく、振興していくということは進めてまいりたいと、そう考えております。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** 実行委員会が来月立ち上げられるということで、まだ何も決まってないと思うんですけど、そういう中であえて要望として今も言わせてもらったんですけど、今、中村さんもおっしゃったように、もしよかったら、1つの企画の要望の段階でのあれなんですけど、この「泉南“楽”会」が去年は10月4日、5日の2日で行われたと思うんですけど、10月であれば議会もないことですし、できましたらこういう議場なんかも活用して、その「泉南“楽”会」の一環としてやっていただくというのは、議長に見解としてどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいなと。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員に申し上げます。それはまた具体化した時点で御相談願いたいと思います。中尾議員。

**3番（中尾広城君）** すいません。また、そしたらよろしく願います。

次なんですけど、市民の安全確保といいますが、結局なかなか幅広いもんでありますから、僕が今回質問させていただいた中で、やっぱり子供とか老人とか、そういう方に限定されるのかなというふうに思われるんですけど、1点目に子ども安全パトロールの今後の活動をどういうふうにこれから展開されていくのかということをお聞きしたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 飯田教育指導部長。

**教育指導部長（飯田 実君）** 今後の安全パト

ロール活動についての展開について御答弁申し上げます。

教育委員会といたしましては、次の2つの役割があると考えています。

まず第1は、学校と地域の安全パトロール員さんたちとの調整です。今後も随時、先ほど紹介しましたような連絡会を開催し、学校との連携がスムーズにいくよう、学校や地域にお願いや働きかけをしていきたいと考えています。

第2は、安全パトロール員活動の広報・啓発活動です。積極的に安全パトロール員活動の紹介をすることを通して、啓発活動を行っていききたいと考えています。

安全パトロール員の活動は、市民ボランティアです。ボランティアの方があやまってよかったなと思えるお土産がなければ、長続きしません。それが子供の笑顔であったり、おはようという声であったり、また6月の8日にお話しくくださったあるパトロール員の、私は自分のためにやっているんですというような言葉もあったりします。

教育委員会では、子供の安全確保に向け、安全パトロール員活動の取り組みがより活発になるよう、今後とも全力を挙げて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** それと、各小学校区別で危険箇所マップというのを作成されてると思うんですけど、今後それを全戸に配布するというのはいかがでしょうか。

**議長（堀口武視君）** 飯田教育指導部長。

**教育指導部長（飯田 実君）** 危険マップ、各小学校区別に今現在、作成しております。安全パトロール員の方には、各小学校区別の危険マップ、地図ですね、それをお渡ししております。現在、配布しております危険マップによって、安全パトロール員さんたちが自分のできる範囲内で、家の近くと言うんですかね、そういうところに立って子供たちの登下校の様子等を見ていただければありがたいなと考えております。

そういったことで、危険マップ、地図の作成、今後ともふやまして、パトロール員さんたちに全員配布という形で考えていきたいと考えており

ます。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** 当然、パトロール員さんは、そういう意識を持ってボランティアに参加されるから、それはそれでいいと思うんですけど、もっと広がりを見せるために、各一般家庭に全戸的に配布することによって、もっともっと危険箇所というか、そういう防犯に対しての意識づけの啓発になるんじゃないかという意味で、危険箇所マップといいましても、やっぱり時とともにだんだん危険なところが危険でなくなったりとか、今まで安全やった場所が急に危険な箇所になったりとか、いろんなことが毎日、日常茶飯事、事件等も起きておる昨今ですんで、見直し等々も短い期間でやっていかないといけないと思うんですけど、今現在いろんな事件が起こってる中で、やはり安全パトロール員さんだけにそういう防犯をお任せするということだけじゃなくて、もっと一般市民の方からも啓発していただけるような形で全戸配布の提案という形で言ってもらったんですけど、もう一度その辺のお考えを。（発言する者あり）

**議長（堀口武視君）** 飯田教育指導部長。御静粛に。

**教育指導部長（飯田 実君）** 議員御指摘のように、子供たちの安全を守るのは、何も安全パトロール員さんだけということではなしに、本当に学校、地域、すべての方たちが少しの協力によって子供たちの安全が守れるということでは同じように認識さしてもらっております。子供たちの安全を見守る目というんですかね、そういう目が多いことが、子供たちの安全確保に基本的につながってるという認識を持っております。

そういった意味で、すべての家庭に安全マップの地図をという御提案でしたが、何分にもかなりの枚数というんですかね、そういったものが必要となってくるので、今後の検討というんですか、そういった課題にしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。

それと、一、二年前にも防災マップとかつくら

れてたと思うんですけど、またあれも何年後かごとに見直しはされていくと思うんですけど、もしよかったらそのときに合わせて、防災マップの中にそういう危険箇所マップというのをまたつけていただくような形で、なるべく経費節減してやっていただけたらなというふうに思います。

続いて、公園遊具の件なんですけど、ああいう指を切断したような事件が2件も続いて起こったということで、あれを聞いたときに、本当にこの泉南市中でもそういう公園遊具の置いてある公園はたくさんあるやろうし、ちゃんと整備されているところもあれば、されてないところも当然あるであろうと。だから、本当に事前に、ああいうことがあったからというのではなくて、すぐに緊急的に点検もされたというふうにおっしゃってましたんですけど、その中で4カ所の類似品を撤去と18カ所の補修があったということなんですけど、そういう意味で今までどれぐらいのサイクルでそういう点検をされてたのか、あの事件を受けてこれからどういうサイクルでまた見直しといいますか、されていくような計画をされているのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 馬場都市整備部長。

**都市整備部長（馬場定夫君）** 再度の公園遊具の安全性についての御質問でございます。

先ほども御答弁させていただきましたように、市内に管理しております公園が114カ所ございます。点検につきましては、年1回巡回によりまして目視の点検をしております。

公園遊具の点検は、従来から自治会等の協力を得ながら適宜実施しているところでございますが、今後より強化いたしまして、計画的に順次点検、補修し、遊具の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** わかりました。よろしくお願いたします。

それと、チャイルドシートの件なんですけど、3年たちまして、いろいろと便利に使っていただいているとは思うんですけど、チャイルドシート

は道路交通法に基づいて、そういう乳幼児とか子供に対して義務づけられてるものでありますんで、それをあえて市が購入して貸して差し上げるといことがいいのか悪いのかという議論もありますけども、やはり啓発といいますか、そういう義務づけられてるものですから、やはり自分のものとして持たないといけないという啓発運動がなされていけば、僕はそれでこの施策はいいんじゃないかなというふうに思ってます。

ただ、気になるのが、やはり時代とともに、こういう機械もんというのは改良もされて、便利に脱着もしやすくなったりとか、また規格等々も変わってくるようなこともあると思うんですけど、そのときに初めてといいますか、改めてもう1回見直す必要があるのかなというふうに思うんですけども、そういう意味での考え方といいますか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

**議長（堀口武視君）** 梶本市民生活環境部長。

**市民生活環境部長（梶本敏秀君）** ただいまの御指摘でございますけれど、今回のこのチャイルドシートの貸出制度、これは交通安全の普及とか啓発の推進というのが目的で創設された事業でございます。ですから、他市のようにすべての皆さんに1年、2年とかという貸し出しということはやっておりませんが、こういうふうな目的がございますので、この事業についてはやはり続けていくべきではないかなというふうなことを考えております。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** 僕が言いたいのはそういうことなんで、別に否定はしておりませんので……。僕、聞いているのは、新しくそういう規格が変わった場合にどういうふうに検討されるというところを――できたら存続という形で残していったきたいんですけども。

**議長（堀口武視君）** 梶本市民生活環境部長。

**市民生活環境部長（梶本敏秀君）** 今おっしゃられてます規格が変わった、チャイルドシートの取り付け方法とかそういうのが変わったというふうな意味かと思っておりますけれども、現在、先ほどもお話しさしてもらいましたように、目的の趣旨がそ

ういうことでやっておりますので、規格が変わっても、その辺の補充というのか、そのような形で進めていくべきではないかというふうに考えてますんで、よろしく願います。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** ありがとうございます。

そしたら、次なんですけど、砂川樫井線の進捗の件です。尋春橋のかけかえ工事がぼちぼち始まるかなというふうに聞いているんですけど、資料もいただきましたけど、これに伴う通行どめとか、そういうことに関する呼びかけというようなことはどういうふうに計画されているのか、お聞きしたいと思います。

**議長（堀口武視君）** 馬場都市整備部長。

**都市整備部長（馬場定夫君）** それでは、砂川樫井線に伴います尋春橋の改修工事のお知らせ等についての再質でございます。

工事のお知らせにつきましては、関係区――市場区、一丘区、砂川区の区長さんを通じまして、全世帯の皆様方に周知していただけるようお願いしております。また、あわせまして市の広報7月号にも掲載いたしたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

工事施工に伴います市民の皆様にご迷惑を極力避ける方策といたしまして、周知に対し遺漏のないように心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** わかりました。ありがとうございます。

たまに、僕も一丘団地に住んで聞かれるんですけど、例のどん突きのJR沿いの道のところで、一部歩道等ができ上がってて、舗装はまだされていないようなんですけど、その車どめを取れば通行できるぐらいの道が何かできてるような感じなんですけど、あれは取って通行できないかというのをよく聞かれるんです。

というのが、あそこを使わないで行くと、すごく細くて、お互い対向するのが精いっぱいのごいせせこましい道になってますんで、これから工事等も行われて工事車両等の通行等もいろいろあ

ると思うんですけど、今、現状はそういうことなので、何か見てもったいないなという気も確かにしますんで、そういう面であればどうしても取って通行はできないのかどうか、ちょっとそこら辺を。

**議長（堀口武視君）** 池上都市整備部次長。

**都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君）** 砂川樫井線の工事関連のことにつきまして御答弁いたします。

御指摘の箇所は、尋春橋から長慶寺の入り口のところから一丘団地に通じるいわゆる里道敷等を利用した通路のことだと思います。現場の今言いました道路につきましては、道路法による道路認定供用開始をしてるところじゃないということで、現実的に通れるので皆さんが通られてるというような位置づけの道路でございます。

御指摘の砂川樫井線のことですけれども、外から見ますと、一部構造物を外せば通れるような状況ですけれども、一般の供用開始等の手続をしておりませんので、今現在それにかわるものとして暫定的に通すということにつきましては、管理上の面からいきましても少し問題があるということで、現実的には今そこを通過していただくということは無理かというふうに考えております。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** わかりました。

砂川樫井線もそうですし、あと海宮宮池公園等の件もあるんですけど、割とその、何と言うんですか、そういう情報というのは、例えばここに住んでる住民として知る権利もあると思いますし、そういうことが、例えばこういう工事の知らせももっと事前にか、公園の建設の件もそうなんですけど、それがどうも何か区と自治会がうまいこといってないようなあれがありまして、その辺、だから区長がどうやとか、自治会長がどうやということではなくて、できましたら市が中に入っていてうまいこと、やっぱり市民本位のといえますか、区民本位のそういういろんな施策をやっていたきたいなというふうなことです。

というのは、この安全対策につきましては、自治会からの要望は出てるけども、区からは出てないというようなことも実際聞きましたんで、これ

は区長さんがちょっと怠けてるのかどうかわかりませんが、もっとも自治会と区が、本当に別に目くじら立てていがみ合う必要もないと思いますし、本当に区民、市民のことを思うのであれば、やっぱりもっと仲よくして、人間的に合うとか合えへんとかいろんなこともあるとは思いますが、そういう意味で、区長会が月1回ですか、そういう役員会等もやっておられるということで、役所の中でも、総務課でしたですか、御努力いただいているみたいですが、そういうところ辺でちょっと指導、監督というか、そういうことは中に入っていてやっていただけないかなと。

僕、これ一市民の心配事として、こういう場で聞くことではないんかわからないんですけど、ちょっとお聞きできたらなと思ひまして。

**議長（堀口武視君）** 谷総務部長。

**総務部長（谷 純一君）** きょうは難しい質問ばかりいただきまして、この区と自治会の関係でございますけれども、我々としましては、先ほど議員御指摘のとおり、やはり1つは区の中に自治会があるので、そういうふうな位置づけになっておりますので、要するに、区と自治会がうまいこと連携とられて、その活動言うんですか、我々は期待してるところでございます。

ですから、市としましては、区に対しては、市の事務でありますとか、その辺を委託してるところもありますので、やはりうまいこと運用していただきたいというのが率直な気持ちでございます。

以上でございます。

**議長（堀口武視君）** 中尾議員。

**3番（中尾広城君）** わかりました。これ以上、突っ込んだ質問をすると、僕の方に飛び火が来そうなので、もう時間も時間ですし、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**議長（堀口武視君）** 以上で中尾議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明23日午前10時から本会議を継続開議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明23日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後5時19分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 堀 口 武 視

大阪府泉南市議会議員 谷 外 嗣

大阪府泉南市議会議員 上 山 忠